

令和4年第3回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9	6	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
				休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会
第2日		7	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第3日		8	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名）
	休 会			<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会 	
第4日	9	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会 	

第 1 号

9 月 6 日 (火)

令和4年第3回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月6日（火）
午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 3番 吉住 淳一 議員 4番 隈部 寛 議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)宇城広域連合議会議員
(5)議会活性化特別委員会委員長
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第45号から議案第65号及び報告第4号）
- 日程第5 町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 議案第44号 専決処分事項（令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号））
の報告及び承認を求めることについて
- 日程第7 議案第45号 美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第46号 美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第49号 令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第50号 令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第51号 令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第52号 令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第53号 令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第54号 令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 報告第4号 令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

日程第18 監査委員の意見書説明

日程第19 議案第55号 令和4年度美里町一般会計補正予算(第6号)

日程第20 議案第56号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第57号 令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算(第1号)

日程第22 議案第58号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第23 議案第59号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)

日程第24 議案第60号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第25 議案第61号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

2. 出席議員(10名)

1番	村崎公一君	2番	吉住淳一君
3番	平野保弘君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員(なし)

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	坂村浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺清君
観光商工係長	大本由加君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長 立道誠君 書記 野田まや君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） おはようございます。ただいまから令和4年第3回美里町議会議定例会を開会します。

お知らせします。説明員の高田林務観光課長より、本定例会への欠席届が提出されております。なお、高田林務観光課長の代理として、大本観光商工係長が説明員として出席されております。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、9番、今田政行君、1番、村崎公一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

8月25日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、今田政行君。

○議会運営委員長（今田政行君） 改めまして、おはようございます。

令和4年第3回議会運営委員会報告。

8月25日午後1時30分より、中央庁舎議会委員会室において、令和4年第3回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員と私今田、執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事出席のもと、開会いたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題といたしました。

まず、（1）執行部提出議案について。専決処分1件、条例関係3件、令和3年度決算関係7件、令和4年度補正予算関係7件、その他5件、合計23件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案につきましては、請願、陳情分、また発議もありませんでした。

次に、（3）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、隈部寛議員、村崎公一

議員、坂田竜義議員、福田秀憲議員、平野保弘議員から通告があり、抽選の結果、最初に坂田竜義議員、次に平野保弘議員、次に吉住淳一議員、次に隈部寛議員、次に村崎公一議員、最後に福田秀憲議員の順番に決定をいたしました。

次に、(4) 日程・会期等について。会期予定表のとおり、9月6日より9月9日までの4日間とする会期としています。日程の内容につきましては、議案集の「令和4年第3回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和4年第3回美里町議会定例会会期予定表より、日程第3、諸般の報告、次に、日程第4、町長提出議案の一括上程（議案第44号から議案第65号及び報告第4号）をし、日程第5、町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第6、議案第44号専決処分事項「令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号）の報告及び承認を求めることについて」から日程第9、議案第47号「美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を内容説明の後、質疑・討論・採決をし、次に、日程第10、議案第48号「令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第16、議案第54号「令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。日程第17、報告第4号「令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」並びに監査委員の意見書説明を行います。日程第19、議案第55号「令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）」から日程第25号、議案第61号「令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会2日目、9月7日は一般質問を行います。質問順については、坂田竜義議員、平野保弘議員、吉住淳一議員、隈部寛議員の順番で行います。

一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会3日目、9月8日は、前日に引き続き一般質問を行います。質問の順については、村崎公一議員、福田秀憲議員の順番で行います。一般質問が終わり次第、休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、9月9日は各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。

その後、議案第48号「令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第61号「令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」までを再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第62号「早楠辺地に係る総合整備計画の策定について」から、議案第65号「字の区域変更について」を内容説明・質疑・討論・採決を行います。その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営

委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について審議し、閉会の予定となっております。

以上、8月25日に行われました議会運営委員会の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日9月6日から9月9日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月6日から9月9日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から6月定例会以降の報告を行います。

6月3日金曜日、委員会室において、新人議員研修を行っております。これは、前回報告漏れがありましたので、今回報告しておきます。

6月7日、委員会室におきまして、令和4年第8回広報委員会が全議員によって行われております。

6月11日、甲佐町やな場におきまして、「やな開き」が行われております。

6月16日、正副議長室におきまして、広域連合監査打合せが行われております。

6月23日、山都町の通潤山荘にて、椎葉矢部砥用線期成同盟会総会が行われておりますので、副議長と常任委員長と一緒に出席しております。

6月27日、宇城広域連合におきまして、例月現金出納検査を行っております。

6月27日、中央公民館におきまして、町人権教育推進協議会総会が行われましたので、出席しております。

7月6日、議場において、令和4年第3回議会臨時会が行われましたので、全議員で出席しております。

同じく7月6日、委員会室において、第1回議会活性化特別委員会が全議員出席のもと行われております。

7月11日、宇城広域連合におきまして、宇城広域連合議会臨時会の説明会が行われておりますので、濱田議員とともに出席しております。

同じく7月11日、町長室におきまして、ふるさと祭りの会議が行われましたので、出席しております。

同じく7月11日、正副議長室におきまして、県道小川嘉島線の期成会の監査を

行っております。

7月14日、人吉市におきまして、令和4年度4期成会合同総会が行われましたので、出席しております。

7月19日、山都町におきまして、矢部阿蘇公園線期成会の総会が行われましたので、出席しております。

7月23日、緑川ダム周辺におきまして、議会全員の皆様とボランティア活動をしております。

7月25日、宇城広域連合におきまして、例月現金出納検査を実施しております。

同じく7月25日、宇城広域連合におきまして、宇城広域連合議会臨時会がありましたので、濱田議員とともに出席しております。

7月27日、御船町のカルチャーセンタにおきまして、常任委員長・議会運営委員長研修が行われましたので、皆様と出席しております。

7月29日、宇城市役所におきまして、主要地方道小川嘉島線道路整備促進期成会の総会が行われましたので、出席しております。

8月1日、中央庁舎におきまして、民生委員推薦会議が行われましたので、出席しております。

8月10日、自治会館におきまして、第2回熊本県町村議長会理事会が行われましたので、出席しております。

同じく10日、熊本テルサにおきまして、国道443号整備促進期成会総会が行われましたので、出席しております。

8月23日、議場におきまして、美里町子ども議会が行われましたので、皆様とともに出席しております。

同じく8月23日、中央庁舎におきまして、消防操法大会の激励会が行われましたので、出席しております。

8月24日、自治会館におきまして、正副議長研修が行われましたので、今田副議長とともに出席しております。

8月25日、宇城広域連合におきまして、例月現金出納検査がありましたので、出納検査を行っております。

同じく8月25日、委員会室におきまして、令和4年第3回議会運営委員会が行われましたので、委員の皆様とともに出席しております。

8月26日、中央庁舎及び坂本の作業道等で、常任委員会合同研修が行われましたので、全議員の皆様と自伐型林業について研修を行っております。

8月31日、畝野の現地におきまして、県道三本松甲佐線「令和金木橋」開通式に、地元関係議員の今田副議長と高田議員とともに出席しております。

9月1日、甲佐町役場におきまして、県道三本松甲佐線道路整備促進期成会総会に、今田副議長とともに出席しております。

同じく9月1日、砥用庁舎におきまして、地域包括支援センター運営協議会が行われましたので、これも今田副議長とともに出席いたしております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、議長。

それでは、私のほうから、6月議会終了後の行政報告をさせていただきます。なお、大変長くなりますので、要約して報告をさせていただきます。

6月11日、議会終了後に甲佐町の「やな開き」に出席をいたしております。

6月の12日、美里町消防団の操法大会。

6月13日、「つなぐ棚田遺産」伝達式。

6月14日、熊本地方气象台とのホットラインの訓練を行っております。

6月16日、吉田前議長に対する県議長会からの感謝状贈呈式に立ち会っております。

6月17日、美里町嘱託会の役員会に出席しております。

6月19日、レッドブルの白龍走にスターターとして出席をしております。

6月20日、社会を明るくする運動推進委員会の総会。

6月21日、WaWくまもとネットワーク運営委員会。

6月22日、ヤマト運輸株式会社との包括連携協定記者会見を行っております。

6月23日、椎葉矢部砥用線整備促進期成同盟会の理事会並びに総会に出席をし、その後、第14回美里町青色申告会の通常総会に出席をしております。

6月24日、美里町社会福祉協議会の評議委員会。

6月26日、美里町ひとり親会の通常総会に出席しております。

6月27日、午前中は町内の現場を視察をしまして、午後から美里町人権教育推進協議会の総会、その後、熊本県観光連盟表彰受賞者鳴瀬さんが表彰を受けられましたので、その表敬訪問を受けております。

6月30日、今年度新規採用職員の研修・講義を行っております。

7月1日、第72回社会を明るくする運動趣意書伝達式。その後、宇城地区観光推進協議会の総会、その後令和4年度管内出先機関主要事業説明会に出席しております。

7月の4日、宇城食品衛生協会砥用支部解散総会に出席しております。

7月5日、美里町青少年育成町民会議総会に出席しております。

7月6日、第3回議会臨時会に出席しております。

7月7日、令和4年度熊本県簡易水道協会第1回要望活動ということで、上京をいたしております。

7月の11日、ふるさと祭り実行委員会の三役会議。その後、第1回美里町DX推進本部の会議を行っております。

7月の12日から14日にかけて、総務省の過疎問題懇談会の委員として、和歌山県の北山村、奈良県の五條市をそれぞれ視察をしております。

7月の15日、美里まちづくり公社の辞令交付式。その後、まちづくり公社の取締役会議を行っております。

7月19日、矢部阿蘇公園線整備促進期成同盟会の理事会並びに総会に出席をし、午後から宇城地域木材需要拡大協議会の通常総会に出席しております。

7月の20日、緑川改修期成会の第1回要望活動で上京をしまして、そのまま東京に残りまして、

7月の22日、ダム発電関係市町村振興対策充実強化に関する要望活動、その後、公有林野全国協議会の理事会、その後、公有林野全国協議会の総会に出席しております。

7月24日、西台地土地改良の井手祭り。

7月25日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議。午後から、中央中学校の女子のソフトテニス部が表敬訪問をしております。その後、第2回宇城広域連合議会の臨時会。

7月27日、やまびこ祭り実行委員会の三役会議。午後から、治山林道工事等コンクールの審査。

7月28日、第4回議会臨時会。

7月29日、一般社団法人日本治山治水協会の幹事会に出席をするため、上京しております。

8月の1日、第20回宇城・上益城地域統一畜産共進会の実行委員会の総会。

8月の5日、全国過疎地域連盟熊本県支部の総会に出席しております。

8月の8日、美里町土地改良区の理事会。

8月の9日、第1回宇城広域連合正副連合長会議。

8月の10日、熊本県治水砂防協会の通常総会。その後、国道443号整備促進期成会の通常総会に出席しております。

8月の12日、第22回やまびこ祭り杯グラウンドゴルフ大会に朝から出席をし、その後、議会全員協議会に出席をしております。

8月の18日、美里まちづくり公社の第2回の取締役会議を行いまして、午後から熊本県治山治水協会の理事会に出席しております。

8月23日、美里町子ども議会。その後、午後から令和3年度決算審査報告を受けまして、その日の夜、熊本県消防操法大会に出場する三溪班の激励会に出席をしております。

8月24日、宇城広域連合消防本部の新庁舎落成式に出席をし、

8月25日、令和4年第3回議会運営委員会に出席しております。

8月の30日、美里町畜産育成管理品評会。

8月31日、県道三本松甲佐線「令和金木橋」の開通式に出席をしております。

翌日9月1日には、県道三本松甲佐線の期成会の役員会。その後、総会に出席をし、午後から美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会に出席をしております。

9月の5日、「アタック・ザ・日本一」実行委員会を昨日開催をいたしまして、本年は開催する方向で進めると決まったところでございます。

以上、私の行政報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） おはようございます。例月現金出納検査についてご報告をいたします。美里監第14号、美里監第21号、美里監第28号の公文を付しております。

美里町議会議長、上田孝様、美里町監査委員、大西茂、監査委員、高田美千子。

地方自治法第235条の2第1項により、令和4年5月分から7月分について、それぞれ例月現金出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定により、その結果についてご報告をいたします。

1、検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。計算表はそれぞれ別紙のとおりでございます。

2、検査の期間は、令和4年5月分につきましては令和4年6月27日、6月分につきましては7月25日、7月分につきましては8月24日に実施いたしました。

3、検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） おはようございます。令和4年6月定例会以降の宇城広域連合議員の報告をいたします。

令和4年7月11日月曜日、午前10時より、令和4年第2回宇城広域連合議会

臨時会議案等説明会が、宇城広域連合 2 階交流プラザにて開催されております。

参加者は、守田連合長及び元松、上田副連合長、宇城市議会より広域議員 5 名、宇土市議会より広域議員 3 名、美里町より上田議長と私、濱田。宇城広域連合事務局出席のもと開催されております。

議題としまして、令和 4 年度第 2 回宇城広域連合議会臨時会議案等の説明があり、議案第 1 1 号「宇城広域連合計画の策定について」から、議案第 1 7 号「令和 4 年度宇城広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び、報告第 1 号「令和 3 年度宇城広域連合一般会計事故繰越し計算書の報告」及び、報告第 2 号「令和 3 年度宇城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書」までの内容説明を受け、その後、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業の報告を受けております。

次に、令和 4 年 7 月 2 5 日月曜日午後 3 時より、令和 4 年度第 2 回宇城広域連合議会臨時会が、宇城広域連合 2 階交流プラザにて開催されております。

参加者は、守田連合長、元松、上田副連合長、宇城市議会より広域議員 5 名、宇土市議会より広域議員 3 名と美里町より上田議長と私、濱田。宇城広域連合事務局出席のもと開催をされております。

議題としましては、議案第 1 1 号「宇城広域連合計画の策定について」から、議案第 1 7 号「令和 4 年度宇城広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」について議案審議があり、採決の結果、議案 7 件について、全議案全員賛成で原案のとおり可決されております。

議案の抜粋としまして、「宇城広域連合財産の取得」があり、三角分署消防ポンプ自動車購入、取得価格 5,388 万 7,500 円（税込み）。また、南消防署、高規格緊急自動車購入、2,788 万 1,985 円（税込み）で可決をされております。

次に、報告第 1 号「令和 3 年度宇城広域連合一般会計事故繰越し計算書」及び、報告第 2 号「令和 3 年度宇城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書」は、いずれも承認をされております。

次に、令和 4 年 8 月 2 4 日水曜日午前 1 0 時より、宇城広域連合消防本部北消防署の落成式が開催されております。新しく完成した宇土市境目町 4 2 7 番地の新庁舎 3 階の多目的ホールにて、神事式及び落成式が挙行され、美里町より上田副連合長及び執行部より 3 名、上田議長と私、濱田、美里町消防団長、吉住団長、元消防長、渡邊正孝様が出席をされております。

施設の概要として、9,000 平方メートルを超える敷地に、耐震免震機能を有し、防災研修室、エレベーター、多目的トイレ、個室の仮眠室を備えた 3 階建ての本庁舎と、訓練棟 1 棟、夜間でも操法訓練ができる屋外訓練場兼緊急時用のヘリポートを設けられております。施設の特徴として、災害活動の拠点、訓練活動の拠点、

住民への啓発拠点として、「災害に強い安心・安全なまちづくりを」とされており
ます。

式典終了後、北消防署救助隊による救助の展示訓練を披露され、7メートル下の
崖に滑落した要救助者を引き上げる救助方法を実演をされております。

以上で、宇城広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。8番、福田秀憲君。

○議会活性化特別委員会委員長（福田秀憲君） おはようございます。議会活性化特別
委員会を4回開きましたので、その報告をいたします。

まず、1回目は7月の6日に開いております。そのときは、委員全員、それと上
田議長にオブザーバーとして出席をいただいております。事務局から立道事務局長、
野田主事が出席をされております。

議会活性化の取組として、情報公開について4項目、住民参加について11項目、
議会機能強化について10項目、計25項目について取り組むことにいたしました。
適宜、委員さんの意見によって、追加をするということになっております。

最初は、議会のIT化の取組について取り組んでいこうということで、優先的に
取り組んでいこうというふうになっております。それと、特別委員会は、できるだ
け全員協議会などの開催に合わせてやろうということに、皆さんの意思を合わせて
おります。

第2回委員会、令和4年7月の28日に行っております。この日は、議会の機能
強化ということで、議会IT化の取組の中で、その内容について、町行革と推進の
意見をすり合わせなければいけないということで、その取組を行革DX推進係から、
今の取組状況についてと、それと議会のIT化の概要について説明を受けておりま
す。

次に、情報公開ですけれども、議事録の公開。これについては、現状は本会議、
常任委員会、全員協議会の議事録は、公開をしていないということでありましたの
で、皆さんと検討の結果、美里町は次の議会より、本会議の議事録をホームペー
ジで公開する、常任委員会、全員協議会の議事録は従来どおりの閲覧に留める、と
いうことにしております。

次に、議員個人の賛否結果の公開。これは、議案がいろいろ出されますけれども、
その議案についてその議員は賛成したのか、反対したのか、それをどうするかとい
うことで、議論をいたしました。検討の結果、ほとんど現状は全員賛成、可決とい
うことでありますので、議案に反対の表明があった場合に、その議案だけ全議員名
を表記して、議会広報に掲載するというふうにしております。

3番目に、議員の視察・研修報告書の作成と公開ということであります。現状は、常任委員長が作成して、本会議で報告して、議会広報に公開をしているところであり、検討の結果、本会会期中の常任委員会の報告は委員長が作成すると。これは皆さんの意見を集約して作るのなかなか時間がないのでできないということで、委員長さんが作成する、そして報告するというふうにしております。

その他の常任委員会は、委員長が報告書を作成し、他の委員は視察・研修についての感想について、委員長に対し提出すると。作成した報告書は、委員長が本会議で報告するというふうにしてあります。全員で研修を行った場合には、総務文教常任委員長がその任に当たるということでもあります。議会広報でも公開するというふうにしてあります。

議長の交際費については現状どおりで、ホームページあたりでも公表してありますので、そのままやっています。

第3回活性化特別委員会。簡単に説明をさせていただきますが、住民参加ということで、住民の傍聴、それと資料の配付については、今、要旨については来られた町民の方に差し上げておりますけれども、詳しいいろいろ議案書とかいろいろの資料については、報道機関のほうに資料をあげるというふうになっております。

それと、一般質問を皆さんやられますけど、その要旨については、代表の項目以外に何項目という形で今まで防災無線で放送してございましたけれども、全項目について放送するというふうにして、今回もその放送がなされているところであります。

議会報告会の開催。これは、今まで開催をしたことはありません。それで、今度は、町民に議会の取組を知ってもらうために、年1回開催しようということで結論になっております。報告会の詳細については、時期又はルール、どういう話し合いをするかルールを定めてやっていこうということになっております。

それと、意見交換会の実施。これは、町民の多様な意見を聞いて、町政に反映するためにも、各種団体と意見交換を実施したほうがいいんじゃないかということで、「各種団体との意見交換を随時実施をしていしましょう」というふうになっております。これもですね、ちゃんとルールを定めて話し合いをしていこうというふうに決めております。

あと、第4回目の活性化特別委員会。これは、濱田議員だけ欠席をされております。ほかには、立道事務局長、坂村総務課長、渡邊行革DX推進係長、寺床主事、事業者としてNTT西日本、NTTドコモから出席をいただきまして、IT化の取組ということで、ペーパーレスの議会のシステムの実習を行っております。

以上、4回開催いたしました、その報告をいたします。報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会活性化特別委員会委員長の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第44号から議案第65号及び報告第4号の案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、議案書の2枚目の議事予定表をお開き願います。読み上げます。

議案第44号 専決処分事項（令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについて

議案第45号 美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第46号 美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定について

議案第47号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

次のページをお願いします。

議案第49号 令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

報告第4号 令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第55号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）

議案第56号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 6 1 号 令和 4 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 2 号 早楠辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第 6 3 号 有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の締結について

議案第 6 4 号 町道路線（金木橋線）の認定について

議案第 6 5 号 字の区域の変更について

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、専決処分事項 1 件、条例 3 件、決算認定 7 件、補正予算 7 件、その他 5 件の計 23 件でございます。

はじめに、議案第 4 4 号、専決処分事項（令和 4 年度美里町一般会計補正予算（第 5 号））でございますが、8 月 18 日から 21 日にかけて、北海道旭川市で開催されました全国中学校総合体育大会ソフトテニス競技個人戦に、中央中学校女子ソフトテニス部が出場することとなり、大会出場補助金を支出する必要が生じたので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1 千 8 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億 3,413 万円とすることにつきまして、専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第 4 5 号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、喫緊の行政課題に対応し、併せて業務の効率化及び住民サービスを向上させるために、町長部局の一部の課の再編につきまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 4 6 号、美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定につきましては、美里町防災行政無線の現状の課題や問題を踏まえ、今後の防災行政無線の在り方や、運用並びに更新について検討を行う委員会を設置するため、条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第 4 7 号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の改正に伴い、職員等の育児休業取得要件の緩和を図るため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 4 8 号、令和 3 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定から、議案第 5 4 号、令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定までに

つきましては、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

次に、報告第4号、令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

続きまして、議案第55号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,066万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億1,479万3,000円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、地方交付税では、普通交付税を9,741万8,000円増額し、国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金（令和4年災害分）を1,000万5,000円計上し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,555万1,000円増額いたしております。また、繰越金では、前年度繰越金を2億6,236万4,000円増額し、雑入では、宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金を2,300万8,000円計上いたしております。また、町債では、発行可能額の決定に伴い、臨時財政対策債を5,332万9,000円減額いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては、財政調整基金積立金を1億4,500万円計上し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策といたしまして、町民一人当たり5,000円を給付する原油価格・物価高騰対策支援給付金4,598万5,000円を計上いたしております。民生費におきましては、介護医療院の施設整備等支援といたしまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を700万円、美里町地域介護・福祉空間整備等補助金を773万円計上いたしております。

次に、衛生費におきましては、令和3年度の実績によりまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金を1,368万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金を1,117万1,000円、それぞれ計上いたしております。また、水道事業基金積立金を3,500万円、簡易水道事業特別会計繰出金を743万8,000円増額いたしております。

次に、農林水産業費におきましては、経営発展支援事業補助金を685万円、原油価格・物価高騰支援といたしまして、農業用燃料価格等高騰対策支援金を1,879万3,000円、指定管理者燃料価格高騰対策助成金を300万円、それぞれ計上いたしております。

次に、商工費におきましては、商工業者への原油価格・物価高騰支援といたしまして、原油価格・物価高騰対策支援補助金を2,835万円計上し、ガーデンプレ

イス・家族村備品購入費を583万8,000円計上いたしております。また、事業中止に伴います「ふるさと祭り」及び「やまびこ祭り」への補助金300万円を減額いたしております。

次に、土木費におきましては、土木総務費において、老朽危険空き家等除却推進補助金を766万増額し、道路維持費におきまして、測量設計委託料を700万円、工事費を2,700万円、それぞれ増額いたしております。また、住宅管理費におきましては、町営住宅の修繕費といたしまして634万1,000円を増額いたしております。

次に、教育費におきましては、原油価格・物価高騰支援といたしまして、給食費保護者負担軽減対策事業補助金を630万9,000円計上いたしております。

次に災害復旧費でございますが、公共土木施設災害復旧費におきまして、町単独災害復旧費を1,650万円、国庫負担災害復旧費を1,500万円、それぞれ増額いたしております。

続きまして、議案第56号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から、議案第61号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までにつきましては、前年度決算に伴います繰越金の増額や国・県支出金の返還金、繰出金など、必要経費を補正いたしております。

次に、議案第62号、早楠辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和4年度から令和7年度までの早楠辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決に付すものでございます。

続きまして、議案第63号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の締結につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法並びに関係条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

次に、議案第64号、町道路線(金木橋線)の認定につきましては、県道三本松甲佐線の道路改良工事に伴い、旧道区間を町道として引き継ぐため、道路法の規定により、議会の議決に付すものでございます。

次に、議案第65号、字の区域の変更につきましては、下永富換地区の区画整理事業の実施に伴い、関係法令の規定により、議会の議決に付すものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長(上田 孝君) 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第44号 専決処分事項（令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第44号、専決処分事項（令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについてを議題とします。内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） 議案第44号につきましてご説明申し上げます。

議案第44号、専決処分事項（令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるが、緊急に全国中学校体育大会出場に伴う所要の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第4号の専決処分書でございます。令和4年8月8日に専決処分を行っております。

別冊、令和4年度美里町一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお開き願います。

専決第4号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度美里町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,413万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月8日専決 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の2歳入でございます。まず、1番目の枠でございます。

款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金繰入金に

つきましては、本補正予算の事業実施に伴います財源といたしまして、118万1,000円を計上いたしております。

次に、3の歳出でございます。

款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費におきましては、8月18日から21日にかけて北海道旭川市で開催されました、全国中学校総合体育大会ソフトテニス競技個人戦に、中央中学校女子ソフトテニス部が出場することとなり、急遽大会出場補助金を支出する必要性が生じ、118万1,000円を計上いたしております。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第44号、専決処分事項（令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第44号、専決処分事項（令和4年度美里町一般会計補正予算（第5号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩します。再開を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第7 議案第45号 美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第45号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） 議案第45号につきましてご説明申し上げます。

議案第45号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

喫緊の行政課題に対応し、併せて、業務の効率化及び住民サービスを向上させるために、町長部局の一部を再編し、関係条例を整理する必要があるため提案するものでございます。

令和5年4月1日付けで、行政組織の改革を行うため、関係条例の整理を行うものです。

次のページをお開き願います。

美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。変更内容につきましては、別冊、説明資料の新旧対照表により、説明させていただきます。

議案第45号の説明資料をご覧ください。美里町課設置条例（平成16年美里町条例第6号）の新旧対照表（第1条関係）でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第1条の課の設置におきましては、「企画情報課」を「美しい里創生課」に、「住民課」を「住民生活課」に、「経済課」を「農業政策課」に、「林務観光課」を「森づくり推進課」に、「水道衛生課」を「上下水道課」に改めるといたしております。

次に、第2条の課の事務分掌におきましては、行政組織の改革に伴いまして、関係課の事務分掌を変更するものでございます。

4ページをお開き願います。

4ページの美里町議会委員会条例（平成16年美里町条例第147号）新旧対照表（第2条関係）から、10ページの美里町公害対策審議会条例（平成16年美里町条例第114号）新旧対照表（第8条関係）までの7つの条例につきましても、行政組織の改革による課名変更に伴い、関係条例を改正するものでございます。

議案書にお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するをいたしております。

なお、今議会において議決いただきましたら、町民への周知を十分行い、行政サービスの低下をまねかないように行ってまいります。

以上で、議案第45号について、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第45号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第45号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第46号 美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第46号、美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第46号につきましてご説明申し上げます。

議案第46号、美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定について

美里町防災行政無線検討委員会設置条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町防災行政無線の現状の課題や問題を踏まえ、今後の防災行政無線の在り方及び運用並びにシステムの更新などを検討する必要があるため提案するものでございます。

現在、本町で運用を行っております防災行政無線につきましては、平成19年に運用を始め、15年目が経過し、設備や機器の老朽化、システムの不具合、修理部品の入手困難、電波の伝送困難区域の増加など、課題や問題が山積しているところでもございます。

これらのことに伴い、今後の防災行政無線の在り方や運用並びに更新について、庁内各部局や関係機関、町内の団体代表者などで検討を行う検討委員会を設置するため、条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町防災行政無線検討委員会設置条例になります。本条例は、第1条から第12条までの構成となっております。

第1条は委員会の目的及び設置に関する規定でございます。

第1条、この条例は、美里町が管理する防災行政無線の情報伝達施設整備計画及び災害情報の提供手段の複層化等について検討するため、美里町防災行政無線検討委員会を設置するをいたしております。

第2条では、委員会の所掌事務について、規定しております。

第3条では、委員会の組織を規定しております。副町長はじめ関係機関や町内代表者などを予定しております。

第4条では、委員会の委嘱等を規定しております。

第5条で、委員の任期を規定しております。委員の任期につきましては、第2条第5項で規定しております、防災行政無線整備後における施設や運用の検証結果の報告が終了するまでといたしております。

第6条では、委員長及び副委員長の規定をしております。委員長には副町長を、副委員長には議会代表をもって充てることといたしております。

次のページをお開き願います。

第7条から第10条までにつきましては、委員長等の職務並びに会議や報酬、費用弁償等について規定をしております。

第11条では、委員会の事務局を総務課といたしております。

第12条につきましては、この条例に定めるもののほか、委員会の事務の運営上必要な事項を別に定める委任規定でございます。

次のページをお開き願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行すると定めております。

以上で、議案第46号について、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第46号、美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第46号、美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第47号 美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第47号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第47号につきましてご説明申し上げます。

議案第47号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係規定を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

今回の改正内容としましては、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

美里町職員の育児休業等に関する条例（平成16年美里町条例第33号）の一部

を次のように改正する。

変更内容につきましては、別冊、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

議案第47号説明資料の美里町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第2条の育児休業をすることができない職員の改正につきましては、第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を、「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ中「第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日」を、「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の第4項の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日」に改め、同号ロ中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員において育児休業をしている非常勤」を、「次のいずれかに該当する非常勤職員」に改め、次のページをお開き願います。同号ロに、イ、ロを別紙のとおり追加し、改正前の第3号ハを削ることといたしております。

3ページをお開き願います。

第2条3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日の第3号の改正につきましては、1歳から1歳6か月到達までの期間に育児休業するための要件を定めるため改正するものでございます。

4ページをお開き願います。

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の改正につきましては、次のページをお開き願います、非常勤職員の育児休業は、原則1歳6か月までとなりますが、条例に定める特別な事情に該当する場合には2歳まで柔軟な取得を可能とする要件を定めるものでございます。

第3条、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情の改正につきましては、次のページをお開き願います、第5号の再度育児休業取得にかかる条例で定める特別な事情に関し、育児休業等計画書により申し出があつた場合の再取得にかかる規定を削除し、第8号を第7号に繰り上げ、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があつた場合、規定を整備するため改正するものでございます。

第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な事情の改正につきましては、次のページをお開き願います、第10条第6号中、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるものでございます。

議案書にお戻りください。

4ページになりますが、附則でございます。この条例は、令和4年10月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第47号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第47号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第47号、美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第48号 令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第49号 令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第50号 令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第51号 令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第52号 令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第53号 令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議案第54号 令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第48号、令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第54号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第48号から議案第54号までの7案件について、一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第54号までの7案件を一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第48号から議案第54号までの決算認定についてを一括して議題とします。

議案第48号から議案第54号まで、続けて内容説明を求めます。会計管理者、中川会計課長。

○会計課長（中川利加君） それでは、議案第48号から議案第54号につきまして、内容の説明をいたします。

令和3年度下益城郡美里町決算書をご覧ください。一般会計並びに6つの特別会計の決算書となっております。各見出しの次のページを開けていただきますと、議案書となっております。

それでは、最初に「一般」と書いてある見出しをお開きください。

議案第48号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第48号、令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付さなければならぬため、提案するものでございます。

2ページから3ページにつきましては、総括表となっております。また、4ページから17ページまでが決算書となっております。

それでは、19ページをお開きください。

実質収支に関する調書、一般会計、歳入総額8億7,092万8,578円に対しまして、歳出総額8億3,403万3,407円となっております。歳入歳出差引額は5億3,689万5,171円となっております。

次に、翌年度へ繰越すべき財源につきましては、(2)繰越明許費繰越額が2億5,453万838円となっております。なお、繰越額の詳細につきましては、6月の定例会での報告第1号に添付されている計算書のとおりとなっております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実施収支額は2億8,236万4,333円となっており、令和4年度への繰越金となります。

また、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第48号の説明を終わります。

次に、「国民健康」と書いてある見出しをお開きください。

議案第49号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第49号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第48号と同じとなっております。

234ページから241ページまでが総括表並びに決算書となっております。

それでは、243ページをお開きください。

実質収支に関する調書、国民健康保険特別会計、歳入総額1億4,714万8,486円に対しまして、歳出総額1億3,620万6,818円となっており、歳入歳出差引額は7,094万1,668円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はありません。実質収支額は7,094万1,668円となっており、令和4年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第49号の説明を終わります。

次に、「土地取得」と書いてある見出しをお開きください。

議案第50号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第50号、令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度美里町土地取得特別会計

歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第48号と同じとなっております。

280ページから285ページまでが、総括表並びに決算書となっております。

それでは、287ページをお開きください。

実質収支に関する調書、土地取得特別会計、歳入総額10万462円に対しまして、歳出総額323円となっており、歳入歳出差引額は10万139円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はありません。実質収支額は10万139円となっており、令和4年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第50号の説明を終わります。

次に、「介護保険」と書いてある見出しをお開きください。

議案第51号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第51号、令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第48号と同じとなっております。

306ページから315ページまでが、総括表並びに決算書となっております。

それでは、317ページをお開きください。

実質収支に関する調書、介護保険特別会計、歳入総額21億1,704万1,373円に対しまして、歳出総額20億6,471万5,672円となっており、歳入歳出差引額は5,232万5,701円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はありません。実質収支額は5,232万5,701円となっており、令和4年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第51号の説明を終わります。

次に、「生活排水」と書いてある見出しをお開きください。

議案第52号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第52号、令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第48号と同じとなっております。

356ページから361ページまでが、総括表並びに決算書となっております。

それでは、363ページをお開きください。

実質収支に関する調書、生活排水特別会計、歳入総額1億9,314万8,494円に対しまして、歳出総額1億8,688万2,992円となっており、歳入歳出差引額につきましては626万5,502円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はありません。実質収支額は626万5,502円となっており、令和4年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第52号の説明を終わります。

次に、「後期高齢」と書いてある見出しをお開きください。

議案第53号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第53号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第48号と同じとなっております。

388ページから393ページまでが、総括表並びに決算書となっております。

それでは、395ページをお開きください。

実質収支に関する調書、後期高齢者医療特別会計、歳入総額1億6,263万3,100円に対しまして、歳出総額1億6,041万2,784円となっており、歳入歳出差引額につきましては222万316円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はありません。実質収支額は222万316円となっており、令和4年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第53号の説明を終わります。

次に、「簡易水道」と書いてある見出しをお開きください。

議案第54号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第54号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第48号と同じとなっております。

418ページから423ページまでが、総括表並びに決算書となっております。

それでは、425ページをお開きください。

実質収支に関する調書、簡易水道事業特別会計、歳入総額2億4,558万2,719円に対しまして、歳出総額2億4,537万6,859円となっており、歳入歳出差引額は20万5,860円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はありません。実質収支額は20万5,860円となっており、令和4年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第54号の説明を終わります。

以上で、議案第48号から議案第54号までの、決算認定に係る説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第48号から議案第54号までの内容説明を終わります。

-----○-----

日程第17 報告第4号 令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第17、報告第4号、令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、報告第4号につきましてご説明申し上げます。

報告第4号、令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告しなければならないため提案す

るものでございます。

次のページをお開き願います。健全化判断比率報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

表をご覧ください。一般会計の赤字の程度を示す、実質赤字比率及び全ての会計を合算し、その赤字の程度を示します連結赤字比率につきましては、共に赤字ではないため、比率が算定されませんので、ハイフンで表示をいたしております。

次に、地方債の返済の比重を示します実質公債費比率につきましては、昨年と同率の6.4%となっており、町の早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、地方債など将来負担すべき実質的な負債の程度を示します将来負担比率につきましても、地方債等の将来負担額を財政調整基金等の充当可能財源が上回っており、将来負担比率はありませんのでハイフンで表示をいたしております。いずれも健全な範囲にあると認識いたしております。

次のページをお開き願います。資金不足比率報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

表をご覧ください。表に記載しております2つの公営企業会計に準ずる特別会計につきましては、いずれも資金不足はありませんので比率は算定されず、全てハイフンで表示をいたしております。こちらも健全な範囲にあることと認識をいたしております。

以上で、報告第4号について、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第4号、令和3年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第18 監査委員の意見書説明

○議長（上田 孝君） 日程第18、監査委員の意見書説明を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） 令和3年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書について、ご説明を申し上げます。お手元の決算審査意見書をご覧ください。

表紙をめくると目次が出てまいります。ページに沿ってかいつまんで述べてまいります。

次のページは、美里監第26号の公文でございます。

美里町長、上田泰弘様。美里町監査委員、大西茂、同じく監査委員、高田美千子。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和3年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について述べてあります。

次の1ページから、審査について述べてまいります。

1、審査の対象は、令和3年度美里町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書と、それらの実質収支に関する調書、歳入歳出事項別明細書、財産に関する調書及びこれらに関する証書類について審査をいたしました。

2、決算書の調整並びに提出時期につきましては、地方自治法第233条第1項及び第2項に沿って、決算整理事務が適正かつ迅速に行われ、法定期間内に提出されております。

3、審査の期間は、7月25日から8月22日までの実働11日間で行いました。

4、審査の範囲については、各会計の関係諸帳簿や証書類の照合、また関係各課の資料提出や関係職員の説明などを随時求めて、法令に準拠した財政運営、適正かつ効率的な予算執行が行われているかなどを主眼に審査いたしました。

2ページです。審査の結果について、ご説明申し上げます。

(表1)において、各会計別に歳入歳出決算額が記載してあります。予算に対する執行率並びに令和2年度との増減と比率も出ております。計数は関係帳簿と符合し、正確であると認められます。一部不適切と思われる事務がありましたが、概ね適正に執行されていることが認められました。

1、一般会計の歳入については、3ページの(表2)に示してあります。歳入総額は8億6,092万8,578円で、前年度に比べ8億4,33万9,328円の減額となります。歳入の主なものについては、構成比を示してありますのでご覧ください。

前年度比欄を見ていただきますと、増額となった主なものとして、法人事業税交付金、地方特例交付金、株式等譲渡所得割交付金など11件がございます。一方、財産収入、国庫支出金、利子割交付金など10件が減額となっております。

4ページの(表3)では、収入未済額が示されていますが、国・県の支出金4億8,081万2,125円、使用料及び手数料1,801万9,004円、町税1,345万3,228円など、合計5億1,514万4,760円となり、前年度より8,922万3,012円増額しております。

5ページは、(表4・表5)で、自主財源・依存財源の状況と最近5か年間の地方交付税交付状況が示してございますので、ご覧ください。

6ページの(表6)は、歳出の状況となっております。歳出総額は8億1,340万3,407円で、前年度に比べ8億2,286万5,515円の減額となって

おります。主な歳出の構成は、民生費、総務費、公債費、衛生費、土木費、教育費などの順となっております。前年度比を見ても、増額となったのは、衛生費、民生費の2件でございます。減額となったのは、総務費、商工費、土木費など9件となります。

同じページで、(表7)では、財政諸指数の推移が示してありますのでご覧ください。財政力指数は、必要な財源をどのくらい自力調達できるかの指標ですが、この5年間変動はありません。経常収支比率は財政の弾力性を判断するもので、要注意とされる80%を超えており、これからも財政の弾力性を失わないように心を配る必要があります。

7ページの(表8)では、歳出決算額の状況が示してありまして、不用額や予算に対する執行率が示してありますので、ご参照ください。

次に、8ページ、2の特別会計の歳入歳出についてご説明をいたします。

国民健康保険特別会計については、(表9・表10)に示してありますように、歳入総額が14億6,714万8,486円、歳出総額が13億9,620万6,818円となり、実質収支は7,094万1,668円の黒字であるとともに、単年度収支でも1,130万7,921円の黒字となります。

令和4年3月末の被保険者数は2,378人、保険給付件数は5万1,011件、被保険者一人当たりの給付費は43万818円となり、被保険者数は減少しましたが、給付件数と一人当たりの給付費共に増加しているという現状でございます。

土地取得特別会計については、(表11・表12)に示してございますのでご覧ください。

介護保険特別会計については、10ページの(表13・表14)に歳入決算額・歳出決算額の状況が示してあります。歳入総額は21億1,704万1,373円、歳出総額は20億6,471万5,672円となっており、実質収支は5,232万5,701円の黒字となっております。令和4年3月末の介護保険被保険者数は4,340人、保険給付件数は2万8,547件、一人当たりの給付費が43万1,084円で、前年度に比べいずれも減少している現状です。

11ページをご覧ください。

生活排水特別会計について、(表15・表16)で歳入決算・歳出決算の状況が示されております。歳入総額は1億9,314万8,494円、歳出総額は1億8,688万2,992円で、実質収支は626万5,502円の黒字でしたが、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は706万2,254円の赤字でした。令和4年3月末の浄化槽管理基数は1,841基、2か月に1回の点検と年1回の清掃及び法定検査が実施されております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、12ページの（表17・18）をご覧ください。

歳入総額は1億6,263万3,100円、歳出総額は1億6,041万2,784円となっており、実質収支222万316円の黒字になります。令和4年3月末の被保険者数は2,401人、保険給付件数は7万3,255件、被保険者一人当たりの給付費は108万5,986円となり、依然として高額になっております。

簡易水道事業特別会計につきましては、13ページの（表19・表20）に歳入決算額・歳出決算額の状況が記載されております。

歳入総額は2億4,558万2,719円、歳出総額は2億4,537万6,859円となり、実質収支は20万5,860円の黒字となりましたが、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では1,795万6,568円の赤字となります。簡易水道事業の加入戸数は令和4年度3月末で1,983戸、前年度より52戸増えましたが、給水人口と1戸当たりの使用量は減っているという状況でございます。

以上、各会計の決算について、かいつまんでご説明をいたしました。

次に、14ページ、財政運営の状況についてまとめてございます。

一般会計における実質収支の状況は、歳入総額86億7,092万8,578円、歳出総額が81億3,403万3,407円となり、次年度へ繰越すべき財源を差し引いても2億8,236万4,333円の黒字となります。前年度の実質収支を差し引いた単年度収支でも7,815万7,820円の黒字となります。また、このページでは、歳入歳出の増減の主なものについて記載してございますのでご覧ください。

15ページ、16ページでは、予算の流用状況、不用額について、予備費の充用について、契約・入札について、詳細が述べてありますのでご覧ください。

いずれの事務手続につきましても、今後も財務規則に則った処理がなされますとともに、適正な業務遂行になお一層の努力がなされることが望まれます。

次に、指摘・要望事項の自主的実行について申し上げます。

町民税や固定資産税などの収入未差額は増加しており、徴収率も低下している中、コロナ禍で臨戸徴収ができない滞納者には、電話での督促など徴収率の向上に向けた努力の跡が見られました。

税収は本町の重要な財源であり、不納欠損処分の執行に当たりましては、善良なる納税者との公平性を考慮され、今後とも慎重な対応を望みます。

収入未済額についても、重複して滞納の案件には、担当課並びに美里町債権収納対策機構におきまして、徴収に一層努力されるよう望みます。

最後に、総括的意見について申し述べます。

令和3年度美里町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況の

審査の結果については、証書類・諸帳簿等も整理され、計数に誤りもなく正確であることを認めたとところでございます。ただ、予算の執行について、2件の不適切と思われる処理が見られ、改善を要望したところです。詳細はご覧いただきたいと思っております。

主な事務事業については、18ページ、19ページに記載しておりますのでご覧ください。美里バスについて、新型コロナ感染予防対策事業について、防災事業について、農業・林業振興対策事業について、指定管理施設について、公共施設について、中央地区水道事業等についての意見を記載しております。

本町の財政状況は、地方交付税をはじめとした依存財源が78%を占めており、また、国や県の支援が及ばないものについては、財政調整基金の取り崩し等で対応しております。令和3年度においては、経常収支比率が94.5%から86.8%と改善しており、普通交付税の増加が要因かと思われまます。

今後、上水道整備事業や公共施設等の維持管理費用の増大など見込まれるとともに、将来負担として、宇城広域連合の大型施設整備事業の公債費負担金等に多額の財政需要が見込まれます。

これらに対処するために、今後も国や県の動向を注視し、有利な補助金や起債を活用し、中長期的計画に基づき、効果的・効率的な財政運営に努められますことを切に要望いたします。

1枚ページめくっていただきますと、美里監第27号の公文がございます。

美里町長、上田泰弘様。美里町監査委員、大西茂、高田美千子。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書の提出について述べてございます。

20ページに、令和3年度財政健全化審査意見書が示してあり、審査の概要と結果を記載しております。

審査に付された関係書類は、いずれも適正に作成されており、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率のいずれも健全な範囲にあると認められ、特に指摘すべき事項はありませんでした。

21ページから24ページにそれぞれの総括表がありますので、ご覧ください。

25ページに経営健全化審査意見書が示されてあります。

審査の結果については、審査に付された簡易水道事業特別会計・生活排水特別会計の関係書類はいずれも適正に作成されているものと認められ、資金不足がないことから、資金不足比率は算定されませんでした。ただし、簡易水道事業につきましましては、出納整理期間内に一般会計への操出金を戻し入れしたことにより比率が算定

されない結果となりました。

是正改善点として、年度末においては決算見込みについて十分精査し、予算の編成・執行を行うこととしております。

これで、美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書の説明並びに報告を終わります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の意見書説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時10分とします。

-----○-----

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（上田 孝君） 議会活性化特別委員会委員長より、報告漏れの申出がございましたので、議会活性化特別委員会委員長の発言を許可します。8番、福田秀憲君。

○議会活性化特別委員会委員長（福田秀憲君） 先ほど、議会活性化特別委員会の報告をやりましたけども、大事なことを一つ忘れておりました。

議会全員ですすね、7月23日にダム湖周辺のごみ拾いのボランティア活動を行いました。これはですすね、この中で言っとかなければいけないなと思って忘れておりましたので、本当に申し訳なく思っております。

このボランティア活動というのは本当に大事なことで、議員のこうやってこうやってるんだよというやつを見てもらうために、本当にいいことじゃなかったのかなというふうに思っております。

以上、報告漏れを報告しておきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会活性化特別委員会委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第19 議案第55号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）

日程第20 議案第56号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

日程第21 議案第57号 令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第58号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第59号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第60号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

日程第25 議案第61号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)

○議長(上田 孝君) 日程第19、議案第55号、令和4年度美里町一般会計補正予算(第6号)から、日程第25、議案第61号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までの補正予算7案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第55号から議案第61号までの7案件について、一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号から議案第61号までを一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第55号から議案第61号までを一括議題とします。

まず、議案第55号、令和4年度美里町一般会計補正予算(第6号)の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長(坂村 浩君) それでは、議案第55号につきましてご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町一般会計補正予算書(第6号)の1ページをお開き願います。

議案第55号、令和4年度美里町一般会計補正予算(第6号)

令和4年度美里町の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,066万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,479万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。事項名が美里バス運行費補助金。

期間が令和5年度から令和5年度まで。限度額が604万4,000円を追加いたしております。

6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正の追加でございます。過疎対策事業債（美里まちづくり公社事業）1,000万円、現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業債490万円、の2件を追加いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載しているとおりでございます。

7ページをお開き願います。

地方債補正の変更でございます。臨時財政対策債9,600万円を4,267万1,000円に、旧合併特例事業債（防犯灯整備事業）350万円を420万円に、旧合併特例事業債（農業振興事業）3,490万円を3,960万円に、それぞれ変更いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

10ページをお開き願います。

10ページからが、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入になります。

まず、二つ目の枠の、款の10地方交付税、項の1地方交付税におきましては、普通交付税を9,741万8,000円増額いたしております。交付決定によるものでございます。

三つ目の枠、款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の3災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金（R4災害分）1,000万5,000円につきましては、7月18日から19日の豪雨によるものでございます。道路1件、河川1件分となります。

四つ目の枠をお願いします。款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金におきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金513万1,000円を追加しております。これにつきましては、キャッシュレス決済システムの導入事業に伴うものでございます。

二つ目下の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,555万1,000円を増額いたしております。

次に、目の2民生費国庫補助金の中におきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円を計上いたしております。

目の4土木費国庫補助金、道路メンテナンス事業費補助金825万7,000円を減額いたしております。これにつきましては、交付決定によるものでございます。

次のページをお開き願います。

款の15 県支出金、項の2 県補助金、目の2 民生費補助金におきまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金700万円を計上いたしております。町内の介護医療院が実施します介護施設整備に対する県の補助金でございます。

目の4 農林水産業費県補助金の経営発展支援事業補助金610万9,000円につきましては、新規就農者の機械設備等の導入に対する補助金でございます。

次のページをご覧ください。

二つ目の枠になります。款の18 繰入金、項の1 基金繰入金におきましては、平成28年熊本地震復興基金繰入金547万円を計上いたしております。これにつきましては、道路維持工事復興基金分に充てるものでございます。

三つ目の枠をお願いします。款の18 繰入金、項の2 特別会計繰入金におきましては、前年度決算による精算分に伴いまして、3つの特別会計の繰入金618万9,000円を繰り入れるものでございます。

四つ目の枠、お願いします。款の19 繰越金でございます。前年度決算に伴います繰越金、前年度繰越金2億6,236万4,000円を計上いたしております。

次に、一番下の枠でございます。款の20 諸収入、項の5 雑入におきまして、宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金2,300万8,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

二つ目の枠になります。款の21 町債、項の1 町債、目の1 総務債におきましては、発行可能額の決定によりまして、臨時財政対策債を5,332万9,000円減額いたしております。また、その下の過疎対策事業債（美里まちづくり公社事業）1,000万円につきましては、株式会社美里まちづくり公社出資金に充てるものでございます。

次に、14ページ目からが、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。15ページをお開き願います。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の11 財政調整基金費におきましては、財政調整基金積立金1億4,500万円を計上いたしております。これにつきましては、地方財政法第7条の規定による積立でございます。

次に、目の13 原油価格・物価高騰対策支援給付金事業費につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策支援としまして、住民一人当たり5,000円を給付するものでございます。補正額が4,891万2,000円を計上いたしております。

17ページをお開き願います。

款の3 民生費、項の1 社会福祉費、目の2 高齢者福祉費におきまして、介護基盤

緊急整備特別対策事業補助金700万円と、美里町地域介護・福祉空間整備等補助金773万円につきましては、介護医療院、また認知症グループホームが行います施設整備に伴う補助金でございます。

19ページをお開き願います。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費におきまして、令和3年度の実績による返還金に伴う新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金1,368万3,000円と、その下、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金1,117万1,000円を計上いたしております。

目の7水道施設設備費におきましては、簡易水道施設整備補助金505万7,000円を増額いたしております。これにつきましては、各地区の水道組合で整備しています水道施設の改修に伴うものでございます。

その下の積立金になりますが、水道事業基金積立金3,500万円を積み立てるものとしております。

次のページをご覧ください。

三つ目の枠になります。款の5農林水産業費、項の1農業費、目の4農業振興費におきまして、経営発展支援事業補助金685万円につきましては、新規就農者の経営安定のために農業機械の導入に対する補助金でございます。

その二つ下になります。農業用燃料価格等高騰対策支援金（新型コロナ対策分）になりますが、1,879万3,000円を計上いたしております。これにおきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰の支援として補正を行っております。

次のページをお開き願います。

款の5農林水産業費、項の1農業費、目の7農業構造改善対策費におきまして、佐俣の湯落石防護柵設置工事500万円を計上いたしております。佐俣の湯の駐車場の上部から落石を防ぐためのものでございます。

次のページをお願いいたします。

款の6商工費、項の1商工振興費、目の1商工振興費におきまして、原油価格・物価高騰対策支援補助金（新型コロナ対策）2,835万円を計上いたしております。これにおきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する商工業者を支援するための補助金でございます。

その下、目の2観光振興費におきまして、ガーデンプレイス・家族村備品購入費（新型コロナ対策）583万8,000円を計上いたしております。これにつきましては、キャンプ場・ロッジのエアコンを取り替えるものと、バーベキューハウスの換気設備の改修に伴うものでございます。

次に、一番下の枠をお願いいたします。款の7土木費、項の1土木管理費、目の1土

木総務費の老朽危険空き家等除却推進補助金766万円につきましては、10件分の補助を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路維持費におきまして、町道維持工事測量設計委託料700万円を増額いたしております。その下になります。町道維持工事1,600万円につきましては、町道4路線。町道維持工事（復興基金）分につきましては1,100万計上しておりますが町道3路線分になります。

次のページをお願いいたします。

一つ目の枠でございます。款の7土木費、項の4住宅費、目の1住宅管理費におきまして、町営住宅修繕料634万円を増額いたしております。これにつきましては、岩野団地の給水ポンプ取り替え等に係る修繕料でございます。

次に、三つ目の枠をお願いいたします。款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費におきまして、給食費保護者負担軽減対策事業補助金（新型コロナ対策）603万9,000円を計上いたしております。これにつきましても、物価・燃料費等の高騰により、給食費を値上げせざるを得ない状況にあり、給食食材等の高騰に伴う給食費の20%相当分を補助し、保護者の負担軽減を図るものでございます。

26ページをお願いいたします。

二つ目の枠になります。款の9教育費、項の5保健体育費、目の2体育施設費におきまして、B&G体育館トイレ改修工事（新型コロナ対策）980万円につきましては、新型コロナウイルス臨時交付金を財源としまして、B&G体育館のトイレの改修を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠になります。款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の1町単独災害復旧費の委託料、災害・工事発生土捨て場測量設計業務委託料700万円につきましては、金木に予定しております土捨て場の計画変更に伴い、新たに測量を行うものでございます。その下の工事請負費、災害復旧工事（R4災害分）500万円を計上いたしております。

目の2国庫負担災害復旧費の工事請負費につきまして、災害復旧工事（R4災害分）1,500万円を計上いたしております。これにつきましては、7月18日から19日の豪雨により被災した町道及び河川の災害復旧費でございます。

最後に、款の13予備費につきましては、今後の台風等災害や設備等の修繕等に緊急に対応するため、376万3,000円を増額いたしております。

以上、議案第55号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

次に、議案第56号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） 議案第56号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第56号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

議案第56号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,172万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,263万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

款の4県支出金、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金、節の2特別交付金につきましては、説明欄のまず1行目になりますが、保険者努力支援分9万5,000円につきましては、国保ヘルスアップ事業に従事する会計年度任用職員に対し、本年10月より、熊本縣市町村職員共済組合の短期組合員となるため、共済組合負担金の保険者努力支援分として計上しておるところでございます。

次に、その下の特別調整交付金（市町村分）の18万9,000円につきましては、まず国保事業報告システムの改修費用として16万5,000円と会計年度任用職員に対する共済組合負担金の特別交付金分として、2万4,000円を計上しておるところでございます。

次に、項の6繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として50万円を計上いたしております。

次に、款の7繰越金につきましては、令和3年度の繰越金として、4,094万1,000円を計上しております。

5ページをお開き願います。

3の歳出でございます。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の3職員手当等につきましては、職員の時間外勤務手当を50万円計上しておる

ところでは、

その下の段の節の12委託料につきましては、先ほど歳入のほうでご説明を申し上げましたが、国保事業報告システムの改修費用として16万5,000円を計上しております。

次に、款の5保健事業費、項の2保健事業費、目の2疾病予防費、節の4共済費につきましては、市町村職員共済組合負担金として11万9,000円を計上しております。

次に、款の8諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1一般被保険者保険税還付金、節の22償還金、利子及び割引料につきましては、国民健康保険税の還付金が当初の予定より多く支出が予想されるため、50万円を計上いたしております。

次に、款の8諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金、節の27繰出金につきましては、令和3年度の事務費の繰入金の確定に伴い、一般会計への繰出金として31万8,000円を計上いたしております。

最後に、款の9予備費につきましては、4,012万3,000円と計上いたしております。

以上で、議案第56号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第56号の内容説明を終わります。

次に、議案第57号、令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第57号につきましてご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第57号、令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和4年度美里町の土地取得特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

まず、款の2繰越金でございます。前年度繰越金を9万9,000円増額いたし

ております。

次の、その下になりますが、3の歳出でございます。款の2予備費におきまして、予備費を9万9,000円増額いたしております。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

次に、議案第58号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第58号につきましてご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第58号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,801万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,003万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

一つ目の枠、款の3、項の1国庫負担金から、款の5、項の2県補助金まで、歳出側の保険給付費の増額、又は財源の組み替えによる特定財源として、所要の補正を行っています。

7ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の7、項の1一般会計繰入金につきましては、目の1介護給付費繰入金及び目の2地域支援事業繰入金は、それぞれ歳出側の保険給付費、地域支援事業費の増額に対する一般会計から繰り入れる12.5%の法定負担分でございます。目の5その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として繰り入れるものでございます。

二つ目の枠、款の8、項の1繰越金につきましては、前年度決算剰余金を繰越金として5,232万4,000円を増額しております。

三つ目の枠、款の9諸収入、項の2雑入、目の3第三者納付金につきましては、第三者行為による介護保険費用を立て替えていたものについて納付がなされるものでございます。

8ページをお願いいたします。3、歳出でございます。

一つ目の枠及び二つ目の枠でございますが、款の1総務費、項の1総務管理費、同じく項の3介護認定調査費につきましては、それぞれ事務費分でございます。

三つ目の枠及び四つ目の枠でございますが、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、同じく項の2介護予防サービス等諸費につきましては、歳入予算の補正による財源組替でございます。

五つ目の枠、款の2保険給付費、項の3高額介護サービス等費につきましては、見込まれます必要額に応じてそれぞれ増額しているものでございます。

9ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援1・2以外にも介護予防・生活支援事業対象者を含めたそれぞれの相当事業費を増額しているものでございます。

三つ目の枠、款の5諸支出金、項の1償還金及び還付加算金につきましては、目の1第1号被保険者保険料還付金におきまして、当初見込んでおりました第1号被保険者の資格喪失、転出や死亡等の件数を超える見込みでありますため、介護保険料の還付金を19万1,000円増額しております。

その下の目の2償還金につきましては、令和3年度の介護給付費等の精算、介護保険事業費補助金事業の実績に伴います償還金として、2,086万8,000円を返還金として増額しているところでございます。

10ページをお願いいたします。

款の7予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして、3,615万2,000円を増額しているところでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

次に、議案第59号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第59号についてご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

議案第59号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

令和4年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとこ

ろによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ595万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,623万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

2の歳入、款の6繰越金、前年度繰越金につきましては、事業決算によります繰越金の確定により、576万5,000円を計上しております。

次に、款の7の諸収入、目の1の雑入、浄化槽設置工事違約金として18万7,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

3の歳出、款1総務費、一般会計繰出金につきましては、繰越金の確定により576万5,000円を計上しております。

次に、款の3公債費、目の2の利子、町債償還利子として2万4,000円を計上しております。

予備費といたしまして、歳入の雑入のところへの18万7,000円から2万4,000円を引いた16万3,000円を予備費として計上しています。

以上で、議案59号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第59号の内容説明を終わります。

次に、議案第60号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） 議案第60号についてご説明申し上げます。

別冊の議案第60号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第60号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,977万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたし

ます。

まず、4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2の歳入でございます。

まず、款の3繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金につきましては、11万1,000円を計上いたしております。

次に、款の4繰越金につきましては、令和3年度の繰越金として72万円を計上いたしております。

次に、款の5諸収入、項の3雑入につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合より、事務経費が歳入予定となっておりますので、4万2,000円を計上いたしております。

次に、3の歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の3職員手当等につきましては、10月1日より保険料の適用区分改定に伴いまして、被保険者証が変更となり、発送の準備の発送の事務等が見込まれますので、職員の時間外勤務として10万円を計上いたしております。続いて、下の段の節の10需用費につきましては、保険者証の送付用の封筒代として5万3,000円を計上いたしております。

次に、款の3諸支出金、項の2操出金、目の1他会計繰出金につきましては、令和3年度の事務費繰入金の確定に伴いまして、一般会計への操出金として10万6,000円を計上いたしております。

次に、款の4予備費につきましては、61万4,000円を計上いたしております。

以上で、議案第60号について、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第60号の内容説明を終わります。

次に、議案第61号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第61号についてご説明申し上げます。

別冊、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

議案第61号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億261万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

2の歳入、款の4の繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出予算の財源として743万8,000円を計上しております。

次に、下の段の前年度繰越金につきましては、事業決算によります繰越金の確定により、減額の79万5,000円を計上しております。

その下になりますが、給水工事受託事業収入につきまして50万円を計上しております。

5ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

3の歳出、款1の総務費の節の10の需用費の修繕料につきまして、230万円を計上しております。これは、永富水源発電機のUSBの取り替えや坂貫の漏水修理等で使用する予定としております。あと、その下の節の26の公課費のところ、消費税及び地方消費税につきまして、これ当初予算計上の違算により、9月・12月・3月の申告額が不足しますので、430万円を計上しております。

次の下の枠の、町債償還利子につきまして、6万7,000円を計上しております。

最後に、予備費の減額で、79万5,000円を計上しております。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会し、午後2時15分から休会とし、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日は、これで散会し、この後、午後2時15分から休会とし、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定しました。

なお、会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が第3・第4会議室をご利用ください。

明日7日、水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時55分

第 2 号

9 月 7 日 (水)

令和4年第3回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月7日（水）
午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

- (1) 6番 坂田竜義議員
- (2) 2番 平野保弘議員
- (3) 3番 吉住淳一議員
- (4) 4番 隈部寛議員

2. 出席議員（10名）

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 村崎公一君 | 2番 | 吉住淳一君 |
| 3番 | 平野保弘君 | 4番 | 隈部寛君 |
| 5番 | 高田美千子君 | 6番 | 坂田竜義君 |
| 7番 | 濱田憲治君 | 8番 | 福田秀憲君 |
| 9番 | 今田政行君 | 10番 | 上田孝君 |

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 上田泰弘君 | 副町長 | 吉住慎二君 |
| 教育長 | 吉永公力君 | 総務課長 | 坂村浩君 |
| 企画情報課長 | 松岡征二君 | 税務課長 | 池永英治君 |
| 住民課長 | 松永栄作君 | 福祉課長 | 谷口信也君 |
| 健康保険課長 | 中川幸生君 | 経済課長 | 西寺清君 |
| 観光商工係長 | 大本由加君 | 建設課長 | 富永英司君 |
| 水道衛生課長 | 安達浩一君 | 会計課長 | 中川利加君 |
| 学校教育課長 | 酒井博文君 | 社会教育課長 | 長井一浩君 |

5. 事務局職員出席者

- 事務局長 立道誠君 書記 野田まや君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主事の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

6番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） 議長、6番、坂田竜義でございます。通告に従いまして、3項目質問をいたします。

1点目は、令和4年6月26日地震の対応について、2点目のふるさと納税の積極的運用について、3点目がドローンの活用によるまちづくりの推進について、お尋ねをいたします。

まず、6月26日の地震の対応の関係ですけれども、ご承知のようにJアラートというですね、全国瞬時警報システムというのがございます。一般常識的には、この地震の場合は震度5ですかね、震度5以上の場合は自動的に防災無線、あるいは携帯電話等のルートを通じて、瞬時に警報が発動すると、こういうふうを受け止めておったわけですが、今回の地震については、携帯メールは鳴りましたけれども、防災無線が機能しなかったというようなことでございます。「あれっ」ってラジオとかテレビとか携帯は来るけども、何で本家本元の防災無線のほうがですね、何にも放送とかなかったのだろうかという率直な疑問から1点お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、緊急地震速報につきましては、気象庁が強い揺れが予想される地域に対し、重大な被害が起こる恐れがある場合のみ警報します。発表するものでございます。また、緊急地震速報につきましては、大きく分けて、「警報」と「予報」の2種類がございます。

議員ご質問の、「なぜ防災無線は機能しなかったのか」について、ご説明申し上げます。

防災行政無線で、緊急地震速報が流れる仕組みとしましては、気象庁が地震波を

観測し、警報を発表した場合、消防庁の全国瞬時警報システム、議員おっしやいまして Jアラートが起動します。Jアラートから本町の防災行政無線が強制的に連動され、戸別受信機から緊急地震速報が流れることとなっております。

しかし、美里町を含む今回の地震発生地域における予想震度が5弱未満であったため、緊急地震速報・警報が発表されず、防災行政無線が起動いたしませんでした。以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） その辺りがですね、一般の町民からすると非常にわかりにくいわけですね。普通もう放送があるものと思っておる人が大半なんですね。携帯メールは鳴った。テレビとかでももちろんテロップが流れた。なのに防災無線はなぜと。今、説明がありましたが、その説明ではなかなか、理屈としてはわかります。一般町民としてはあんまり理解ができないと思うんですよね。ですから、例えばそういうことで予報と警報があるということで、警報のときしか鳴らないというか、そういうことになってますと言われてもですね、なかなかこのストーンと来ないわけですね。

結局、今説明がありましたように、Jアラートにつきましては、気象庁から送信される気象関係情報とか、内閣官房から送信される有事関係の情報、あるいは人工衛星を利用して地方公共団体に送信して、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するということが前提になっておりまして、それが理屈ではそういう言い訳がありますけれども、それではその警報に当たらなかったから防災無線は起動しなかったということなんです、その場合に、担当課、担当職員はちょっときついと思いますけれども、やっぱり夜中とかですね、そういう地震はいつ起こるかわかりませんので、その防災無線が起動しなかった場合の、町としての対応としては何か、役場の当直の人にしろと言ってもなかなか難しいと思うんです。ですから、瞬時にそこを判断をしてもらって、防災無線が起動しなかった場合の対応については、今後のことです。今度の分はもう済んでますからね。今後、そういう5以上の地震があって、警報でないなら鳴りませんということじゃなくてですね、予報であってもそういう対応ができないのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 6月26日に発生しました地震につきましては、先ほど総務課長のほうからも説明がありましたが、気象庁のほうがその地震波によってですね、震度5弱には至らないという判定、予想を、予測をしたということで、今回Jアラートが起動しなかったということでございます。しかしながら、議員がおっしやいましてのように、携帯のメールであったり、ニュースであったりというもので、すぐ

地震、しかも美里町が一番強い揺れを観測したということがありましたので、すぐに職員等、特に防災担当の職員はすぐに参集をしております、その後、30分以内には52名、45分以内に30人、1時間以内に11人等、最終的に122名の職員が出勤をしたということでございます。

ただ、今回の地震におきましては、本来であればそこまでの体制をとる必要はありませんでしたけども、5弱を記録したと。美里が一番揺れがひどかったということで、緊急的に災害対策本部を設けて、できる限り、出勤できる職員は出勤をしてほしいということで、夜中に出勤をしてもらっているところでございます。

今回の対応は、そういう対応をとらせていただいております。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） それはわかりましたけれども、今後ですね、そういうことで気象庁が、要するに、警報でないと起動しないということでしょう。ですから、そうであったも、町としての放送、町民向けの放送というのはですね、してもらえませんかということですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） Jアラートにおきましては、地震の発生直前にですね、皆さんにお知らせをして、身を守る、そういう行動をとってもらおうというような意味があります。ただ、職員が町民向けに何かの警報を発するとした場合はですね、若干時間差は起こりますけども、例えば、何らかを、いろんなことを伝えることがある可能性もありますので、そういったところはまたいろいろと。例えば、「こういうことを伝えてほしい」とか、「こういう警報を発してほしい」とか、そういったことをお伺いしながらですね、今後研究してまいりたいというふうに考えます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） ぜひ、そういう対応をお願いしたいと思います。

結局、避難所の開設であるとか、そういうものについては翌日の放送になったですよね。ですから、夜中だから、夜中に避難所開設しましたという必要もないかもしれないけれども、実質の放送は翌日に、こうやって避難所を開設したというのが、それはありました。やっぱりテレビとか携帯を見てもですね、町の声で町民に知らせてもらおうと安心するわけですね。そういう意味で要望しておりますので、よろしくをお願いします。

緊急地震速報は、言われるように地震発生直後に、震源地に近い地震計が感知した観測データを基に、気象庁が電気信号で「これから強い揺れが発生します」ということを伝える速報でございます。それで、これが携帯キャリア各社を経由して、携帯に届くということになりますけれども、1と少し関連しますけれども、携帯電

話の緊急速報メールは入ったのに、なぜでしょうかということ、そこをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員のご質問の、「携帯電話会社の緊急速報メールは受信しているのになぜか」ということにつきましてですが、先ほど説明したものとダブるかもしれませんが、緊急地震速報の種類の中で、緊急地震速報、先ほど言われていましたように、「予報」というものがございます。この緊急地震速報（予報）につきましては、先ほどありましたように、Jアラートでは発信されない情報となりますが、また、行政無線でも放送されませんが、各気象情報を発信する気象庁が、予報業務を許可した業者より情報が発信されております。

緊急地震速報の予報の発表基準は、震度が3またはマグニチュード3.5以上と予想されたときと定められており、今回の地震はこれに該当するため、町民の方々の情報機器端末（携帯電話などですね）に、緊急速報メールが送信されたものでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） そういうことで、今後の対応については、先ほど申し上げたようにお願いしておきたいと思っております。

熊日の記事、ずっと、6月27日、7月15日・20日、それぞれ出されております。防災係長のコメント等も出されておりましたけれども、結局震度5弱というのに、6月27日の熊日では「住民が不安を募らせた」と。7月15日の熊日によりますと、震度計と体感に差があつてですね、「前の地震と比べるもんだから、大したことはなかったな」というようなことかなというふうに思います。

ですから、一応、その関連でお尋ねしますのは、地震計がですね、町内に何箇所設置されておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

地震計は、気象庁と地方公共団体、国立研究開発法人、防災科学技術研究所の3者の機関などにより、全国にそれぞれ設置してあります。その中で、美里町内には現在、役場中央庁舎と永富の老人福祉センター及び柏川の葛之尾橋付近の3か所に震度計が設置してあります。その中で、美里町の震度情報として気象庁が公表しているものは、永富の老人福祉センターにございます地震計と中央庁舎に設置しております地震計の2か所になります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） ちょっと調べてみましたけれども、いわゆる老人福祉センターに設置されております地震計につきましては、1996年に国立研究開発法人防災科学技術研究所ですか、ここが設置をしたということになっております。

今、説明がございましたように、大体、気象庁と自治体とこの研究所、この3者で地震計を設置するというのが基本的になっておるようでございます。全国で4,379か所で、県内に106か所と、内3か所が町内と。こういうことだろうと思いますけれども、設置箇所についてはわかりました。

それで、熊日の記事とかを見てみますと、震源地についてはですね、「熊本地方」とかって出るわけですね。「熊本地方」といってもどこが震源地なのか、全くわからんというかですね。前の28年の地震のときには、いわゆる布田川断層帯と日奈久断層帯が交差する箇所付近とか、10キロとか、いろいろ出ておりました。今回の場合は、なかなか「熊本地方」ということで、どこが震源地なのかなど。で、いろいろ、これも熊日に出ておまして、7月20日の熊日によりますと、これ、東北大学の遠田教授がですね、見解を出しておられまして、日奈久断層帯は動いていないということで、広い意味で熊本地震の余震であろうというふうな見解が出されておりました。この見解は当然、執行部も見ておられると思いますが、この辺りの、この震源地と、この日奈久断層ですね。緑川断層ももちろんありますけれども、その辺りのことについてはどうお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

6月26日に発生しました本町の震度5弱の地震におきまして、「震源地と日奈久断層との関係はどうなっているのか」という議員のご質問につきましては、日奈久断層帯が直接関係しているという情報や報告は存じておりません。しかしながら、この地震に関連しました各種報道や気象庁からの報告の中には、今回の地震が日奈久断層の近くであり、この一帯では過去にも地震が連続し発生していること、また、日奈久断層帯は動いてはいないが、平成28年に発生した熊本地震の余震である可能性や日奈久断層帯近くの小規模な断層が動いたというような見解などがあります。いずれも、熊本地震の余震である可能性が指摘されており、今後も同規模の地震への備えが必要と言われております。

また、日奈久断層帯の日奈久区間におきましては、国の地震調査委員会の長期評価で30年以内にマグニチュード7.5程度の地震が発生する確率が最も高いSランク、発生確率で言いますと3%以上とされており、南海トラフ等の危険性も叫ば

れております。

そのことを踏まえ、本町としましても、今後も情報の収集や発信、各種啓発による防災意識の醸成など、地震を含めた防災への備えを進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 今、説明がございましたように、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

2点目は、ふるさと納税の積極的運用について、お尋ねをいたします。

ふるさと納税、2021年が最高額をとということで、寄附額総額が8,302億、全国です、過去最高ということを出ております。制度が2008年に発足をいたしまして、2008年の当初の時点と比べると100倍になっていると。こういう状況でございます。2021年で、県内におきましても、255億円ということで、184万件、件数にしているところでございます。

問題は、返礼品をめぐる国と自治体との軋轢というのが収まっておりません、制度のひずみということでは言われているわけでございます。

この1点目の、現状と当面の取組としておりますが、これは最後の部分とちょっと重なりますので、まず、2点目のふるさと納税のいわゆる寄附金が、町としての金額は大体把握しておりますその金額は今、幾らになっているのか、件数が幾らかを踏まえた上で、寄附金が増えない原因をですね、執行部としてはどう捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

寄附金が増えない原因をどう捉えているかというご質問ですが、当町では2008年にふるさと納税を始めて以来、年々寄附額が増えておりますが、他自治体と比べると、さらに増やせる余地があるというふうと考えております。

当町へのさらなる寄附額増につなげるためには、他自治体の成功事例から分析すると、まず、寄附者にとって魅力的な返礼品であること、そして様々なニーズに応えられるアイテム数があること、が挙げられます。これらに加え、町の知名度や特色ある観光資源、有名な企業産品、独自のストーリー性、生産者のこだわり等の訴求力、地域貢献との結びつき、トレンドの把握など、寄附者の心をくすぐる付加価値を付けていく必要があると考えております。

この具現化の一つに、今年度新たに寄附いただいた方の名前を記した木札を、石

段の900段地点に掲げるという返礼品を開発しました。

このような、美里町にしかできないような返礼品の開発などを行うことで、少しでも興味や愛着を持っていただき、関係人口の創出にもつなげてまいります。

また、返礼品のみならず、美里町に寄附してよかったと思っていただけるよう、寄附をどのように使い、どのような効果があったのかなど、寄附者へのフィードバックにつながる広報にも取り組んでいければと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 先ほどひずみということで申し上げましたが、返礼品を介して寄附を呼び込むという仕組みにこのいろんな問題が起因しているということが言われておまして、返礼品の調達枠の30%ルールが決められておりますが、要するに30%ルールに違反するような自治体が後を絶たないというようなことでございます。

2022年におきましても、宮崎県の都農町ですか、と、兵庫県の洲本市。これがそのルールに違反したということで、除外を総務省からされております。2021年の全国平均が調達枠の27.3%ということで、非常に上限に迫っていると、こういう状況でございますし、多額の寄附を集めた自治体に対して、特別交付税の減額がですね、行われたところでございます。具体的には、19年度に減額された大阪の泉佐野市におきまして、特交の減額がされまして、市が国を相手に提訴を行いました。その結果、大阪地裁の段階では、要するに市が勝訴したわけですね。いわゆる特別交付税を減額するということはですね、違法だということで、裁判所が判定をいたしまして、今のところ、泉佐野市のほうが勝訴している。これは控訴されておりますので、今後上級審でどうなっていくかはわかりませんが、非常にこの、国もですね、あんまりもう大上段にそういうことをやることについて懸念が、いろんな問題が出てきていると、こういうことだろうというふうに思います。

一応、先日ですね。議員研修が行われまして、「ふるさと納税の成功事例と活用のポイント」ということで公演がございまして、非常に参考になったところでもございます。

今後のですね、返礼品の選定、どうしていくのか。いろいろ農業公社も設立されまして、そのふるさと納税の返礼品についても検討事項の一つになっているというふうに聞いておりますけれども、今後ですね、どのように返礼品を選定していくのか。その点について、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

返礼品は今後どう選定していくのかというご質問ですが、ふるさと納税の返礼品認定の主な要件は、一つ目、主原料の産地が美里町内であること、二番目、産地は別でも、加工等付加価値の大部分が町内で行われていること、三つ目、商品券等、提供されるサービスが美里町と関係するもの、などです。

これまでも返礼品の掘り起こしや開発などを行ってまいりましたが、要件を満たす事業所はまだまだ眠っていると思っております。8月より業務委託を行っている美里まちづくり公社ですね、を通じ、これまで以上に事業者と連携を深め、新たな返礼品の開発を行ってまいります。

議員の皆様からもですね、こんなに素晴らしい商品があるといった情報や、こんな商品を開発したらどうかといったようなアイデア等、いただけたらありがたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 先ほどちょっと言い間違えたかもしれませんが、まちづくり公社ですね、まちづくり公社が発足いたしまして、今いろいろ鋭意努力をされているというふうに思います。

一つは、いろいろ議会の中でも議論をしていかなければなりませんけれども、例えば、米ですね。非常に米をブランド化して、特産品として返礼品に使うとか、いろいろアイデアがあるだろうというふうに思います。今後、十分その辺りをですね、一番やっぱり受けるようなですね、どこにもあるような肉とかいろいろ、馬刺しとか共通のものも使っているということになっておるようですね、ただ本町に、独自のやっぱり、これなら素晴らしいというものをぜひですね、選定していただきたいと、このように思うところでございます。

ただ、問題なのは、寄附の半分が経費に充てられまして、21年度では全国で46.6%が返礼品の調達費とかですね、広報などに使われていると、こういう記事が出ております。で、寄附の奪い合いの結果、都市部を中心に経費や控除額が、寄附を上回る実質マイナスの自治体も出てきているというようなことでございます。

寄附の限度内であれば、自己負担の2,000円を引いた分だけ住民税が軽減されるという制度でございますけれども、金持ち優遇という批判も出ておるわけでございます。例えば、地元の行政サービスに対する応益負担の原則に反すると、こういう指摘もあっているところでございます。

現状として、本町においてですね、他の自治体に町民の方が寄附をされまして、うちの住民税の控除を受ける人たちですね、これが大体どの程度、額・件数あるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 池永税務課長。

○税務課長（池永英治君） それでは、ふるさと納税にかかる控除額についてご説明いたします。

美里町に住所を有する人で、令和3年に他の自治体へ寄附された金額は2,296万5,400円で、控除された金額は478万691円となっております。

また、件数につきましては91件、控除の割合は21%。平均額が25万2,367円となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 美里町民の方が、ほかの自治体に寄附をしてですね、美里町の税金が控除されると、非常に矛盾しとるなと思いますけれども、これは、減収分は補填されるという制度にはなっておりますけれども。非常にこういうですね、何か矛盾してるなというふうにいつも思っておるところでございます。

熊本市の例がこの前出ておりましたが、熊本市の場合はですね、21年度の寄附の受け入れが5億9,000万、約6億円。市民が他の自治体に寄附したことで、22年度に減る住民税額が18億ということで出ておりました。それで、減収はですね、21年の1月から12月の寄附に、単純に13億円のマイナスですというような熊本市の事例が出ております。ですから、熊本市自体ももっともふるさと納税で寄附を集める努力が一方では足りないのかなと思いますけれども、出す分が多くてマイナスになると、これは非常にいかんなど、熊本市がもっと手本を示してですね、納税額も増やして「こうせにやいかんよ」と言って示してもらおうとが本当ですが、実態はそういうことになってないということでございますので、ますます、要するに、返礼品とか総合的にやっぱり研究してですね、ふるさと納税、企業版の納税も宇城・宇土ではいろいろ取組をされておるようでございますけれども、まず、このふるさと納税の根本的な返礼品の選定も含めて、重点的に取組を進めていただきますように、お願いをいたしておきたいと思っております。

最後に、産地偽装問題への対応についてお尋ねをいたします。

一応、具体的な名前とか申し上げませんが、残念ながら、町内の業者におきましてですね、産地偽装問題というのが出まして、非常に残念に思っておるところでございます。問題は、要するに会社の存続がですね、そのまま続いていけば何も問題ありませんけれども、そのあたりが今のところわかりませんが、やっぱり一番問題は、20人も30人もおられる従業員のですね、処遇。今後のことが一番心配をしているところでございます。会社が存続して、引き続いて雇用が守られていくということであればいいわけですが、そうではない場合も考えられ

ますので、そうした場合は、ちゃんと町が基本的に、ハローワーク等とも連携をとりながらですね、そのあたりの対応はきちんと、従業員の皆さんが不安を招かないようにですね、取組をしていただきたいと、このように考えるところでございます。

そういうことで、この産地偽装問題の対応、問題はもう一つ、ちょっと申し上げますけれども、やっぱり返礼品にこの品物が使われとったということがございますので、そのあたりの対応については、実際うちの町に寄附をした方で、その方に返礼品としてこの品物をですね、使った方に対する対応についてはきちんとされているだろうかと心配を持ったもんですから、そのあたりについてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） このたび、本町の事業者から、不正競争防止法違反の疑いで逮捕者が出たということはとても残念でなりません。

ふるさと納税の返礼品として、対象となる期間に同社の商品を注文された方がいらっしゃいます。また、寄附総額は約45万円となっております。当事業者が提供していた返礼品につきましては、現在、美里町ふるさと納税返礼品としての取扱いを停止しておりますが、偽装問題への対応といたしまして、寄附をいただいた方には町から手紙を送付するとともに、町ホームページにも概要を掲載するなど、迅速に対応したところでございます。

また、他事業者の返礼品登録に際しましては、新たに登録基準等に対する同意書を取ることで、内容の理解を深めてもらうことで再発防止につながっていくよう、取組を行っているところでございます。

町といたしましては、今回の問題によるマイナスイメージを一日でも早く払拭し、これまで以上のふるさと納税を集めることができるよう、努めてまいりたいと考えております。

なお、議員がおっしゃいました雇用の問題等につきましては、今後の会社の進み方を見させていただいて、対応ができる部分はしっかり対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） よろしく対応、お願いしておきたいと思います。

それでは、3点目の質問に移ります。

ドローンというのがですね、非常に今話題になっておるところでございまして、ドローンの活用によるまちづくりの推進について、お尋ねをいたします。

ドローンの語源というのは、ブーンということで、雄バチがですね、ブーンと飛ぶというところから語源が成っているようでございますけれども。

まず、1点目のこの今後の町政にどう生かすかという部分が、後の部分と4点目

のところで申し上げますので、まず、林業分野の運用についてですね、まずお尋ねをしておきたいと思います。

政府林野庁におきましては、2022年度から競争力ある林業の転換に向けた経営支援を本格化するというところで、国内の人工林の半分はもう50年を超えておるといところでございまして、伐採の適齢期に入っているということで、ドローンやITの導入によってコストを削減して、効率化を目指そうというのが林野庁の考えでございます。

先日も、議員でいわゆる自伐型林業ということですね、徳島県の橋本先生の講義をいただいて、また坂本の町有林、現地を作業道を作っている現場をみんなで行きまして、勉強したところでございますけれども、非常に本町におきましても、この7割が森林ということですね、林業に対するやっぱり政策というのは非常に重要になってきていると、このように思います。林野庁もいろいろ、計画としては将来的な構想も含めて出しておはりますが、すぐ本町にどの部分が適用できるかというのはよく検討しなければならないということでもあります。

そういうところで、まず林業分野へのこのドローンの運用ですね。この辺りについては、当面どのようなお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 大本観光商工係長。

○観光商工係長（大本由加君） 林業分野への運用はどうなっていくのかということにつきまして、ご説明申し上げます。

林野庁では、林業従事者数は年々減少傾向にありまして、人手不足の解消の手立てとして、ICTなどの先端技術を活用したスマート林業による魅力ある職場づくりを目指しています。木を育て、製品化するまでの工程を多くの人員で現場に入り、木材を生産していますが、ドローンを導入することで森林の現況調査や測量、そういった情報をデジタルデータベース化し、業務のスピードアップと質の向上を図ることができます。事例としましては、ドローンを使って空撮することで、山林の樹木の本数、樹高、地形状況を解析し、間伐・皆伐などの伐採や作業路のルート作成、災害現場での復旧計画や森林保険業務での被害調査などがございます。

また、皆伐後の再生林の際の苗木運搬など、人手が多く要る現場での活用が期待できると考えています。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 林野庁ではドローンを使ったレーザー測量でありますとか、森林の形状を調査分析して、作業の効率化を図るとか、今言われました造林作業のときのドローンによる運搬ですね、こういったことが現実的に町でも取り組まれるこ

とかなというふうに思います。あと、遠隔操作機械による伐採で安全性を高めるとかいろいろ取組の計画はあるようですけども、国からのお金ですね。森林関係とは別にして、どの程度の補助等があるのか、今のところわかりませんが、その国の補助の内容を十分検討していただいて、林業の分野でもですね、ぜひドローンの活用を進めていただきたいと、このように思います。

次の農業分野。これはいわゆるスマート農業ということで、いろいろ取組がされておるところでございますけれども、この農業分野における今後のいわゆるスマート農業への運用ですね。この点についてはどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農業分野でのドローンの活用につきましては、無人航空機による空中散布としまして、水稻栽培に関わる農薬散布が実施されております。大半の水田は空中散布用無人ヘリを利用し、農薬散布（防除でございますが）を実施されております。

そのほかに、空中散布用ドローンを利用し、農薬散布を実施されている団体が5団体ございます。本町は、中山間地域という指定を受けておりまして、不利な条件での水稻栽培ということもありまして、今後は労働時間の短縮や低コスト化に向けた取組の一環といたしまして、運用されていくことが予想されております。

また、水稻栽培だけではなく、露地野菜の栽培につきましても、農薬や肥料の空中散布での施肥によりまして、労働時間の短縮や低コスト化に期待されます。

ドローンは小型の航空機でございますが、中山間地域の農業推進に適したものと考えております。

農薬の空中散布のほかにも、農地の圃場の育成状況の確認など、多岐にわたる活躍が見込まれます。このため、ドローンの購入を希望される農業者におきましては、国の補助事業や町の農業用機械等、導入補助事業などを活用いたしまして、購入費の経費負担を引き続き支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 林業・農業分野、今説明がございました。

今、ドローンを使って農薬の散布だとか、いろいろされている事例も町内でもございますけれども、さらに、いわゆる3割補助の対象になってるというふうに思いますけれども、さらにこのドローンの活用についてもですね、研究をしていただいて、スマート農業を更に進めていただきたいと、このように思います。

ちょっとここに出しておりませんが、聞くところでは、いわゆる税務課、経済課、建設課にも関係しますかね。いわゆる航空写真、これが何かえらい古いの

しかないと聞いておりますので、例えばカメラを搭載したドローンを購入して、まあ業者に頼めばいいですよ。ものすごくお金がかかりますたいね。ですから、そうじゃなくて、ある程度のカメラを搭載したドローンを使ってですね、そういう航空写真の古いのを更新するために、そういうことを考えてもらうとかですね。そういうことは必要じゃないかな。前聞いたことがあったんですよ。ですから、今、経済課とか建設課、税務課も関係します。航空写真がものすごく古くなって、あまり使えんと。現状ともものすごく変わってるということで聞いたことがございますのでですね。そういう点についても活用方を研究していただきたいと、このように思います。

最後に、ドローンの今後の全般的な町政にどう活かすかということも含めてお尋ねをいたしますけれども、例えば買い物難民支援とかですね、あるいはお年寄りの見回り・見守りですね。こういったこと、私がちょっと考えた範囲のものでございますけれど。例えば、買い物難民というのは、例えばコンビニからですね、品物をドローンに積んでですね、該当の個別の家には無理でしょうけれども、そこの近くの集会場とかまで持って行って下ろすとかですね。いろんな事例がありますね。

そういうことで、何回も買い物支援とかのお尋ねもしておりますけれども、このなかなかその「よんなっせ」についても売店をつくってほしいとか要望がございます。そういうことで、買い物支援という意味での使いみちとかはないのか、あるいはお年寄りの見守りということでですね、例えばカメラを搭載したドローンで一人暮らしのところを重点に上空から回って、例えば、どがんかあると旗を立てたりされとりますね。そういうことで、ドローンがカメラで判断してですね、元気でいるかおらんかの判断をすとか、いろいろですね。これは私の勝手な考えですから、これが実用化するか何か別にして。

そういうことで、ドローンの活用というのは、非常に無限大に広がっていくような気がいたしますから、そういう買い物支援、お年寄りの見回りも含めて、今後このドローンの活用というのを町政にどう生かしていかれるのかですね。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、多くの自治体でドローンを活用した地域おこしや地域の諸課題解決に向けた取組、実証実験など行われていることは承知をしているところでございます。また、今後はさらに様々な分野におけるドローンの活躍も期待されているところでございます。

実際に、長野県伊那市では、中山間地域における買い物弱者を支援するために、ドローンが配達を行う官民共同での物流プロジェクトが開始されておりますし、農

業や林業でも、先ほど説明がありましたように、その活躍の場はさらに広がることは確実だと認識をしているところでございます。

しかしながら、飛行時間や距離、安全性や採算性など、解決すべき課題も多く残されております。

その上で、今後の町政への活用についてでございますが、実際に町が抱える諸課題の解決に有効な手段であることは間違いないと考えます。今後は安全面での課題が解決されるなど、ドローン技術のさらなる発展を注視しながら、先ほど申しましたような先進地などの視察も行い、美里町における活用の可能性をしっかりと検討していきたいと考えております。

先ほどご提案がありましたことも踏まえ、様々な可能性を探ってまいりたいと考えます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 今、総括的に答弁がございましたけれども、ぜひドローンの活用については、無限大に可能性としてはあるというふうに思いますので、ぜひ執行部としても研究・検討されますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を11時5分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、2番、平野保弘君の一般質問を行います。平野保弘君。

○3番（平野保弘君） 2番、平野でございます。通告に従い、質問をいたします。

本日は、1番目にマイナンバーカードの普及推進について、2番目に肥料の高騰対策について、3番目に交通安全対策について、4番目に砥用庁舎への上り坂について、この4項目について、質問をいたします。

まず、1番目のマイナンバーカードの普及推進についてです。2016年の1月から、マイナンバーカードの交付が行われています。美里町はマイナンバーカードの取得率が県内でも最低水準にあるということでありまして、取得率を40%まで向上させることを目標に力を入れているところであります。私も周りの人に勧めてみました。私の説明が足りないのか、信じ難いのか、一步を踏み出してもらえない方もいらっしゃると思います。

そこで、今回質問をさせてもらうことにいたしました。まずは、マイナンバーカードの現在の取得状況はどのようになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松永住民課長。

○住民課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

マイナンバーカードの交付率は、令和4年8月末現在で30.8%となっております。なお、この交付率は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口に対するものとなっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） だいぶ増えてきたようですが、40%にはまだまだというところだと思います。

国は、表向きには2022年度末までに、全国民への交付を目指しているようですが、全人口を対象にした場合、現実的に100%は無理ではないかと思えます。実際のところは、つくることができる人は全部つくってもらいたいということなのでしょう。それでもですね、現状から言えば、美里町の目標が40%であるということからも、非現実的な目標だと思うのですが、政府はあくまでも全国民に交付するというので、マイナポイントをはじめとした多額の補助金を出して普及を進めています。

現在は、マイナンバーカードの取得は義務ではなく任意なわけです。義務ではない以上、それぞれの個人がマイナンバーカードをつくるかつからないかの判断をすることになります。個人でつくるかつからないかの判断をするためには、その判断をするための材料、メリットとデメリットを知らなくては、判断はできないと思います。まだまだ国民、町民の中には、何のためにマイナンバーカードをつくるのか、であったり、カードを持つことでのメリットとデメリットを知らないというか、わからない方が多いと思います。メリットやデメリットには個人差もあるかもしれませんが、認識の違いもあるかもしれませんが、今考えられるメリットとデメリットは、どのようなものがあるか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松永住民課長。

○住民課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

マイナンバーカードのメリットとしましては、代表的なものとしまして、本人確認の際の公的な身分証明書として利用ができます。運転免許証を返納した人のように、顔写真付きの本人確認書類を持っていない方には大変役に立つものになります。

次に、健康保険証として利用ができます。まだ、一部の医療機関で対応できない場合もありますが、徐々に対応できる医療機関が増えていくものと考えられます。

なお、健康保険証以外でも各種カードとの一体化が計画されているところがございます。

次に、各種の行政手続のオンライン申請に利用ができます。オンライン申請につきましては、国のデジタル・ガバメント実行計画において、各種手続のオンライン化が示されており、オンラインでできる行政手続が徐々に増えていくものと考えられます。

デメリットとしましては、適切にカードが管理されていない場合を除いて、特にはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） 今、説明がありましたとおり、現時点でのメリット、そう強く感じられる方は少ないかもしれませんが、これから先ですね、増えてくると、便利になってくるといふふうに思います。

一般的に、デメリットと言われているのはですね、セキュリティの問題や個人情報の漏洩も確かに心配されると思いますが、対策も十分講じてあると思いますが、自分で気をつけることも大事だと思います。カードを見ただけでわかるものは仕方がないでしょうが、暗証番号の管理もちゃんとして、悪用されないようにはしなければなりません。どうしても個人情報を守りたいという人はですね、それなりに隔離していくしかないのかなというふうにも思います。私は、実際そう気になるところはありません。

先ほども言いましたが、メリットについてはですね、今利便性で現在飛びつくようなところがないと、現時点ではないと思いますが、ただマイナポイントをもろうことができるというのもですね、メリットになると思います。私は、マイナポイント第1弾の5,000ポイントで飛びついた人間なのですが、少しマイナポイントについて考えてみたいと思います。

今では最大で2万ポイントをもらうことができます。皆さんもおわかりだと思いますが、2万ポイントをもらえばですね、2万円分の買い物をしたり、サービスを受けたりすることができます。何でポイントをもらうかによって、使えるところが変わってはきます。また、ポイントの取得の申請をするのも個人の自由なのですが、マイナンバーカードをつくってですね、マイナポイントを申請しないということもできます。私ごとではありますが、我が家は、私と妻と私の両親の4人家族です。4人ともマイナンバーカードは作成しております。ですが、マイナポイントについてはですね、両親の分については申請していません。両親にはキャッシュレスの習慣も多分ありませんし、デジタルポイントに対する認識もありません。マイナポ

イントの決済業者を利用したこともありません。マイナポイント取得の申請をするにはですね、新たにどの決済業者を選ぶか、という所から始めなくてはけませんし、実際にポイントを取得したとしても、使えるのだろうかとも思います。私が手伝って申請することはできるかもしれませんが、そのところですね、私も躊躇をしているところです。高齢者のみの家庭では、自分の力でポイントを申請し、取得し利用するのは、かなり難しいと思います。

町のほうではですね、マイナポイントの取得についてもサポートをしているというふうに思いますが、マイナポイントの相談や申請がどの程度あっているのか、把握されているのでしょうか。また、どこまでですね、サポートされているのか、お尋ねいたしたいと思います。また、簡単に取得利用できる人がいる半面、使う習慣がなかったり、使えるところが近場になかったりとかで、利用しきれないかどうかわらん人がいるという状況で、デジタルポイントでの付与は全国民に対して平等と言えるのでしょうか、をお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松永住民課長。

○住民課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

マイナポイントの、まず取得状況につきましては、町では把握することができないところがございます。

議員からご質問の「マイナポイントが全世代に対して平等か」というご質問につきましては、マイナポイントはマイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済の促進を目的とした国の事業であります。高齢者にはキャッシュレス決済に触れたことがないという方が多いため、おっしゃるとおり高齢者にはハードルが高くなっているものと考えられます。

なお、役場のほうでは、マイナポイントにつきましては、マイナポイントの申込の支援を行っているところでありまして、ご相談があればその相談に対する対応もしておるところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） ちょっと小耳に挟みましたが、マイナンバーカードの申請のサポートともにですね、マイナポイントのサポートも親身になってされているようです。もしかしたら、私が思っていたより美里町では、高齢者のポイントの取得も進んでいるのかもしれない。

8月28日付けの熊日新聞朝刊に、「マイナポイントのための予算に多額の余剰が生じる見込みである」と掲載されていました。原因は、「新規取得者が伸びていないため」と書いてありましたが、それもそうなのですが、マイナンバーカードをつくってもですね、先ほど言いましたようにマイナポイントを申請していない人も

相当いると思います。第2弾でマイナポイントを申請している人が増えてきてはいるようなのですが、実はですね、私も勉強不足で、一般質問の通告書を作成した時点では、田舎の高齢者では申請・利用は無理だろうと思っていました。それで、両親については、マイナポイントの申請はまだしていなかったのですが、その後、私も多少知識が増えました。無記名のカードを使って、比較的簡単にポイントの取得ができるようです。どこで使うのかの問題はありますが、高齢者でもですね、頑張ってマイナポイントを取得する価値があるなと少し感じてきているところです。

ポイントはもらえなくては使えませんので、まずはですね、もらうということで、早速私も両親のマイナポイントの申請をしてみようというふうに思っております。

今回のマイナポイントの第2弾はですね、9月中にマイナンバーカードの交付申請をしなければいけません。9月中にマイナンバーカードの交付申請を終えなければ、マイナポイントの申請ができませんので、担当の職員は大変でしょうが、マイナポイントの申請からですね、できれば利用まで、さらに親身になってサポートしていただいて、もらえるものは全員がもらえるように、そして、ポイントが使えるようにしていただきたいと思います。

とはいえですね、年齢や住んでいるところで、都会と田舎でポイントが使える機会は違ってきます。ちょっと荒っぽい言い方をすればですね、結果的には都会に住んでいる人が得をして、田舎に住んでいる、美里町に住んでいる人が損をしているということになると思います。町内でマイナポイントが使えるところは限られています。田舎でも使える、高齢者でも使えるような、もちろんネットでは田舎でも使えるんですけども、現地でですね、使えるような仕組みができればというふうに思います。例えば、病院等でですね、使えるようになれば、十分利用価値があるのではないかなというふうに思っています。そのような仕組みの改善をですね、国に要望していくことを希望いたします。

私は、個人的にはですね、マイナンバーカードを普及させて、それぞれ個人がそのメリットを享受することが大事だというふうに考えていますが、つくっていない人がまだまだたくさんいます。普及させるには、マイナンバーカードをつくらない理由を知る必要があると思います。調査をされているのでしょうか。データがないのであればですね、どのような理由でつくられていないと思いますか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松永住民課長。

○住民課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

調査のほうはしておりませんが、一般的には、個人情報の漏洩のリスクに対する不安や緊急の必要性を感じない、また同様に、活用することがない、ということが

代表的な理由と言われております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） カードを持っていなくても不便さを感じない、申請が面倒くさいという人もいると思いますが、利便性が上がれば逆に持っていない不便さを感じるようになると思います。一定数は絶対につくらないという人もいますが、私が聞いた中ではですね、作成が義務になればつくるという人もいます。それは当然なんですけど、つくらない理由をですね、一つ一つ取り除いていけばつくる人が増えてくるのではないのでしょうか。また、つくらない人の中にはですね、大した理由もない人もいると思います。

取得促進給付金、お金をもらえるとかですね、ポイントをもらえるとか、また、カードの利用価値、利便性があるというのもよいのですが、美里町の皆さんは優しくて、いい人が多いと思います。国が助かるのであるならとか、町が助かるのであるなら、町のためになるならということですね、動機づけになる人もいると思います。

そこで、国や町にとっても、マイナンバーカードの普及によるメリットは大きいはずだと思います。どのようなメリットがあるのか。どのようなことで助かるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松永住民課長。

○住民課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤でありますので、その普及による国や自治体のメリットにつきましては、国におきましては国が目指すデジタル社会の実現や、自治体におきましてはデジタル化に伴う事務の効率化にあると思われまます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） 例えばですね、窓口での手続きで時間が短縮できるようになるだけでもですね、事務が軽減できて、町には大きなメリットだと思います。それに、オンライン申請が今後進んでいってですね、オンライン申請ができるようになれば、さらに窓口の事務は軽減できると思います。ひよっとするとですね、最初のうちは、両方があったりとか混乱もすると思いますけれども、今はできないことでもですね、新たに便利な使い道ができてくると思います。先月にもですね、年金の手続きができるようになったとか、ニュースに出ていました。

利便性や必要性が高まってくれば、マイナンバーカードをつくる人は増えてくると思います。それから、まだどうなることかわかりませんが、6月に閣議決定した

デジタル田園都市国家構想の基本方針に、自治体ごとのマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映させる方針が盛り込まれているようです。非常に荒っぽい言い方をすればですね、交付が進んでいる自治体と交付が進んでいない自治体とでは、お金の配り方を変えるということだと思います。これには反対の声が出ていますし、話だけということもあるかもしれませんが、実際にどうなるかわかりませんが、もしそれが実行されるならば、現状では美里町は不利だと言わざるを得ないと思います。

いずれにしてもですね、今後デジタル化に進んでいくのは間違いないと思います。個人も自治体も使い方に慣れて、利便性を高めていくためには、普及は進めたほうがよいと思います。職員の皆さんもですね、最初は大変で、逆に先ほど言いましたように混乱もあるかもしれませんが、使っていくことでですね、改善されて、効率化を高めることができると思います。そのためにもですね、普及は大事だと思っております。

今後、町ではどのような普及推進方法を考えておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） マイナンバーカードの取得率を上げるために、町独自の取組といたしまして、マイナンバーカード所有者並びに新規取得者に、5,000円を給付するマイナンバーカード取得促進給付金事業を実施しております。8月からは、申請希望者のオンライン申請をお手伝いするマイナンバーカード申請サポートも実施しております。また、先の議会で補正予算をご議決いただきまして、モバイルWi-Fiルーター、オンライン補助端末等の必要な機器が準備できましたので、9月からは事業所、団体などに出向いて、出張マイナンバーカード申請サポートを実施してまいります。なお、マイナポイント事業もマイナンバーカード普及を目的とした事業でありますので、マイナポイントの相談対応とポイント申込み支援も行っております。8月まではマイナンバーカードのICチップを読み取る機器がなかったため、スマートフォンを持っている方だけの対応でしたが、対応できる環境が整いましたので、9月からはスマートフォンをお持ちでない方につきましても、マイナポイントのポイント申込み支援を行っているところでございます。

今後は、このマイナンバーカード、保険証だけではなくて、先ほど説明にもありましたが、様々な分野で活用できるカードになってくると思います。例えば、今回の議会にも提案させていただいておりますが、原油あるいは物価高対策で、町民一人当たり5,000円を支援するというような、今回予算も計上させていただいておりますが、例えば、それが通ったときにですね、マイナンバーカードを持ってら

っしゃる方、しかもちゃんと銀行口座と紐づけをされている方にはですね、もうすぐに、簡単に支援といいますか、助成をすることができるというような、今後はさらにさらに、そのマイナンバーカードを持っていることでできることがどんどん増えてくるというふうに考えておりますので、町民の皆様におかれましては、ぜひマイナンバーカードをつくっていただきまして、活用をしていただければというふうに考えているところでございます。

わからなことが、もし不明なことがありましたら、役場のほうにご一報いただければ、いろんな意味でお手伝いできると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） 今まではですね、庁舎内でのサポートだけだったのが、今度から美里町の中での地方といいますか、交通弱者のもとに出ていくことによってですね、サポートすることで、普及は進むんではないかというふうに思っております。そのように力を入れていただきたいというふうに思います。

カードを持っている人間の現状なのですが、私は、カードをつくって1年半近く経ちますが、マイナポイントの申請以外では使っていません。それから、実際にあった話なのですが、保険の手続をするときに、本人確認のために運転免許証の提示を求められたそうです。また、信販会社の本人確認でも運転免許証をと言われたそうです。いずれの場合もですね、マイナンバーカードではなく、運転免許証のほうがいいと言われたそうです。ちょっと聞くとですね、国が進めていることに反しているおかしな話のようなのですが、確認をいたしましたところ、マイナンバーカードはお客様の大事なものであるからとか、事務的にはですね、マイナンバーカードの番号を控えることができないので、免許証の番号は控えることができますので、それが理由ということだそうです。ちょっとですね、不便なところも、まだ改善するところがあるんじゃないかなと思います。また、ほかの都市に住んでいる人の話なのですが、コンビニで住民票や印鑑証明が取れたりするのがものすごく便利だと感じるそうです。そのときの手数料もですね、自治体によっては様々なようで、コピー代のように安い所もあるようです。美里町も早くそうなるとういと思いますが、現在ではまだできないようです。

私は、マイナンバーカードとオンライン・インターネットの組み合わせで、今後便利なことがたくさん出てきそうだなというふうに思っています。個人情報の管理、セキュリティに十分配慮・管理をした上でですね、民間でも使えるようになると、飛躍的に便利な世の中になってくるような気がします。個人的にはですね、確定申

告で領収書を集めたりとかですね、整理したりとかしますが、そういった経費の管理がですね、簡単にできるようになったらいいのかなとか、夢のように思っているところです。下げたり上げたりのような言い方をしましたが、私は将来的にはものすごく便利なものになると思います。が、現時点ではその便利さが見えにくい。持っていないでも何の問題もない。逆に、つくっても使う機会が少ないというのが現状だと思います。普及が先か、利便性を向上させるのが先かという問題もありますが、私は利便性の向上とPRを進めなくてはいけないというふうに思います。

町としては、特に利便性の向上についてですね、国に対して要望をしていったらどうかというふうに思っております。

次の質問に移ります。

肥料の高騰対策についてですが、化学肥料の価格が大幅に高騰しております。燃料等の高騰も合わせて農家等の営農継続が危ぶまれるほど、農業経営を圧迫するとも言われております。

そこで、国では肥料価格高騰対策事業を実施することになりましたが、その対策事業の内容についてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、世界情勢の影響によりまして、化学肥料の原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格の急騰をしていることから、海外原料に依存している化学肥料の軽減や堆肥などの国内資源の活用を進めるための取組といたしまして、農業者に対し、肥料高騰上昇分、かかり増し経費分になりますが、その一部を支援し、農業経営に及ぼす影響を緩和することを目的とした肥料価格高騰対策事業を国が発足されました。本事業の内容としましては、販売農家で化学肥料の2割軽減の取組を行う農業者に対しまして、肥料コスト上昇分の7割を支援するということになっております。支援額の算定につきましては、本年の肥料費に対して、前年度からの価格上昇率や使用料低減率によりまして、肥料費の増加額を算定し、その7割を補填することとなっております。支援の対象につきましては、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料、本年度の秋肥料と来年度の春肥料として使用する肥料が対象となります。

申請方法につきましては、個人農業者での申請ではなく、農業者グループ・団体として想定されております。想定されるグループとしましては、農業協同組合、特定農業団体、民間事業者、一般社団法人、NPO法人、その他農業者の組織する団体となっております。その他の農業者の組織する団体につきましては、構成員が5名以上の販売農家であることが要件となっております。

基本的な申請手続きにつきましては、農業者グループが熊本県協議会に低減計画書及び取組実績報告書などの必要書類を提出することで支援金を受領することができるようになっております。また、今月の、9月の2日に県全体の説明会がございまして、国事業に県独自の15%上乗せ助成を行いまして、農業者への影響のさらなる緩和を図るとのことでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） 今ちょっと説明を聞きそびれたんですが、9月2日の説明会で県の事業として15%上乗せをされる。はい、わかりました。

今回の支援に対する申請には、恐らくJA等の肥料販売業者が関わってくるのではないかと思います。申請するためにはですね、グループをつくるとか、化学肥料の低減に取り組むとか、といった要件があります。なのですが、基本はですね、肥料価格の高騰に対する支援ですので、申請が面倒でできなかったということがないようにしなければいけないと思います。肥料の購入先もいろいろとあると思います。いろんなところから購入している可能性もあると思いますので、申請するのにサポートは必要だと思います。町としては、この事業にどのように関わっていくのか、また、今回の支援は価格高騰の7割を支援するものですが、残りの15%ですね、県がまた支援するということです。町独自に、そのほかにですね、支援をするといったような対策は考えていけないのでしょうか。今後ですね、考えていけないのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、町としてどのように関わるのかとのお質問でございますが、今回の事業におけます申請は、農家個人で行うことはできない内容となっております。先ほど説明にあったとおりです。町といたしましては、JAや特定の農業団体、法人などに属されていない方々の取りまとめや申請手続の補助などで関わっていくことになるのではないかと予測しているところでございます。

現在、肥料価格高騰対策事業についての説明会が始まったばかりでございまして、今後県などの関係機関と情報共有を密に行い、正確な支援内容を幅広く周知・広報をし、事業に取り組まれる方々に支援金が確実に届くよう努めてまいりたいと考えております。

次に、独自の対策は考えているのかとのお尋ねでございますが、これも先ほど説明がありました、県が15%上乗せをするというような話であります。この事業は、コロナ等対策予備費を活用した国の事業となっております。現在、事業の骨格についての説明会があつてございまして、その後、事業の詳細についての説明会が、これ

は何回も多分開催されることになってくるというふうに考えております。最終的には、宇城地域においてスムーズな申請手続きができるよう、本事業への取り組み方法を宇城圏域で統一される予定となっていると聞いているところです。

以上のことから、本事業の支援金に町独自の対策として上乘せを行うなどの支援策も検討しているところではございますが、宇城市・宇土市とも連携しながら、またその動きを注視しながら対応を考えてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） そもそも農業経営は厳しくて、小規模の兼業農家では補助金等を受け取ることも少ないです。今議会に補正が出ております、農業用燃料価格等高騰対策支援金もですね、販売価格が50万円以上ないと受けることができません。米はつくるより買って食べたほうが安いとあって、米づくりをやめ、農業をやめられた方がたくさんおられます。仕方がない部分でもあるとは思いますが、そのことが耕作放棄地につながっていきます。燃料や肥料・資材等の高騰、また鳥獣被害防止でも費用がかさんできます。新たに離農に拍車がかかる可能性もあると思います。

今回の肥料価格高騰対策事業や燃料価格等高騰対策支援金が、結果として農業農村の有する多面的機能の維持につながっていくのではないかというふうに思います。

先ほども言いましたが、支援を希望する全ての方が支援を受けられるようにしていただきたいというふうに思っております。

しっかり後押しをすればですね、農業者にとって心強い支えになるというふうに思います。

次の質問に移ります。

交通安全対策についてですが、町内の主要町道では、歩道のない部分がたくさんあります。特に危険な場所に歩道の設置はできないのでしょうか。例えば、国道から町道に接続して交通量の多いところなど、危険な所があります。さらに例えるならばですね、国道218号線の大窪で、町道土喰大窪線に接続していますが、町道に入ってすぐの所などはですね、バスも通りますし、通学路でもあり、歩行者にとっては怖い所だと思います。自動車に乗ってる方からも、「歩道があったらいいのにね」という声も聞きます。このような場所が、町内ほかにもあるかもしれません。対策はできないのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

町道の特に危険な場所への歩道は設置はできないのかというご質問でございますが、新たに歩道を設置をする場合には、用地の取得などの費用や地権者との交渉などに長い期間がかかることから、歩道のない道路では、路側帯の存在をわかりやす

くして、歩行者を保護する目的で緑色などのカラー舗装を施工し、ドライバーへの視覚的な注意喚起を促し、歩行者の安全を確保する方法が近年数多くとられてきております。本町におきましても、砥用小学校入り口の信号機から国道218号までの町道二和田線や、町道金木鶴越線の興正寺地区、中央小学校付近の町道八幡道線で路側帯にカラー舗装を実施をし、歩行者の安全確保を図っているところがございます。

今後、歩道設置の要望があった場合には、歩行者の安全を確保する上で、どのような方法が費用や完成までの期間が短くて済むのかなどの状況確認を行い、国の補助事業を活用した事業着手に向けて検討を行っていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） 財政上の問題で難しいところもあるかとは思いますが、通学路でもあるのですが、放課後や休日はですね、通学以外でもよく子どもたちが通っております。何とか安全への配慮を検討していただきたいというふうに思います。危険な箇所では歩道設置の要望がありましたら、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次は、通告では「国道218号線の横断歩道の設置は適切か」としておりますが、国道で横断歩道のない所を横断せざるを得ない所があります。これも例えばなのですが、国道218号線の大窪では、毎日たくさんの方が横断歩道のない所を横断されています。国道の北側に歩道があり、集落があり、国道の南側に商店、店舗や農地があります。高齢者の横断も多く、また事故の多い所でもあります。先ほどの土喰大窪線もこの店舗に歩いて来られる方もたくさんおられます。大窪以外の方もですね、横断はされます。横断歩道に限らずですね、国道の南側に歩道を設置するとかいう方法もあると思いますが、ほかにも新たに店舗等ができて、歩行者が横断する場所が変わってくるというような所も出てくる。実際にあるのではないかと思います。横断歩道の移動設置も含めてですね、県に要望できないものか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

横断歩道の設置につきましては、横断歩行者の数や交通量などを総合的に判断をしまして、歩行者の安全を確保する必要がある場所に、県の公安委員会が設置をしております。

国道218号線につきましては、歩道が片側にしかなく、また新たな店舗などが

できたことにより、不便に感じられる場合もあるかと思っておりますので、横断歩道の設置があった場合にはですね、町としましては、道路管理者である熊本県を通じて、横断歩道の設置について要望を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） 先ほども言いましたが、大窪地区は事故の多い箇所でもあります。取り返しのつかない死亡事故も起きております。死亡事故ともなりますと、事故の当事者双方が大変つらい思いをいたします。私は素人ですので、何をどうしたら安全になるとかは、正しい方法というか、正解はわかりませんが、プロの目で総合的にですね、ハード面での交通安全対策をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。砥用庁舎への上り坂についてです。

若い人でもあの上り坂を上るのは大変だと思うのですが、高齢者の方が歩いて上るのは相当きついと思います。これまでも話題になったこともあるのではないかと思います、何らかの対策はできないのでしょうか。

私もいろいろ考えてみましたが、お金を掛けられるのであればですね、屋外用のエスカレーターを付けるとか、無人の電動カートを使うとか考えられるのですが、お金を掛けられないのであればですね、手すりを付けるとか、日よけ雨よけの屋根を設置するとかはできると思います。また、利用者が少ないと考えればですね、下の国道沿いの所にですね、インターホンをつけて、職員が迎えに行くとかですね。それだと職員は大変になるかもしれませんが、私のほうに苦情も来ておりますので、何かよい方法、考えはないのでしょうか。これまでに検討されたこともあるかもしれませんが、そこら辺りの経緯も含めてですね、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 砥用庁舎への上り坂に関する御質問でございますが、おっしゃるとおり、とても急でございます。国道から庁舎まで約250メートルの距離があり、高低差約20メートル、最大勾配が12%になる所もございます。その砥用庁舎へのアクセス道につきましては、庁舎建設直後から議論が行われております。

当時の資料によりますと、既存の町道三和藤岡線を改良する案と現在の村崎葬儀社前の駐車場付近から庁舎まで道を新設する2案がございました。道を新設した場合、道路の勾配も9%以内に緩和され、国道からの右折レーンも設置可能で、安全性にも問題がないとされておりましたが、建設予定地の地盤が軟弱であり、工事に時間を要すること。また、国道218号線の改良も行う必要があり、総事業費が大規模になること。以上のことから、平成17年11月に開かれた議会全員協議会に

おきまして、既存の町道三和藤岡線を改良する案が承認されております。

今後、議員がおっしゃいましたように、不便に思われている方がいらっしゃるのことでございます。現状を把握するために、来庁者の方に、来庁方法、どうやって庁舎まで来られたかなどの調査を行い、できる範囲での最善の対策を研究してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○3番（平野保弘君） 今、来庁者に聞き取りをして、調査をされるということですが、現状歩いて上っている方は少なくなっていると思います。それは、歩いて上るのが大変だからなのではないでしょうか。昔は歩いて上っていたけど、今は歩いては行っていないとおっしゃる方もいました。用事があればですね、行かなくてはいけませんので、どうにかして行かれています。行けているならばいいじゃないかということにならないようにですね。弱い立場の方々に寄り添った政策が大事だと思います。

調査をされる場合にはですね、ぜひともそこまで考慮した調査をしていただきたいというふうに思います。本来ならば、美里バスが福祉バスのような役割を果たすことができればいいと思うのですが、前回の質問で問題にさせていただきましたとおり、それもまだ簡単ではないようです。

今後も、大きな声を上げにくい立場の弱い方々に寄り添った住みやすいまちづくりを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一君の一般質問を行います。吉住淳一君。

○2番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

本日の質問は、6月26日に発生をいたしました地震について。それから2番目に防災無線について。それから3番目にマイナンバーカードについて。そして4番目、最後に町道九尾線について。4項目質問させていただきます

質問の前に、まずは台風11号が5日未明からですね、6日にかけて九州に最接近をいたしました。夜中にですね、風がだいぶ強く吹きまして、ちょっと心配を

されましたが、一部停電が起きた地区もあったかと思います。全体的にはですね、大きな被害がなかったのが、大変安堵したところであります。それから、今月、9月は防災月間ということになっております。9月1日、先週でしたが防災の日ということですね、これは過去に大きな災害が9月に集中しておったということで、これを忘れないで、災害に対する備えをしっかりと行おうということですね。昭和35年9月1日に国が制定して始まっております。1日から1週間を防災週間、今月いっぱい防災月間と位置付けてですね、様々な行事が展開されているところであります。

それで、質問のほうに移らせていただきますが、一番目の6月26日に発生した地震についてということで、午前中の一般質問の中で坂田議員のほうからも同じ通告がございましたが、私のほうからはですね、ちょっと視点を変えて質問させていただきたいというふうに思っています。

まずは、①のほうになりますが、職員の配置体制ということで質問をさせていただきます。

申しましたように6月の26日、日曜日だったと思いますが、夜の21時40分頃、美里町を震源とする震度5弱、マグニチュード4.7の地震が発生をいたしております。幸いですね、人的被害を含め、大きな被害はありませんでした。揺れた時間が短かったというのも大きな被害が出なかった要因の一つだと思っておりますが、そこですね、地震発生時、その以降もですけど、職員の配置や情報の伝達ですね。これが適切に行われていたのかということで、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

地震発生時の職員の配置体制につきましては、美里町地域防災計画（地震対策）の職員配置計画により定められております。また、状況に応じて、美里町地域防災計画の一般災害対策を準用することとしております。今回は、複合的な要因を考慮しました上で行ったところでございます。

職員の参集方法につきましては、防災対応時に運用しております職員との連絡ツールではありますが、情報端末用アプリケーションソフトを使用し、全職員に一斉に参集依頼を行っております。今回の地震発生が26日の午後9時44分に発生し、発災後30分以内に52名、1時間以内に合わせまして93名、最終的には122名の職員が各々勤務する庁舎に参集し、対応に当たったところでございます。

参集後の対応としましては、それぞれの部署で事務分掌に沿った対応の確認を行い、避難所運営や被害調査、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、今後への対応の準備を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 今回は複合的な要因ということで、それを考慮したということだったと思います。最終的にですね、122名の職員が出勤し、それぞれの部署で対応に当たったということではありますが、配置体制についてはですね、答弁にもありましたが、町地域防災計画の震災対策においては、一般災害対策と同じ配置体制になってるかと思います。

まず、第一配置体制としてですね、震度4の地震が発生した場合、一般災害対策第3章第2節の動員配置計画の中の注意体制下の職員配置基準ということで、総務課2名による配置体制をとるものとし、情報の伝達及び被害報告の収集を行い、必要に応じて関係各課へ連絡するものとなっております。それから、第二配置体制ということで、これは二つに分かれるんですが、震度5弱・5強の地震が発生した場合、警戒体制として、同じく動員配置計画の中の第一警戒体制下の職員配置基準として、砥用庁舎1班4名、中央庁舎1班4名、それから第二警戒体制下の職員配置基準として、砥用庁舎2班8名、中央庁舎2班8名による職員の配置を行い、被害の予防及び被害報告の収集、対策の実施に当たるものとし、必要に応じ関係機関の職員を招集するとなっております。震度6以上の地震が発生した場合はですね、これはもう職員全員が対応するものとし、町長の指示により災害対策本部を設置し、職員は直ちに自主登庁をすとあります。この中で言いますと、今回の地震の場合はですね、第二配置体制ということになるかと思います。第一警戒にするのか、第二警戒にするのかの判断は、総務課長の指示というふうにあります。今回の地震ではですね、先ほどもありましたが、ほぼ全員に近い122名が登庁されたということでありました。防災計画とは少し異なっている部分があったと思いますが、その辺の連絡・指示等はどうかだったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいましたように、美里町地域防災計画の地震対策では、震度5弱・震度5強の地震が発生した場合は、警戒体制の第二配置体制、両庁舎に職員を8名ずつ配置して対応することとなっております。

今回の対応につきましては、地震発生日前日からの降雨でしたり、夜間に発生したということで、被害状況が把握しにくいなど、また平成28年に発生しました熊本地震の経験や教訓を踏まえまして、町民の安全と被害拡大防止を最優先に考え、美里町防災計画の動員配置計画において最大の対応となります。災害対策本部の第三配置体制をとり、全職員の参集・配置を行ったところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 今の説明はわかりました。今回の対応についてはですね、今、答弁にもありましたように、地震発生の前日から雨が降っておったということで、気象状態ですね、これが悪かったということと、発生したのが夜であったということ、それで、そういったことを踏まえてですね、配置計画を考慮し、最大限の対応を、災害対策本部設置も含めてですね、最大限の対応を行ったという説明だったと思います。

職員の配置や情報の伝達についてはですね、そのときの状況によってもやっぱり変わってくるかとは思いますが、なかなか判断が難しい部分もあるかとは思いますが。

しかしながらですね、起きたからには早い対応が一番望まれるわけですので、早い対応とですね、情報の収集にですね、これからはもしっかり努めていただきたいというふうに思っております。

それから、②のほうになりますが、避難指示の発令、解除のタイミング、併せてですね、町地域防災計画（震災対策）の中の文言訂正はということで、質問上げます。

今回の地震ではですね、避難指示が出たものの、避難者はおられなかったと記憶しております。地震の大きさに比べて被害がなかったのもあり、その後の余震もですね、感じられなかったのもあったかと思えます。

それを踏まえてですね、避難指示を発令するタイミング、これ解除を含めてですが、どうだったのかということと、併せて、町地域防災計画の震災対策の中で、第2章第8節に、避難収容計画というのがあります。その中にですね、「避難勧告と指示」という項目があります。「大規模地震発生時に同時多発に火災が拡大延焼するなど、住民の生命・身体を保護するため、必要と認められるときは、地域住民に対し、避難の勧告・指示を行うものとする」とあります。これ以下の項目についてもですね、勧告・指示という言葉が何回か出てくるんですが、この場合の勧告については、必要なかということです。一般災害対策の避難収容計画の中では、避難指示ということで一本化されております。震災対策のほうの避難収容対策計画のほうではですね、避難の勧告・指示というふうになっております。ここを一本化する必要はないのかということで、併せてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

避難指示の発令から解除までにつきましては、地震発生後の午後10時に災害対策本部を設置し、先ほどご説明しましたとおり、様々な要因を考慮した上で、午後

10時15分に町内全域に警戒レベル4の避難指示を発令しました。その後、被害調査を行い、27日午前0時に災害対策本部を開き、27日午前1時より対策本部員の一部を残し、規模を縮小した状態で第一警戒体制（両庁舎に各班4名の計8名）に移行することとしました。この対応につきましても、依然として被害の全容把握ができず、災害リスクの解消に至っている明確な情報がないため、即時に対応が可能な体制を維持し、規模を縮小して対応に当たったところでございます。

また、27日が月曜日でもあり、社会活動が始まるということで、午前6時から再度、町内の主要な道路の被害調査を行い、さらには国土交通省九州整備局によるヘリコプターでの上空からの町内全域にわたり被害調査が行われ、その後、災害箇所や異常箇所が確認できなかったことを受けまして、午前8時30分に対策本部会議を再度開き、被害状況や避難所の収容状況を確認した後、美里町地域防災計画の配置体制に沿い、解除の要件を満たすため、午前8時45分に避難指示及び災害対策本部、職員配置体制を全て解除いたしております。

議員のご指摘の、美里町地域防災計画（震災対策）の避難収容計画に記載されています避難指示・勧告のことと思いますが、美里町地域防災計画（一般災害対策）の避難収容計画における文言の修正につきましては、令和3年の5月、避難情報に関するガイドラインの改正に伴い、修正を行っております。ですが、震災対策につきましては、明確な基準がないことから、この文言の修正は行っておりませんでした。ただ、計画と実際に起こり得るリスクに乖離している部分がございますので、文言も含め、現状を的確に把握し、町民の安全に寄与できる初動体制を取るような、見直し・検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 今の答弁の中でですね、いろいろな要因を考慮した上で、10時15分に町内全域に警戒レベル4、避難指示を発令したということでありました。

発令したタイミング的にはよかったのかなと思います。その朝ですね、解除のタイミングについてはその朝、午前6時から町内の主要な道路の被害調査を行ったと、それから国土交通省によるヘリコプターでの空からの全域の被害調査も行われたということで、朝の8時30分に対策会議を開き、解除の要件を満たしているということで職員配置体制を解除したという説明だったかと思います。

一般災害と震災とではですね、予知も含めて違いがあるというのは、私も認識をしているところであります。豪雨やですね、一昨日の台風あたりの一般災害についてはある程度予測ができるんですが、この地震についてはですね、予知がなかなかできづらく、難しいところもあると思います。この地域防災計画ありますのです

ね、ここをしっかりとすり合わせしていただいでですね、進めていっていただければというふうに思っておるところであります。よろしくお願いします。

それから、③番のほうの、メディアへの対応ということで、どうだったのかということで質問上げてます。

震源地が美里町だったということで、各メディアが取材に来られました。大きな被害がなくてですね、避難者もおられなかったということで、その辺の対応もスムーズにいったのかなというふうには思っています。

ですがですね、例えばこれが、災害が発生し、被害が大きなもの、被害が出てたというところでしたら、なかなかですね、このメディアに対する対応というのがですね、難しかったんじゃないか、スムーズにいかなかったんじゃないかなと思っています。

平成19年の豪雨災害とかですね、28年の熊本地震の際もですね、この辺の対応というのは大変苦労されたのかなというふうに思っています。その辺のですね、対応やマニュアル面はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご質問のとおり、地震発生後に各報道からの問い合わせや取材が多数あってございます。現在、報道対応につきましては、美里町地域防災計画（一般災害対策編）における事務分掌に、総務対策部のうち、総務課が担当することと定められております。

今回の地震におきましては、大規模な災害とならなかったため、報道機関との連絡調整の対応はスムーズに行われ、特に苦慮することはございませんでしたが、議員ご指摘のとおり、実際に平成19年や平成28年の災害時には、様々な分野で業務を圧迫することとなりました。とは申しましても、災害の際に美里町で何が起こっていて、どんな支援が必要かなど、報道の力で発信していただくことは非常に効果的だと考えております。近年頻発する大規模災害において、多くの自治体が適切に報道対応されていると推測をいたします。

今後は、そのような事案を参考に、災害の規模なども考慮しながら対応マニュアルの作成等、検討してまいります。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 町長からお話がありましたが、被害がですね、大きくなればなるほど、こういったメディアへの対応というのが難しくなってくると思います。スムーズにいかないところが出てくると思いますので、先ほどお話もありましたが、独自のマニュアルあたりを作成してですね、対応に当たっていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次の、2番目の防災無線について、質問をいたします。

正式には、防災行政無線ということになりますが、防災行政無線については、昨日の定例初日におきまして、美里町防災行政無線検討委員会設置条例の制定についてということで、議案が提出されました。可決されております。それを踏まえてですね、あえて質問をさせていただきたいと思います。

①の防災行政無線について、新しく更新の予定はあるのかということで、質問を上げております。

防災行政無線についてはですね、故障が多いとか聞き取りにくいなどの声が町民から出ております。また、野外のスピーカーにおいてもですね、雨風の強いときはよくわからないという声も出ております。それプラスですね、アナウンスをする人によっても違いがあるという声も上がっております。

防災行政無線はですね、言うまでもなく、行政から町民の皆さんへ大事な情報を伝えるものであって、特にですね、火災や気象等の防災情報は人命に関わる重要な連絡網だと考えています。

そこでですね、今後、新しい機種への更新計画や具体的な取組はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

防災行政無線の検討につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、今議会に「美里町防災行政無線検討委員会設置条例」を議案として提出させていただいております。現在、本町で運用を行っています防災行政無線につきましては、平成19年度に運用を始め、約15年が経過しております。現在の設備におきましては、老朽化によるシステムの不具合や、放送が聞き取りにくいなど、様々なご指摘をいただいております。また、電波法の改正により、現在の設備でいつまで対応できるか不透明な状況でもございます。

防災行政無線は、緊急時に必要とされるものです。今後も保守・整備を確実にしながら、検討委員会の中で今後の防災行政情報の発信手段や運用について検討を行い、併せまして、既存の防災行政無線の補完的な仕組みにつきましても検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 今の説明の中で、運用から15年が経過しているというところですね。15年といいますが、結構長い期間使っているということになるかと思えます。

今の防災行政無線ですが、防災無線ということで、防災と名前がついておるとおりですね、本来は緊急連絡用に作成されているというか、つくられている機器ではないかと私はちょっと感じてるんですね。お知らせや文章の長いものについては、対応がちょっと難しい部分もあるんじゃないのかなというふうに思っています。今後ですね、検討委員会が立ち上げられると思いますので、検討委員会を通してですね、そういったところも含めて、早々の取組をですね、お願いしたいというふうに思っています。

それから、②になりますが、そういうことですね、故障や老朽化したものについては無償で交換できるのかということですが、現在の防災行政無線についてですね、取扱いも含め、不具合が発生して、そのまま放置されていてですね、放送を聞いておられないご家庭もあるんじゃないのかなというふうに思っています。故障などの申告もされていない所もあるんじゃないかと思しますので、今後そういったところのですね、調査といいますか、そういったことも含めて、使用できないものについては取り替えていく必要があるんじゃないかと思っています。

そこで、無償で交換できるのかということで、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

各家庭に設置してあります、防災行政無線の戸別受信機につきましては、故障や不具合、各種問い合わせを総務課の防災交通係で受け付けております。議員ご質問の機器の故障につきましては、修理及び交換ともに、無償で行っておりますので、そのような状況がありましたら、遠慮せず連絡をいただければと思います。

また、町の公式ホームページにも、「防災行政無線戸別受信機の不具合の対処方法について」という記事を、機器の実際の写真を用いまして、各部の説明や困ったときの対処方法をまとめたマニュアルを掲載しておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 今の答弁の中で、「無償で交換できます」ということですので、繰り返しになりますが、冒頭申し上げましたように、防災行政無線、行政と町民をつなぐ重要なものであります。やはり全戸にですね、放送が確実に届きますようにですね、特に緊急時の放送についてはですね、わかりやすく、聞き取りやすいアナウンスも含めてですね、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、続いて3番のマイナンバーカードについて、質問させていただきます。

①の取得促進給付金事業の状況ということで、質問させていただきます。マイナンバーカードについてはですね、本町は取得率が最も低いということですね、取得促進とコロナ禍による経済的支援を目的として、カード取得者を対象にですね、一人につき5,000円の給付金を支給する事業をですね、これ7月からスタートされておると思います。

これについてですが、その後の状況、それから給付率ですが、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

マイナンバーカード取得促進給付事業につきましては、デジタル社会へと進む中、必要とされるマイナンバーカードの普及促進やコロナ禍における地域経済の活性化を図ることを目的に、マイナンバーカードを取得されている方1人につき5,000円を給付するものでございます。

給付の対象となられる方は、基準日の令和4年4月1日及び申請時に美里町に住所があり、マイナンバーカードを取得されている方が対象となります。

現在の給付状況でございますが、令和4年8月末現在で、652世帯、1,314人分の申請があつており、その中で、495世帯、984人分の給付金を現在支給しております。

また、基準日の令和4年4月1日現在の世帯数が4,144世帯で、人口が9,243人となりますので、8月末現在の給付件数は、全体の14.2%となっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 今の答弁の中でですね、8月末現在で1,314人でしたか、の申請があつておるということで、74.9%、984人分、額にして492万ですか、の給付金が支給されているということでありました。

またですね、この2回に分けて支給されるということを聞いております。1回目が7月の1日から今月の30日までと。2回目が今年の11月1日から来年の1月31日までというふうに伺っておりますが、これ2回に分けてですね、支給される理由ということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいましたように、申請手続きにつきましては、事務の効率化を考慮しまして、申請期間を第1回目が令和4年7月1日から9月30日までの3か月間、

また、第2回目を令和4年11月30日から令和5年1月31日までの3か月間としております。

なお、申請の受付期間でない10月につきましては、町内事業所等への取得促進に向けた給付金事業の周知を行っていく予定でございます。

今後も、防災行政無線や広報誌等を活用し、マイナンバーカード取得促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） 失礼しました。2回目の申請期間を、すみません、間違えてお答えさせていただきました。2回目の申請を、令和4年11月1日から令和5年1月31日までの3か月間といたしております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） わかりました。10月は取得促進に向けた給付金事業の周知を図ると。11月からの2回目給付金の支給事務がスムーズに行えるようにですね、準備期間にしたいということだろうと思います。

今後も引き続きですね、こういったしっかりした取組をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、②番、取得に対するメリットと今後の取組は考えておられるかということで、質問上げておりますが、これにつきましては、午前中の平野議員の一般質問の中で、同様な質問があつておりましたのでですね、あえて答弁は求めませんが、よろしいですか。

私のほうから、ちょっとお話だけさせていただきます。

マイナンバーカードについてはですね、午前中の質問と答弁の中にもお話が出てきたと思いますが、おら絶対つくらんと、持たないという人もおられるんですね、これはもう確実に。何でかという、午前中の説明にもありましたように、通知カードで間に合つると、身分証明書は免許証があるけんよかと、あとは個人情報の漏洩などでですね、何となく抵抗があると、こういったところで、もう持たないという人がおられます。それに加えてですね、私が思うには、現時点ではですね、発行について義務ではなく、これは任意だというところが、やはり一番スピードが加速しない理由になつてるのかなというふうに思つてるんですね。

美里町においても、6月19日現在で取得率26.31%と、県内で未だ最下位であるとお聞きしております。平成28年1月から交付が開始されているわけですが、国の方針に合わせてですね、将来義務化されるのであれば、早目に取得しておくのは賢明かなと私は思うわけでありまして。そういったことでですね、今後も町民

の皆さんの関心が向くような、午前中の質問にもありましたが、関心が向くようなですね、取組を進めていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 答弁は要らないとおっしゃいましたが、このマイナンバーカードですね、今いろいろ議員もおっしゃいましたように、今、大きな転換期と考えたほうがいいのではないかというふうに思います。

非常に速いスピードでデジタル化が進んでおりますし、国もいろんな意味で今後デジタル化を進めていくというふうな方針を打ち上げております。ということは、このマイナンバーカードを使った、これからサービスというものが、いろんな分野で出てくるということが予想をされます。現時点ではあんまり不便ではないかもしれませんが、将来的には、いろんな意味で持ってなければ不便になってくるっていうようなサービスがどんどん出てくるのではないかなということが予測されますので、いろんな考えをお持ちの方、いらっしゃるというふうに思いますが、できればですね、マイナンバーカード、前向きに考えていただいて、取得をしていただければというふうに思いますし、町もしっかりサポートを、取得していただけるようなアイデアとそして取得しやすいようなサポートをしていきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 町長からの答弁もありました。今後もですね、本当に関心が向くような、俺もつくりたいというようなところでですね、進めていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、最後の4番目の質問になります。

町道九尾線ですかね、これからつながってる樺の下松の本線、これについて、把握されているかということで一番に質問上げておりますが、これはですね、坂貫から西部農免農道から続いている九尾線、そしてその先の樺の永田橋ですかね、そこまで続いている樺の下松の本線ということになるかと思いますが、この道路はですね、ここ近年、車の往来がですね、多くなってきております。これは通勤で通られる方もおられてですね、私が思ってるには、朝夕は特にですね、多いかなというふうに感じております。これは、山都町方面と八代方面を結ぶ抜け道といいますか、近道といいますか、として利用されていると思うんですね。そうなんです、ここは一部道幅が狭くてですね、大型車あたりは離合できない場所があります。それに加えてですね、休みの日はバイク等もここを走っている状況であります。

そこでですね、町としてもどこまで現状把握されているのかということで、少し

お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

坂貫地区から東岩野を通り、椿につながる町道につきましては、今坂橋からくすのき平団地の横を通り、小岩野方面からの町道九尾線と合流するところまでを、県の農道事業として整備をされ、その後、町道今九尾線として、町道に編入をしております。

合流地点からは、東岩野集落を過ぎ、旧町境までを町道九尾線、旧町境から椿地区の永田橋、町道椿線までを町道椿・下松の本線として、町で管理をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、この区間につきましては、砥用方面から八代方面への抜け道として、通勤や通学など、近年朝夕の交通量が多くなってきているとお聞きしているところでもございます。日中は椿側にあります土取場からまた頻繁に大型ダンプが出入りをしているという状況であるということ、町としては認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 町としてもですね、ある程度把握はされているところではあるかとは思いますが、今、答弁にもありましたが、椿側のほうになるんですが、土砂を搬出する場所がですね、道路横にありまして、先ほどお話にもありましたが、大型ダンプがですね、往来する日もあります。また大雨が降ったときにですね、土砂災害等の危険性もあってですね、交通事故等も含め、危険度のリスクが高まってきているんじゃないかなと感じております。

そういったことからですね、②番のほうになるんですが、この町道について、車の往来が多くなってきていることを考えるとですね、何らかの調査といたしますか、対策を講じなければならぬんじゃないかなというふうに思っています。国道443号線がですね、佐俣から走ってはおりますが、砥用側から八代方面に行くにはですね、距離的・時間的にもこちらのほうが早いということで、車の台数も増えてきているんじゃないかなというふうに思っております。

冒頭申しましたが、事故のリスクが高まってきていると感じておりますので、今後も注視していただいて、何らかのですね、計画検討していただければと思っておりますが、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

坂貫から樺までの、先ほど説明をいたしました町道につきましては、一時改良は済んでおりまして、ほとんどの区間で4メートルから5メートル程度の幅員は確保されております。普通車程度であればですね、十分離合は可能であるというふうに考えております。

しかしながら、一部区間においてはですね、カーブが連続をしており、大型車などが来た場合はですね、スムーズに離合ができない場所もあるような状況でございます。

この町道を通られる目的が、先ほど議員がおっしゃられましたように、砥用方面から八代方面への抜け道として利用されておりますので、佐俣からの国道443号の整備の進み具合などによっても、状況が変わってくることも考えられますので、今後の車両の通行量などにつきまして、町としましても注視をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○2番（吉住淳一君） 今、答弁の中にもありました。繰り返しになりますが、注視していただいでですね、何かあってからではちょっと遅いかなというふうに思いますので、注視していただいで、今後のリスクの軽減にですね、努めていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を2時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午後1時45分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、隈部寛君の一般質問を行います。隈部寛君。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部です。通告に従い、質問いたします。

本日の質問ですけど、中央北地区の水道事業について、有安地区旧工場跡地の活用について、テレビ等電波障害について、この3点を質問いたします。

まず初めに、中央北地区の水道事業についてです。来年度から始まる水道事業について質問いたします。水道事業に対しましては、町執行部・全議員の皆様方と大変な思いで推進されたと思われます。この事業に対しまして3点ほど質問します。

①の項目ですけど、事業期間、水道施工の具体的計画、実際給水時期の予定をお聞かせ願います。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

まず、事業期間といたしましては、今年度、中央北地区簡易水道事業の創設認可申請を県に提出し、審査が行われ、許可をいただく予定でございます。

次に来年、令和5年度に実施計画の委託業務を行い、水源地から一部送水管の工事実施を予定しております。

次に、令和6年度から令和14年度までの期間は、年に約3億5,000万程度の事業費を小筵水源地、萱野送水ポンプ場、岩下受水場、中央北配水場の整備、送水管、配水管、給水管布設、電気計装等の工事を行っていく計画であります。

また、実際の給水時期の予定とのご質問ですが、令和8年度に給水管布設を行い、令和9年度より一部給水開始を行い、順次10年度から地区ごとに給水を行う計画であります。

以上になります

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 施工内容、給水予定はわかりました。給水を待ってる町民の方々が多数おられます。一刻も早く給水を希望したいと思います。給水予定がわかれば、少しでも安心感というものがありますので、町民の方々のお気持ちを考えると早期の実現を要望いたします。

次に、地下水の水質が悪い地区からの優先的に施工する計画はあるのかという質問ですけど、現在、地下水が硝酸態窒素、マンガン等で汚染される場所があります。硝酸態窒素などは、発育時に摂取すると有害があり、マンガンは水の色が茶色になります。飲料水はもとより、風呂にも使用できません。このような場所の町民の方々が、水に対しては大変な思いをしておられます。このような場所から給水する考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

地下水の水質が悪い地区から優先的に施工する計画はあるのか、とのご質問であります。先ほど述べました令和9年度より、一部給水開始とは、中央北地区で最も水質の悪い下中郡地区から考えております。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 下中郡地区からの給水なる考えお聞きしました。大変な硝酸態

窒素で、塩でろ過し、今現在使用されるところであります。ほかにも、堅志田地区、大沢水地区、馬場地区、上中地区などが地下水に汚染が確認されております。これも順序良く、施工の対象として、順序良くしていただきたいと思っております。強く望みますところでございます。

次に、③の小筵地区水源及び白石野地区水源を活用する計画はあるのか、の質問ですけれど、これらの地区には、確かな水源があります。この地区の皆様方に理解していただき、使用する考えはないのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

まず、小筵地区の水源につきましては、現在、地区で運営されている小筵簡易水道組合がございます。その組合より、昨年12月に、今後の維持管理に不安があるので、町営水道への加入要望がありました。

しかし、町では、中央北地区での認可申請に向けて、数年前より動き出しておりましたので、小筵地区につきましては、中央北地区の事業完了後に拡張工事として、10年先の事業になる旨を伝えてあり、その時点で現在使用されている水源が利用でき、ある程度の量があれば利用する考えであります。

次に、白石野地区の水源であります。平成23年度に揚水試験調査が実施されており、約550人程度、給水可能と報告されており、その報告を基に、次の年です。平成24年度に、地区説明会が実施されております。その中で、「周辺井戸への影響を心配され、地区として水源利用は反対意見が多かった」とあります。

また、導水管延長が非常に長くなり、事業コストが増大になりますので、白石野水源を活用する計画は、町として考えておりません。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 仮の話になりますですけど、甲佐町から水道を散水していただく、給水していただくというような形になりますですけど、今の人吉水害あたり見えておきますと、橋が流されたり、堰堤が決壊したりします。そのようなとき、甲佐町からの給水が止まった場合の話ですけど、また、甲佐町には大変失礼な話になりますけど、そういう災害がないほうがいいですけど、この今の地球温暖化のこういうことがあるかもしれません。こういう場合には、もしも給水が止まった場合は、町としてはどうしてお考えなのか。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど、担当課長からも説明がありましたが、中央北地区の水道事業は、長年にわたる様々な検証や交渉の結果、開始するものでございます。こ

れまでに何箇所もボーリング調査をしてありますし、水源地として活用の可能性がある地域との交渉も行ってきたところでございます。

しかしながら、近年までに中央北地区を賄う水量を持つ水源が確保できず、行き詰まった状況でございました。そのような中で、甲佐町が新たな水源を確保され、それにより余剰水が発生していること、小筵荒崎水源で、（今度、町が掘った水源であります）小筵荒崎水源で飲料に適した水を一定量確保できる見通しが立ったこと、これらの要因が揃ったことにより、中央北地区への上水道整備を決断したところでございます。

なお、今後、中央北地区への水道整備が進んでくると、現在、地区で使用されている水源を町に譲渡される案件も生まれてくる可能性がございます。そのような場合には、新たな水源として、あるいは緊急用の水源としての活用も考えてまいります。また、そのような環境が整えば、将来的には甲佐町からの水道水の購入量も段階的に減らすことが可能となりますし、美里町独自の水源運用も現実となってまいります。

なお、美里町と甲佐町は、包括連携協定を結んでおります。双方に災害等発生した場合には、お互いで助け合うことも確認しているところでございます。もし、甲佐町の水源地が被災した場合は、美里町からの供給もできる範囲で実施するつもりであります。

いずれにしましても、今日に至るまでの経緯や過程というものも尊重しながら、一日も早い完成を目指してまいります。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 今のお話を聞いて安心しました。

まずは、私の考えですけど、やはり美里町自体で水を持つ、これが基本姿勢ではないかと思えます。この水道事業、何年か後には完了した場合の、先の話になりますですけど、ぜひとも美里町で水を確保するという流れで進めてお願い申し上げたいと思えます。希望します、そういうことを。

続きまして、2番の項目ですけど、有安地区旧工場跡地の活用についてです。

これにつきましては、昨年度、解体業務設計業務で地質調査、解体のほうは終わられたと、この前お聞きしましたですけど、この解体後の活用についてですけど、これも執行部・全議員で決められたことですけど、工場跡地をあのまま放置、ただ放置しとる場合はやっぱりそのままではいけないという、執行部と全議員の皆様の苦渋の判断と思えます。

そこで、解体後の活用計画をどうしていくかお聞きします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 有安地区旧工場跡地につきましては、美里町役場中央庁舎の目の前に位置し、町の中でも利便性の高い場所でございます。併せて、熊本県そして九州のほぼ中央に位置しており、30分圏内に高速のインターチェンジが5つもあるという、地理的にとても優位な場所であると認識をしております。

この工場跡地の解体後の活用計画でございますが、令和4年度中に解体が終了予定で、その後は、約2年間程度、企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。美里町に雇用の場を確保できれば、流出人口を減らし、引いては人口減少のスピードを緩和させることにつながるのではないかと考えております。

しかしながら、条件等が折り合わず、企業誘致が見込めないと判断した場合は、県北・県南・県央に通勤可能な住宅団地としての開発を進めてまいります。

また、上水道の整備を計画的に進めることで、水の懸案も解決できるものと考えております。

いずれにしましても、美里町の一等地です。町の発展に最大限寄与する土地として、よりよい活用方法を追求してまいります。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 今の現在の工場跡地が、水道事業と絡ませて、有効に活用されることを望みます。また、有安地区の地元には、解体中の施工、そういうのに気をつけられて、迷惑がかからないようなことをお願いしたいと思います。

この跡地には、一つの橋があります。浜戸川の。そういうところも将来的には考えられておかれてはいかがかと思います。ちょっと昔の、老朽化の橋がございます。

続きまして、②ですけど、地質調査の結果について、安全性の確保はできているか、の質問ですけど、昨年度発注した解体工事設計業務で、地質調査、併せて行っているのか。調査した場合は、安全性の確保はできているのか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

当該地の旧工場を解体するため、本年1月から施行しました有安地区旧工場跡地解体工事設計業務委託、これは7月末に完了しておりますけども、議員ご指摘のとおり、工場建屋内の土壌調査も併せて実施しております。分析の結果、対象物質の検出は全て基準値未満であったため、安全性に問題はないというふうに考えております。

しかし、当該設計業務での結果は、あくまでも解体工事に付随するものであり、今後、企業誘致や定住団地の整備にあたっては、その活用用途に合わせた地質調査等を別途発注する必要があると考えており、旧工場の解体後、ただちに調査を行っていただければと考えております。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 仮に、住宅建設、工業誘致が始まり、後から有害物質とかケミカル等の廃棄物が出ないように、しっかりとした地質調査を望みます。トラブルがないように、森友なんか、後から、下から廃棄物が出たりなんか、ああいうふうにならないようにお願いしたいと思います。

最後になりますですけど、3番の、テレビ等の電波障害についてですけど、大沢水地区、畜協周辺ですね、この一部の地域では、テレビの映りの悪い所があります。これを美里町で調査できないかというお尋ねですけど、今、アンテナの向きがちょっと違う方角になったというお聞きはしましたですけど、まだまだ何軒か、映りが悪いという所がありますので、これを美里町で調査はしていただくならという質問ですけど、お伺いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） テレビ等の電波障害について、主な原因として、テレビ等ですね、テレビなどの電波障害について、主な原因として考えられるのは、近くに障害物がある、近くに強い電波の発信源がある、近くに携帯電話基地局がある、老朽化等によるアンテナの不具合、などが挙げられます。また、盆地や山間部では、周りの山や木が邪魔して、電波が届きにくい傾向にあります。

これらに対する一般的対応策は、アンテナの向きを調整する、アンテナの設置場所を高くする、受信力の高いアンテナに交換する、ブースターを付ける、などが考えられます。

ご指摘の、受信障害の原因調査について、町で個別に調査・対応を行うことは難しいと考えます。

なお、大沢水地区を含めた周辺地域では、現在も金峰山方面にアンテナを向けているお宅が多くあると伺っております。アナログ放送から地デジ放送に変わり、砥用地区に中継局ができましたので、砥用方面にアンテナを向けるだけで改善する可能性があるとも聞いておりますので、最寄りの電気店等にご相談いただければというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） わかりました。ちょっとアンテナの向きを変えたらまた違うと思います。私からも丁寧に説明してまいりたいと思います。なかなかテレビが映らんとですね、障害が発生しますと、見たくないというごた感じになりますので。わかりました。

これをもちまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

た。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、隈部寛君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日8日木曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時23分

第 3 号

9 月 8 日 (木)

令和4年第3回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月8日（木）
午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 1番 村崎公一議員

(2) 8番 福田秀憲議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	吉住淳一君
3番	平野保弘君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	坂村浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺清君
観光商工係長	大本由加君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主事の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

1番、村崎公一君の一般質問を行います。村崎公一君。

○1番（村崎公一君） 1番、村崎です。4月の選挙において初当選し、今回が初めての一般質問となります。通告に従い、質問をいたします。

一つ、小学校・中学校の環境について、2、学校給食について、3、高校生への就学支援について、4、中学校の部活動の社会体育移行について、以上4点について質問いたします。

まず、一つ目の、小学校・中学校の環境についてです。私自身、大学1年生の長女、高校3年生の長男、中学3年生の次女、小学校6年生の次男、小学校2年生の三男と、5人の子どもの現役の子育て世代です。長女が小学校に入学してから13年間、小・中学校に保護者として関わってきた中で、13年間の間で様々な環境が変わって行きました。これからの学校環境について質問いたします。

まず、一つ目の、今年度の町内の中学校の生徒数並びに令和14年度の生徒数の見込みをお伺いします。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 本年度並びに10年後の中学生の生徒数の見込みですが、本年度、砥用中が92名、中央中が102名、合計194名です。そして10年後、令和14年度の見込みですが、砥用中が53名、中央中が41名、合計94名となっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 本来はですね、小学校の人数も伺いたかったんですけども、10年後ですので、小学校はまだ生まれてない子が入ってくるので、多分数が出てこないと思って中学校だけの質問にさせていただきました。

私が今、47歳ですけども、私が中学生だった34年前は、1学年3クラスで110人前後の同級生ですね、生徒がいたと思います。もちろん、上の世代はもっ

と生徒数が多かった時代もあったと思います。34年間で、約3分の1に生徒数が減っています。町が過疎化に進んでいる中で、少子化が進むのは当然の流れとなりますが、今現在の町内の学校もほぼ単学級、1学年に1クラスとなっております。

現在の学級編成の基準は、小学校1年生は35人学級となり、その後は40人学級になっていると思います。つまり、40人までは1クラス、41人になると2クラスになります。

砥用小学校・中学校での話ですが、私の長女が小学校に入学した12年前が、1年生が27人、この学年がこの小学校で初めての単学級の学年でした。次の年に長男が入学して、35人の単学級として小学校6年間を過ごしました。砥用中学校は、砥用小学校と励徳小学校が一つになり、砥用中学校となりますが、長男が入学したときには、励徳小学校の子と一緒にあって、41人で2クラスになりました。ただ、その前の年に入学した長女の学年は、一緒にあっても38人で1クラスのままでした。学年で考えると、38人と41人、3人しか変わらないのに、2年生は38人1クラス、1年生は41人2クラス（20人と21人）という状況ができました。ただ、この長男の学年は、2年に上がるときに一人転校して行って、2年生・3年生のときは40人1クラスで過ごしました。

先ほどの質問で、砥用中学校は今後1学年30人を切っていくと思います。中央中学校はしばらくは35人前後で推移していくと思われませんが、小規模校のデメリットは、学校のクラス数に応じて教職員の数が決まるので、小規模校では専門教科の先生がいない、例えば美術や技術、家庭科の授業を、ほかの先生が授業を教えるなどがあります。逆に、利点としてよく言われるのが、生徒の数が少ないので、一人一人に目が行き届くという声もありますが、ただ、普段授業を受けるクラス単位で考えた場合、昨年のデータですけれども、宇城管内で生徒数が多い松橋中学校が、1クラス約35.6人、熊本市で900人を超える出水中学校が1クラス37.2人と、1クラスの人数だけで見ると、小規模校であっても授業を受ける環境にそこまでの違いは出てきません。

国の方針で、35人学級へ向けて動いているとは思いますが、時間がかかると思われます。ただ、これはクラスの人数を減らすという、少人数学級という考えで、このほかに町内の学校でも取り入れている授業もあると思いますが、1つの授業を複数の先生で見る、メインの先生が授業を進めて、補助の先生がサポートするというチームティーチングや、一つのクラスを習熟度で分けて授業を行う習熟度別授業など、少人数教育というものもあると思いますが、これから少子化が進んでいく中で、町として教育環境の整備をどう考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 教育環境の整備という質問でした。

35人学級の話が出てまいりましたが、実はですね、令和3年、昨年3月31日に、改正義務教育標準法というのが成立をしております。これは、国の法律改正でありまして、令和3年度から公立小学校の2年から6年生までを、その学級編成をですね、5年間かけて、段階的に35人に引き下げるという法律です。

ちなみに、小学校1年生は以前からおっしゃったとおりに35人学級でした。熊本県はですね、独自に小学校2年生はもう既に35人学級と、以前からなっておりましたので、この法律の適用となったのは、本年度の小学校3年生からです。

このままの流れで行きますと、来年度は小学校4年、その次が小学校5年ということになりますが、この適用は、35人学級ですけれども、本町ではですね、35人を超える学級はありませんので、該当しないということになってしまいました。

ちなみにですね、熊本県は独自に、中学校1年生も昨年度から35人学級にしております。中1のみです。この中1についても、本町では35を超える学級はありませんので、該当はしませんでした。

人数のことが出ましたので、少しお知らせいたしますと、本年度の小学校の1クラスの人数は、一番多い中央小の2年生・5年生で28です。中学校の1クラスの人数で一番多いのは、中央中の1年生で33です。この数字からいいますと、10人台の学級もあります。20人台の学級もありますので、ほとんどが少人数のクラスと言えるのではないかなと思っております。

将来も、ずっと統計が出ておりますけど、35を超える、36人以上のクラスは出てこないようです。

町ではですね、いろんな取組、お話ありました少人数授業とかですね。それから、これにつきましては、学校で学習支援員というのを町が配置をしておりますので、この支援員は免許は持っておりますけど、授業はできませんが、いろんなクラスに行って、少し遅れている子、それから、丁寧に教えたほうがいい子どもの傍で支援をしております。ですから、形としては、少しT・Tに近いということです。

それから、加配というのがありましてですね。加配、これはですね、特別に割り当てられた教員が学校に配置されるということですが、中学校で申しますと、砥用中は数学・英語、それから中央中は英語の強化で、複数配置になっておりますので、一つの学級を二つに分けて、同時に別々の先生が教えるというようなことも実施をしております。効果が上がっているところです。ただ、加配といってもですね、こちらから要望しても、教員が不足しておりますので、全てそれが配置されるとは限ってはおりません。

とにかく、教育環境の整備につきましては、少人数ではありますけれども、やはり

きめ細かな指導をしていくためには、教員が多いほうがいいですので、学習支援員の配置も含めて、これから可能な範囲で委員会としては考えていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 昨年度から、美里町では中学3年生を対象に公営塾を開催されていますが、昨年度から始まった美里公営塾の、昨年度の参加者並びに今年度の参加者をお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 恐らく県下で初めて、全国的にも珍しい、中学校の子どもを対象にした公営塾。昨年度から議員の皆さんのご支援もありまして、開設をいたしました。昨年度の参加者は、砥用中16名、中央中29名、合計45名でした。本年度の参加者は、砥用中30名、中央中22名、計52名で、増加をしております。

少しお話しますと、昨年度公営塾の最後の塾がですね、2月でした。試験前に終わったんですが、終わった後で、生徒及び講師の方にですね、「どうでしたか」というアンケートを取りましたけども、いずれも「非常によかった」と、講師のほうも答えておりましたし、生徒も「参加してよかった」という感想がたくさんありました。ただ、実際の入試でどれくらい力がついて、どれくらい点数が上がったというのを見極めるのは大変難しかったということです。本年度も時々視察をしておりますけども、両方の学校もですね、熱心に学習している姿が伺えます。

少しでも力をつけて、自分の進路の希望に近づいて、役立ってくれたらいいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 委員会としても、先日公営塾のほうの視察をさせていただきました。指導されている大学生の方たちも、教員志望の方たちが指導されているということで、その先生を目指している子たちにとっても、こういった実践の場が、仮のですけど実践の場があるというのは、その子たちのためにも大変大事な時間になっていると思います。そして、先ほどお話がありましたように、よその自治体がない、先駆けて初めての取組ということで、これからまだまだ改善の余地は残されていると思いますが、特に中学校3年の子どもたちはですね、6月に中体連が終わって、ここから高校受験に向けて切り替えが必要だというときに、学習の習慣化という意味でも、積極的に参加していると思われます。

また、地域の方との話でよくあるのが、「これからの子どもたちには英語をもっと教えてあげないといけない」とかいう話があります。こういった、これまでの質

問にも関連してきますが、学校教育で特色のある教育、例えば英語を強化するとか、数学を強化するとか。そういった考えがあったときに、公営塾みたいなハード面は町として準備することができると思うんですけども、町として、学校教育の現場にどこまで関わるることができるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 学校教育の場に、町としてどのように関わるのかということのご質問でしたが、学校にはですね、少し難しいんですけど、教育課程というものがあまして、この教育課程は何かといいますと、学校教育の目的とか目標を達成するために、教育内容を児童・生徒の心身の発達に応じて、授業時数との関連において、総合的に組織した各学校の教育計画というのがあります。

少し難しい内容なんですけども、この教育課程は、結論から申しますと、裁量権は校長ということになります。今、先ほどおっしゃったですね、英語について、もし町が力を入れたいということであれば、学校と相談して進めていくということになるんですが、教育課程にはですね、年間これだけの授業をするべき目安というのがあります。例えば、中学校で申しますと1,015時間です。その標準時数をですね、クリアして、そしてしかも、全ての教科書でその学年の教科書を割らなければなりませんので、英語の時間を少し増やしたいと思っても、増やしたらそれだけ窮屈になるということになるということです。

それから、別の方法も若干あるんですけども、台風とか大雨とかですね、コロナとかで、不測の事態が考えられます。休校せざるを得ないというようなことです。そのために、少しゆとりのある時間を、余計に時間を設定をしておりますが、その時間を英語に充てるという方法もありますけども、年間を通して英語の時間を増やすとかいうことはなかなか厳しいというふうに思います。特別にですね、教育特区ということを経験しているというふうな方法もありますが、いずれにしても、働き方改革がですね、叫ばれておりますので、何かこう学校の中を窮屈にするような授業時数を増やすようなことは、慎重に考えて行かなければいけないというふうに思っておりますので、限られた時間の中で教育課程の中でどれだけ効果を上げるか、先生たちが工夫して授業をするかということが学力の向上にはつながってくるのかなというふうに思っております。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 今、ご説明いただいたように、行政として、学校の教育現場にできること・できないこととあると思いますが、美里町で子育てをしたいと、同じで、美里町の学校に通わせたいと思ってもらうのも、これからのまちづくりの考えの中にあってもいいのではないのでしょうか。

また、町としても、子育て中の保護者の声が把握できれば、今後の様々な方針に生かせると思います。現在、町として保護者へのアンケートなどは行っていませんでしょうか。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お話がありました町の学校の特色、人から注目されるようなそういう特色というものは非常に大事だというふうに思います。可能な限りの努力を学校でもしておりますので、支援はしていきたいというふうに思っています。

アンケートのことですけれども、これまで振り返るとですね、中学校統合に関するアンケートを実施した経緯はございました。それから、公営塾に関しましては、中3が対象ですけれども、参加希望を募るようなアンケートをとっております。また、委員会ではありませんが、学校はですね、どの学校も毎年定期的に、学校評価というアンケートを保護者に実施をしております。その名のとおり、「学校をどのように見られていますか」という内容なんです。その中には自由記述欄がありますので、いろんなことが、学校への要望も含めて書いてあるようです。内容によっては、教育委員会にも伝わってくる場合があります。町独自で何かアンケートということは、今のところ考えておりませんが、議員がおっしゃったように、何かこの特色であるとか将来のことに関するようなアンケートのことについてはですね、今後検討をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） もちろん、アンケートと言ってもボヤっとした感じなんですけど、設問を設定してアンケートをとるという方法もあるし、自由記述でいろんなことを保護者の要望を聞くという形もあると思います。もちろん、アンケートをとるとですね、「それは町に対してじゃなくて、学校に言ってくださいよ」みたいなアンケートの答えが返ってくる場合もあると思いますけれども、何か大きな方針を出すときに、急にそのことについてだけアンケートをとるよりも、毎年「ないですか。何か町に対して要望はないですか」、あってもなくてもいいので、アンケートを毎年とっていくというのが、保護者から見れば、町が子どもたちのことを気にかけてくれているのかなという安心感が生まれると思います。そして、保護者の考えや傾向がデータとして積み上がれば、これからの教育施策も方針にも反映できるのではないかと思います。

先ほど、統合の話もありましたけれども、例えば、「今年度はこのままの形で大丈夫ですよ」という保護者さんがいて、何年後か経つてくると「いや、もう、やっぱり一つの学校になってほしい」という要望が集まってくれば、町としてもそちらに向けて動くこともできるのではないかと考えております。

次に、2の学校給食について、質問いたします。

美里町の小中学校は、全て自校式給食を行っていますが、各地域に赴任される先生方と話すと、よく給食が美味しいというお話を聞きます。自校式給食が子どもたち、保護者への安心安全につながっていると思いますが、これから先、自校式給食を含め、こういった形を続けていけるのかどうか、現在、町内の中学校給食は指定管理の方に業務委託をされていますが、これから先、小学校も委託という形になるのか、また、自校式給食自体が続けられるのか、他町みたいに給食センター方式など含めて、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 給食のことについての質問ですけれども、中学校の給食は民間委託となりまして、今年で5年目を迎えております。民間委託したと申しましても、小学校と同じように、同じ献立で、納入業者も以前と同じ、委託前と一緒に。それから、調理する方もですね、委託前とほぼ同じ方が調理をされておりますので、特に問題なく運営ができております。町の給食が美味しいということですが、確かにできたばかりの温かい給食を食べることができますし、最近アレルギーがある子どもも増えておりますので、そういった子どもに対してもきめ細かく対応できるという良さがあるんじゃないかなというふうに思っております。

ただですね、小学校の給食を担当してる町の現業職員も、今後10年以内に定年を迎えます。そうすると、現業職員で小学校の給食をつくれなくなりますので、中学校と同じように、将来は委託も検討しなければならないかなというふうに考えているところです。

その時期は必ずやってくると思いますので、事前に準備を進めていきたいというふうに思っておりますが、給食センターにつきましては、今のところ考えてはいないというのが現状でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 中学校の給食が、指定管理業者に委託になった当初はですね、保護者の方も多少不安があったと思います。ただ、先ほどご説明いただいたように、材料だったりメニューだったり、統一で考えていらっしゃるということで、今はもう、あまりそういった声は聞こえてきません。また、給食費等も小学校・中学校で統一はされていると思いますけれども、ただ自校式給食の場合はですね、学校によって調理員の数は違うとは思いますが、例えば5人で100人分作るのと、5人で50人分作るのでは、1食分作る当たりの人件費のコストなどは変わってくると思います。今後はですね、そういったところも問題として出てくると思いますが、個人的な意見としては、ぜひですね、自校式給食は続けていただいて、子ども

たちと保護者の安心安全のために存続のほう、していただけたらと思っております。
次に、高校生への就学支援について、お伺いいたします。

ここまで、小学校・中学校の質問をいたしました。美里町の様々な支援の中、無事に義務教育を終えて、次にあるのが高校進学となります。公立高校の無償化や、私立高校への進学の割合も増え、熊本市内の高校へ進む子どもたちも増えてきています。そうになると、通学の負担が出てきます。部活動をしない生徒は、自宅から通えないこともないと思いますが、部活を始めたり、通学に不便な学校は、寮や下宿、中には市内に部屋を借りて、子どもが高校に通う間は、両親どちらかが市内に同居するなど対応されている家庭もあります。中には、進学のタイミングで転居をするということもあるかもしれません。

そこで、バス通学やバイク通学などへの補助を含め、現在町として高校生への就学支援などは行っていますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、町として通学に対する支援や下宿等に対する支援は行っておりません。また、宇城管内や近隣自治体にも高校がある中で、大々的に熊本市方面への高校進学を推進するというのも、少し遠慮を、何かそういう状況であります。とは言え、人口減少と少子化が進む中で、背に腹は代えられない状況であることも事実であります。

そのような意味では、今後、子育て支援の一環として、高校生への就学支援等、何をどこまでできるのか、検討させていただきたいというふうに思います。

また、何らかの支援をするのであれば、通学・下宿に関わらず、これは全ての高校生に平等に支援すべきとも考えますので、財政面ともすり合わせをしながら、考えさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） もちろん、義務教育とは違い、高校進学はそれぞれの希望で進むわけですが、保護者としては安心して子どもを育てる環境を望んでいると思います。何でもかんでも町に頼めばいいという話ではないと思いますけれども、ぜひそういうところも考えていただきたいと思います。

私はですね、これまで、商工会や商工会の青年部などを通して、地域活性化や町おこしなども取り組んでまいりました。基本的に、こういった活動は民間主導で動き出すべきだと思っています。民間が行うと、小回りが利くというか、やる・やらないを含め、意思決定など、自己判断で取り組めるからです。その中で考えたのが、市内の高校に進学した美里出身の子どもたちを受け入れる寮でした。高校はそれぞれの学校に行って、帰ってきたら美里の子たちがいる。学校によっては美里から一

人だけその学校に進んで、今まで同級生が30人ぐらいだった環境が、300人、400人という新しい環境になって、不安になっても、帰ってきたら美里の子がいる、食事は美里の食材を使って、子どもたちをサポートすることができないか、ただ、これを経営として考えるとハードルが高く、だったら行政を絡めて実現できないか。しかし、行政が絡むと、先ほど町長の答弁でもありましたように、町は、市内に進学した子どもたちだけを支援するのかとか、町が市内の高校に進学するのを勧めているという話にもなりかねません。

もし、民間で寮が運営できるのであれば、それでいいのだけど、その先に行政と連携することで新たな問題が出てきてしまいます。こういった教育に関しては、なかなか民間で携われない部分があります。そこは、行政としてサポートしていただきたいと思います。

兵庫県の明石市という市があるんですけども、ここは9年連続で出生率が増え、人口も増えているそうです。出生率も2018年に1.70、全国平均1.42を上回っています。この明石市の政策として、所得制限なしに高校3年生までの医療費無料、第2子以降の保育料の完全無料化、1歳までおむつやミルク、子育て用品は毎月配送、中学校の給食費無料化、公共施設の入場料無料化を行っているそうです。もちろん、これはですね、人口や予算規模、環境が違うので、同じことをしてほしいという話ではなく、ここの市長がですね、泉市長っていうよくネットニュースなどで出て来られる方なんですけれども、この方がですね、この話のときに、「お金がないからせこいことをするんじゃなくて、お金がないから、お金がないときこそ、子どもにお金を使うんです。子どもを応援すればみんな幸せなんです。子どもの未来は私たち自身の未来であり、子どもの未来は日本社会の未来だ」と、こういった言葉をおっしゃってます。理想論なのかもしれませんが、こういった思いは大事なのではないのでしょうか。

次、最後に、中学校の部活動の社会体育移行について、お伺いいたします。

中学校の部活動の社会体育移行については、令和5年度から令和7年度をめどに、休日の部活動から段階的に移行していくことが基本となっていますが、平成27年度に小学校が社会体育に移行しました。このときに保護者として、またサッカークラブチームの指導者として関わりましたが、印象としては、とにかく急だった感じがいたしました。前年のPTA総会では、社会体育移行の話はありましたが、まだ県で検討委員会が行われているぐらいという説明で、来年度とかにすぐ移行はないだろうという話でしたが、美里町は県内でも先駆けて、その年が明けて1月、2月頃になって、4月からの新年度では、サッカー部として名前は残りますが、これまで毎年出場していた各種大会には出場しない。12月に行われる小体連の大会

にだけ参加するという方針になりました。

もちろん、受け皿もなく、それまで小学校3年生まで指導していたクラブチームを、6年生まで急遽引き上げる対応をいたしました。もちろん、そのときも検討委員会など立ち上げてあったとは思いますが、実際、現場ではこのような状態でした。

こういったことを含め、小学校の部活動の社会体育移行時の検証などは行われていますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 中学校の部活動の社会体育移行、つまり地域移行のこと、それから、本町が進めた小学校の社会体育移行についての質問でございました。

まず、小学校の部活動の社会体育移行時の話ですけれども、平成26年頃に出てきた話です。県のほうがこの話を提言として進めまして、小学校の部活動を学校の教員が行っているのは、実は熊本県だけです。全国的に見ても。で、ほかの県と合わせる。やっぱり、通常の形にするという国の方針、県の方針で出てきたものですが、本町は、県が示したですね、移行期間は平成30年度末までという、その方針より1年前倒して、移行を進めてきました。

その際、先ほどおっしゃった検討委員会をですね、早く立ち上げて、大体2年半ぐらい前には立ち上げて、年2回から3回ぐらい検討委員会を開催しながら進めてきたというふうに記憶をしております。この検討委員会のメンバーですけれども、教育委員会はもちろんですけれども、町のスポーツ関係の指導者ですね、の方々、それから小・中学校の関係者、いろんな方をお招きして、この町の方針を説明してやってきたところです。それで、移行が終わりましたけれども、そのときには、私たちにはですね、特別、周知もしてきましたので、大きな不満というのはですね、戸惑いとかそういったものは伝わってこなかったんですけども、今、議員がおっしゃった中には、隅々まで伝わっていなかったかなという思いをしたところです。

ただ、移行しただけで終わりではなくて、その後もですね、その検討委員会と同じメンバーに参集していただいて、指導方法であるとか応急手当であるとかですね、そういったことについての講話とか、講師を招いて行ってまいりました。やはり移行後も、ずっとその経緯をですね、踏まえて、子どもたちが伸び伸びとやれているのか、安全・健康面に配慮して行われているのか、指導者の方にはお願いはしてきたところです。ただ、コロナが始まりましたので、なかなか大人数での集会等ができなくなってきたという現状はございました。

検証ということですが、移行後にですね、アンケートをですね、ずっと何回かっております。直近のアンケート、先週とったんですけど。3年生以上の小学校の児童で、約64%は、何らかの形で町内外も含めてですね、活動しているとい

う結果でございました。64%というのは、思ったよりも多いなということでございます。

それから、やはり部活動がなくなるということはですね、体力低下というのに直結しますので、小学校ではいろんな形で、朝早く来た子は自主的に走るとかですね、それから業間にランニングをすとか、昼休みは「外で遊びなさい」と勧めるとかですね、いろんなことを行っております。

そういうことをやっておりますけど、中学校の話を知ると、入学した1年生は5月頃スポーツテストがありますけど、そういった様子を見るとですね、やはり年々体力は低下しているという感想を聞いております。部活動も全員入部ではありませんので、やはり体力は運動する子としない子の二極化が進んでいるんじゃないかなというふうに思っております。

町も、このままではいけないと思ひまして、これからですけども、名称をですね、「ジュニアスポーツ運営委員会」というような名前で、関係の方に集まっただいて、子どもたちの体力面についての、幅広い意見を聞いていこうかというふうに考えているところです。

それから、中学校の部活動が地域移行していくというお話が、先ほどありました。これはもうスポーツ庁から提言がありましたので、国の流れがこうなっておりますけど、それぞれの自治体で実態がとても違いますので、都会では進めやすいことも、田舎ではですね、やはり指導者の問題であるとか、移動の問題であるとか、予算の問題であるとか、いろんなことがありますので、うちの町の実態に合った方法を模索していきたいなというふうに思っております。

ここについても、秋にですね、検討委員会を開催しまして、生徒や保護者の不安をですね、解消するような、そういう施策を行ってきたいなというふうに思っているところです。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） そもそも移行に関しては、受け皿となる地域スポーツクラブなどがないと成り立っていかないと思います。結果、小学校の社会体育移行のときには受け皿がまだできていない美里町が先行して移行し、受け皿が充実している熊本市内の学校は、結局部活動が続いているところもしばらくはありました。

中学校の移行に関しても、これから検討委員会など、各種スポーツ協会や現在指導されている外部指導者の方を含め、進んでいくと思われませんが、クラブチームを運営するという事は、ただその競技を指導するだけではなく、様々な事務手続なども出てきます。

学校が関わっている間は、先生と協力しながら運営していくことも可能かもしれ

ませんが、それ以降は、とても一人二人でできることではなく、そうなるとう運営できない競技も出てくると思います。その結果、美里町の子どもたちは、スポーツをするために、ほかの町に通わなくてはいけないということが起こるかもしれません。そうならないように、町としてはぜひ慎重に検討のほうを進めていただきたいと思います。

また、社会体育移行に伴い、平日は学校で先生が指導、休日は外部指導者と、段階的に移行していくと思われませんが、完全に移行した場合、平日の練習も指導者の仕事が終わった後など、練習時間がこれまでの授業が終わった後すぐの放課後というのは厳しくなってくると思われます。その場合、練習の開始などが7時からとか、なった場合、町の施設のナイター設備などの利用が考えられます。これに伴い、現在、町内の社会体育施設の改修などはどのようになっていますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 中学校の部活動の地域移行に伴い、社会体育施設はというよな質問でございましたが、小学校の部活動がですね、社会体育に移行した後、子どもたちは通常は学校のグラウンドや体育館で部活動やってたんですけど、そうじゃない、町営のグラウンドとか、違う場所での活動が増えてきました。それで、小学校の施設ですけども、例えばグラウンドあたりはですね、どうしても雑草が目立つようになってきたということがございます。

これから中学校の部活動が地域移行のほうに進んでくると、やはり学校以外の施設を使う、学校の施設ももちろんですけど、そういった学校外の施設を使うことも増えてきますので、ナイターであるとか、使いやすいグラウンドであるとか、そういった要望が確実に出てくるのではないかなというふうな予想もしているところです。

町にはですね、美里町公共施設等マネジメント計画というのがございまして、施設の改修、その他を計画的に、段階的にやっていくという計画がありますので、そういった内容も踏まえて、要望も鑑みながら、これから老朽化する施設もありますので、どういった方法、どういった施設を早目に修理したほうが、要望、地域住民とか、それから子どもたちの活動に対する要望に最大限応えていくのかということですね、考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） そういった形で移行していった場合、学校施設を使えなく、町の社会体育施設を使用するという場合が大変増えてくると思います。そういった中でのグラウンドの改修やナイター設備などの要望が出てきたときには、ぜひ町として対応していただきたいと思います。

美里ドーム、スポーツセンターて言いますかね。美里ドームってありますけれども、あそこ、よく子どもたちが遊んでるんですけれども、あそこも例えば照明だったり、もうだいぶ地面がでこぼこ、ラインの所が下がったりしてでこぼこしてるんですけれども、ああいった施設がですね、よその町にもあるんですけれども、そういった所って結構、ネットでしっかりカバーして、要は利用者しか使えないような形をとってあるんですけど、美里町はいい意味でオープンになってて、地域の方が散歩されたりとか、子どもたちが遊んだりとか使われてるんですけれども、逆にですね、そういったことで器具の劣化だったり、ごみだったりとか、そういったのが落ちてくると思います。まあ、そこ、どっちをとるかという話なんですけれども、そういったふうに、社会体育施設の維持は大変だと思います。また、新しくつくるというのも現実的には難しいと思いますけれども、これはですね、部活動の社会体育移行とは違った話ですけれども、商工会の青年部時代にまちづくりの研修であったのが、岩手県の紫波町というまちづくりの中で、駅前の開発に伴い、宿泊施設や商業施設、国際大会などでも使用される床材を使ったバレーボール専用の体育館を造って、県内のバレーボールの拠点として、国内のプロチームなどの合宿が行われたりしています。

また、熊本県の水上村では、陸上のクロスカントリーコースをつくって、大学・企業とも連携して、数多くの合宿を誘致をされていると思います。

こういったピンポイントな施設を造ることで、社会体育施設を中心に、交流人口を増やすこともできると思います。

総合運動場は野球に特化するとか、カントリーパークはソフトテニス、グラウンドにナイターを設置し、人工芝化するなど、ほかにはない施設があると、町外からの利用も増えてくるのではないのでしょうか。

今回の質問は、美里町の子どもたちに関する質問を行いました。子どもたちが地域の宝であるということは、いつの時代も、そして町民の皆さんが持っている共通の思いであると思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、村崎公一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を11時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、8番、福田秀憲君の一般質問を行います。福田秀憲君。

○8番（福田秀憲君） 先に通告しておきました人口減少対策について、質問をいたします。

日本の人口は平成20年（2008年）をピークに毎年減少を続けています。令和4年1月1日時点では、1億2,592万人。昨年に比べまして72万6,342人減少をしています。比較可能な2003年（平成15年）以降で最大の減少になっているということでもあります。

この中で、美里町を見てみますと、合併当初、平成16年（2004年）1万2,839人でありましたけれども、本年の6月末9,199人となっております。3,640人減っているということでもあります。

平成16年から現在まで見てみますと、あと2か月足らずで合併して18年になるわけであります。これを年平均にしますと、減少している人口数は、年に200人になるわけであります。直近の5年間、平成29年から令和3年度までの減少を見てみますと、1年間に約240人減少をしているところでもあります。

美里町人口ビジョンでは、妊娠・出産・子育て施策の充実による出生率の向上や、若年層の人口流入を促進することで、社会増減の改善を図り、2060年（令和42年）に4,694人を目指すというふうになっています。現在の状況を見てみますと、このまま推移すれば、美里町が目指す将来人口を大きく下回ることになるわけであります。

この人口減少が何でいけないか。その人口減少による影響と申しますのは、スーパーなどの生活用品を取り扱う店舗の撤退・廃業により買い物が困難になる、地域コミュニティ（地域の共同体）が衰退して相互扶助の機能の低下、地区ごとに減ってきますと、高齢者が増えてきますと、なかなかその地区のいろいろな草刈りとかできないということでもあります。また、児童数の減少により、子ども・子育て、その支援機関、関連施設の縮小・廃止、高齢者の増加に伴う一人当たりの医療費の上昇、生産年齢人口の減少による各分野での人材不足、また、税収や普通交付税の減少による財政の硬直、住民サービスの低下につながってくるわけであります。

こうならないうちに、人口減少を終えなくてはならないということでもあります。

国の施策として主なものは、2060年（令和42年）に1億人程度の人口を確保するということでもあります。結婚・出産・子育ての希望の実現のための支援、などで、希望出生率1.8の実現、東京圏一極集中の是正、地方が取り組む自主的な取組については基本的には、国はこれを支援するというふうになっているところでもあります。

これらを踏まえまして、質問をしたいと思っています。

まず、結婚対策ですけれども、美里町人口ビジョンでは、令和2年3月に改訂をされました。それを受けて、「まち・ひと・しごと総合戦略」が改訂されて、第2期として施策を推進しておられます。その中に、美里町では人口減少対策として四つの基本目標を掲げて取組を進めているところでもあります。

現在、結婚の取組として、宇城広域連合で結婚活動の支援を行っています。今までは、町のほうで取り組んでいたんですが、広域で取り組んだ方が対象者も増えるということで、広域連合のほうで取り組んでいます。

今後、町として、結婚してもらうための取組をどのように進めていこうと思っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

結婚してもらうための取組をどのように進めていくかというご質問になりますが、まず、議員ご指摘のとおり、人口減少の現状と、これはやはり国の研究機関のほうでも2060年には3,021人と71%減少するというふうに予測されています。

この人口減少対策の一つとして、町内外の独身者の出会いの場となるように、例年婚活イベントの、そういった事業を行っておりまして、実際、結婚につながるなど結果も出ているというふうに考えております。

令和2年度・3年度はコロナの影響もあり実施できておりませんが、今年度はコロナウイルスの感染状況等も鑑みながら、秋頃の実施を予定しているところになります。

これまでの傾向として、美里町単独ですすね、こういったイベントを行っても、男女ともなかなか参加者がすすね、集まらないという課題がありました。が、宇城管内等の居住者に結婚相手を斡旋する、先ほど言われた宇城広域連合ですすね、結婚活動支援センター、そちらのほうとも連携をして、未婚化の解消による定住及び少子化対策につなげていければと考えています。なお、現在ですすね、同センターに登録している方がどれくらいいらっしゃるかという話になるんですが、今現在、男性が87人、これのうち美里町の登録者が何人いるかという話ですけど、これは9人になります。それから、女性の方が47人、こちらは美里町の方はゼロ人という形になっております。

今後ですすね、登録者増に向け、管内施設等へのポスターの掲示や広報紙等への掲載を行うなど、広報活動を展開してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 今、説明いただきましたように、結婚については宇城広域連合の結婚活動支援センターで、登録者に対して支援を行っているわけでありませう。

ただ、今の登録の人数が美里町は9人というふうにお聞きしましたが、私が平成8年かな、に中央町時代にですな、その対象者を調べてみたら、200人を超える数の対象者がおられました。そのときも質問しましたがけれども、現在でもですな、相当な数の対象者がおられると思います。それで9人というのはえらく少ないなというような感じが、素直に誰でもそう思うんじゃないかなと、そう思うわけですよな。というのは、やはり登録しづらいつか、いろんなやっぱり要件が私はあるんじゃないかなというふうに思っているわけでありませう。

今、広域連合に登録するには、申込書をつくって、公開用のプロフィールとか何とかいろいろつくって、そこに行かなければいけないというふうな形になっているようですが、できるならですよ、QRコードあたりで簡単に登録できて、その本人の確認は必ず、やっぱり危険が伴いますので必要だと思ひますけれども、それをやれば、もう少しですな、登録者が私は増えると思ひますよな。

近隣の独身の方を見ても、相当な数おられますので、やはり結婚したいという願望は結構あるですよな。登録者のですよな、その辺りを考えていただければと思ひますが、いかがですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） もっと簡単に登録できないかと、そういうご質問でございますが、広域連合のですよな、正副連合長会といろいろありますので、そういう機会にですよな、そういうことができないかというふうな要望を出させていただければと思ひます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいまQRコードでのやつ、やりましたけれども、町内にもですよな、啓発するために、町の広報に載せて、「QRコードでできるようになりましたよ」とか、そういう広報をするとか、後はですよな、チラシを配って「すばらしい人がいますんで、登録しませんか」というふうなですよな、啓発も考えたらどうかなというふうな思ひがしておりますので、その辺りもですよな、併せて考えていただければと思ひます。

コロナ禍の中、町の行事、ふるさと祭り、やまびこ祭り、町民体育祭、文化祭など、中止や縮小がなされております。また、民間の行事も同じ。出会いの場が少なくなっています。やはり、結婚に至るには、多くの出会いの場が必要であります。本年7月に、町の出資で「美里まちづくり公社」が設立をされております。その中、いろいろやられることを見ても、**「交流人口・関係人口の創出により、仕事**

をつくり、若者を呼び込むなどの実現を目指している」ということであります。出会いの場をつくるためにも、いろんな取組・計画をされると思いますけれども、その中に、やはり美里町の人に参加できて、その活動の中に入れるような配慮があればというふうに思いますけれども、これは出資者として、ぜひ町の人たちを巻き込んでやってくださいよというようなことで、お話しはできないものでしょうかね。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これから美里まちづくり公社もですね、いろんなイベント等やっていくというふうに思います。交流人口を増やしていく、それを仕事につなげていく、そういったことをやっていく上ですね、美里町の方、交流人口の中、たくさん外から来られる人たちの中に、何か美里の人たちもかんで、出会いの場ができないとか、そういったことはぜひ、まちづくり公社のほうには提言をさせていただければと思います。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） やはり結婚に至るには、何でも出会いがないと結婚というのは、皆さんの結婚されたのもそうでしょうけれども、出会いの場がないとなかなか難しいところがあります。ぜひですね、出会いの場をうんとつくっていただけるようなことを考えていただければと思います。

最近はですね、マッチングアプリとかいうのが、近頃新聞にも載ってましたけれども、結構はやってると言いますか、マッチングアプリで出会いの場を求めるという人もありますけれども、私なんか古いあれで考えると、なかなか危険が伴うので、これはどうなのかなという思いがしておりますけれども、それでの成婚率は20%あるということでもあります。いろんな方法がありますけれども、町としてできるやつはぜひ取り組んでいただければと思います。

やはり、結婚しないと子どもも生まれてきませんので、今のままでいくと、なかなか結婚する人が増えないような感じがいたします。結婚の取り組みで、先進地の情報など参考にして取り組んでいただいて、熊本県で3番目であります高齢化率をもうちょっとですね、高すぎますので下げていけるようなことができたならというように思っておりますので、ぜひ取組を一緒になってやっていけたらと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、住宅なんですけれども、やはり結婚したら、住むところが必要であります。住むところの適当な所がない。以前は親と同居する人もいましたけれども、今はほとんどの人が、アパートや空き家を探して住まいを見つけている状況であります。また、移住して住みたいが、適当な空き家がない。何人かの人にこれは相談を受けたことがあります。

結婚当初は資金の問題などで、家を新築するのはやっぱり無理があります。町内に住みたいが、意に叶うもの、住む所がない。それで、近隣の他市町のアパートを借りて、そのまま移り住んでしまう。もう移り住んだら、なかなか元には戻ってこられない人が多いので、そういう現実をですね、今までたくさん見てきております。

平成30年の住宅・土地調査では、全国で空き家が848万戸、空き家率が13.8%あるそうであります。これは年々増えてきています。美里町でも相当な空き家があると思われます。空き家でも、改修すれば住めるという空き家は何戸あるのか。わかったら、教えていただければと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） 空き家の数ということですが、現在美里町で500軒以上は、実を言いますと空き家というのがございます。今、これを順次、また当たり直してるところではあるんですけども、ここからですね、実際住める所といいますか、「空き家バンク」というのに登録ができるというような所っていうのが、現在は7軒という状態になっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 空き家が500軒あるということでありましてけれども、私も以前、ずっと前に質問させていただいて、空き家がどれくらいあるんだということで、まだ町では調査をされていませんでした。

その後ずっと調査をされて、空き家対策ということでやられておりますけれども、500軒以上の空き家があって、改修すれば住めるというようなやつは、少なく見積もっても半分ぐらいは、半分以上はあるんじゃないかと私は思うんですけども。

それにホームページで見ると、空き家バンクの登録は今7軒ですか。7軒というのはえらい少ないなど、私は単純に考えて思うんですけども。この辺りではですね、どうにか、その貸せない理由、その辺りを解消できれば、もっともっと増えてくる可能性があるんじゃないかなと思うわけです。

やはり空き家バンクの登録数を増やして、その選択肢を広げていくとか、そういう住宅政策が私は必要じゃないかと思うんですけども、その空き家バンクの登録についてですよ。その貸せない理由というのか、そういうのを少しずつでも解消していけば、私はできると思うんですけども、いかがですか。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

空き家バンクが少ない理由になるんですが、まずその空き家を所有されている方の心情的なものもあると思うんですが、まずやはり誰でも彼でも、見知らぬ人と言

いますか、本来その第三者に貸すということ自体をためられる方と言いますか、そこに住むことで周りの人にもですね、ほかの周りの方たち、地区の方たちにもいろんな配慮が必要になってまいりますので、先祖代々住んでたお家というのを第三者に貸すということに、ためられる方がいらっしゃるところだったりとか、そういった意味で、まず空き家の所有者が登録を申請されるということ自体がまず非常に少ないです。

それから、住める住宅と言いますか、かなり老朽化してる住宅が多くて、特に住むとなると水回り関係ですね、だったりあとトイレとかお風呂とかですね、キッチン回りとか、そういったものになりますけど、これが非常にお金も改修にかかってくる形にはなるんですけど、こういったものが非常に古い状態という形になっておりますので、なかなか今住めるという所がですね、少ないところという形が今、現状になっております。

そういう中でもですね、少しでも空き家バンクの登録物件を増やすために、今年度より新たに地域おこし協力隊の方を委嘱しておりますので、この方が、先ほど500軒という話をしましたけど、今大体200軒以上の進捗になりますけど、ずっと回っていただいているところになります。そこで、空き家バンクへの登録だったり、空き家の掘り起こし、そういったものを促していただいているという形になります。

それとですね、改修の費用につきましては、住宅で、移住定住補助金というのを用意しております、こちらでそのリフォーム代ということで、最大75万の補助というのを準備しております。昨年度でこちらのほう使われたのは1件の実績という形になります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 今、協力隊の方も回っておられるということでありましてけれども、やっぱ町が介在すると安心して、ある程度貸せるというか、そういうところがあると思いますので、ぜひですね、その貸せないところを解消できるというか、そういう形にして、できるだけ増やせるような努力をお願いしたいと思います。

今、民間アパートによる、よそに出ていくと言いましたけど、そのアパートの建設の促進も支援が町でできないものかなというふうに考えています。建物とかそういうのはなかなか難しいでしょうけれども、建てられたら入られる人の家賃の補助をしますよとか、そういう形で民間のアパートの建設の促進、それと、若者定住住宅宅地、これの開発、今後開発してですね、計画して、つくっていこうというやつはありますでしょうか。

というのは、子どもたちを育てるには、一回つくって子どもたちが巣立ってしま

うと、次の子どもたちが定期的にこう、やっぱり定住住宅をつくっていけば、ある程度、学校の生徒たちも増えてくるんじゃないかなという思いがしております。

どうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里町におきましては、現在、五つの定住住宅団地がございます。いずれももう、ほぼ完売というような状況です。これからになります、中央北地区には水道も計画をしているところです。非常に、最近もまた新たに家が2軒建ったというふうに記憶しておりますが、水道が来ればですね、さらに今後は宅地としての需要が高まってくるのではないかと考えておりますので、そういったところも今後は、そういうこともですね、視野に入れながら、定住の団地の開発等は進めていかなければいけないというふうに考えます。

また、住宅の、アパートに対する補助という話がありますが、やはり何もかも補助とかするのではなくてですね、やはりここは民間の方が美里町でアパートをつくりたいと思っていただける環境をいかにつくるかということも大事だというふうに思いますので、まずはそこに、そういった環境の整備というものを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、美里町は熊本県の中でもほぼ中央に位置しているわけですので、しっかりとしたポテンシャルを持っております。アパートを建てただけのような環境というものを作っていくということも一つの課題ではないかなと、その課題を解決していくことも必要だというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 美里町には町営住宅が現在18か所、私が調べたところは18か所、251戸あります。

この住宅を見てもみますと、建設年度がほとんど50年代にできております。昭和50年代。ということはもう、40年から50年を経過して、今、町では毎年、町営住宅の改修を定期的に行っておりますけれども、その改修では済まない、建て替えが必要な所も出てくると思いますけれども、今後どういう対策を打っていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

町営住宅の建て替えなどの計画につきましては、平成24年度に作成をしました「美里町公営住宅等長寿命化計画」において、団地ごとに建て替え・修繕対応・用途廃止に分けて判定をしております。その判定に沿って、建て替え等の計画を進めていくこととしておりますが、現状は修繕対応を優先的に進めているというような

状況でございます。

建て替えに当たりましては、土砂災害警戒区域を含む町営住宅の集約の建て替え、偏った世代構成の解消に向けた若者定住のための取組、民間活力を活用した整備の手法などを、今年度策定予定しております「美里町公営住宅等長寿命化計画」の第2期において検討した上で、令和5年から10年間の計画を作成しまして、町の財政状況を踏まえた、効率的かつ円滑な更新の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 長寿命化計画を策定されるということでございますので、本年度作成されるのであれば、またそのあたりもですね、皆さんにお知らせをしていただければと思います。

その計画の中で、町営住宅を新たに建設する場合があると思うんですけども、建設する場合はいろんなやり方が、町営住宅でも今はあると思いますけれども、建設しなきゃいけないというときには、どのような方法で進めていかれるんですか。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○8番（福田秀憲君） これには、その場所に建て替えるのもあるし、違う場所に建て替える場合もあるでしょうし、その同じ場所に建て替える場合は、住んでる人たちの仮の住まいも要りますし、そのあたりも含めて、ちょっと教えていただければと。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

町営住宅を整備する場合は、近年、多くの自治体では、民間の資金や技術的能力を活用して、公共施設等の整備を図るための措置として、PFI事業を活用し、整備が進められてきております。

PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と技術力を活用し、公共施設の設計・建設や、維持管理・運営を行う公共事業の手法となっております。

県内においても、長洲町や山都町でもこの事業を活用し、公営住宅の整備が進められており、方法も民間事業者による設計・施工後、町が一括して一定期間借り上げ、町営事業者として貸し出す方式や、民間事業者による設計・施工後、町が買い取って、町営住宅として貸し出す方法などがございます。

先ほどご質問がありましたとおり、方法としましては、町が土地を新たに用意をして、そこにこういった民間事業者の方に設計、そして施工が幾らかかるというふうな提案をしていただいて、それに対して町が事業者を選定して建ててもらう方式と、今度は民間事業者が自分で土地を選定をして、そこにまた民間事業者が設計し

て施工までして幾らかかりますというふうな、そういった提案をしていただいて、それに対して、町がどの事業者を選んで、その方と契約をすると、その方に対して町がお金を払って、家賃あたりを使ってですね、お金を払っていくというふうな方法がございます。

先ほど、長寿命化計画を今年度策定するというふうなことでお話をさせていただきましたけれども、その中で、町営住宅の方にですね、住んでいらっしゃる方にいろんなアンケートを、調査をすることになっております。そういった中で、今の所で建て替えたほうがいいのかとかですね、実際、どういった町営住宅に住みたいのか、当然、新しい住宅になれば家賃も高くなりますし、そういった入居者の方の希望あたりもありますので、そういったところも含めてですね、今年度の長寿命化計画の中で検討のほうもしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 住宅には、若者が定住する住宅、町有住宅といいますか、そういうのへの取組もあると思いますけれども、その取組というのは考えておられるのでしょうか。というのはですね、町のほうから、甲佐のですね、若者住宅といいますか、子育て支援住宅というのに移られた人もいますよね。甲佐町では、若者定住のため、何かPFI方式で整備されたのかどうかわかりませんが、子育て支援住宅というような形でつくっておられて、もう既に運営をされているわけがあります。このあたりも参考にして、美里町でも検討したらどうかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおりですね、甲佐町では平成22年度から、雇用・能力開発機構が元々所有をしておりました建物を、町が町営住宅として購入をして、子育て支援住宅として運用のほう、開始をしております。

甲佐町の子育て支援住宅では、入居者の選定時から、18歳未満の子がいる子育て世帯や新婚世帯に限定をしまして、18歳未満の子の数によって、家賃を最大1万円減額するなどして、子育て世代に特化した支援が行われております。入居期間につきましても、18歳未満の子がいなくなる年度までと限定することによって、多くの子育て世代や、新婚世代の移住や定住への支援が図られているというふうに考えております。

また、加えてですね、山都町でも現在、PFI事業によって、若者定住を目的として町営住宅の整備が進められておりますので、本町におきましても、今後このよ

うな取組を参考にして、若者定住に向けた町営住宅の整備について、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） すぐ隣で、町長。甲佐にも詳しいでしょうから、そのあたり、情報は入っていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 実は、美里町も、このPFIに関しましては、民間の技術とそれから資金を使うわけでありますので、町からの持ち出し、最初の投資というものが非常に抑えられるという意味ではですね、非常に取っ掛かりやすい事業であります。このPFIを使って、近年、いろんな地域で、先ほどから話があっておりますように、子育て支援住宅であったり、若者定住住宅であったり、そういったものをつくられております。

美里町でも、肥後銀行さんあたりを通じてですね、PFIの勉強会、実はもう何回か開いております、建設課のほうでもこのPFIで次はってというような思いを持ってもらっているのではないかと、私は考えているところでありますが、今度、山都町の、そのPFI事業によって建つ住宅が、年明けぐらいにはもう入居が開始されるということを聞いておりますので、施工終わりましたら見せていただくようにしたいという打合せは今、しているところであります。

いずれにしましても、PFIがですね、どんどんどんどんいろんな所で、PFIによる施工が進んでおりますので、美里町もそういった所を参考にしながらですね、若者定住であったり、子育て支援であったりってことを考えてもういかなければならないと、私も承知をしているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 町で開発して、分譲した若者定住住宅は今、5か所ありますけれども、今、学校に通っているのは、この団地あたりから多くの児童・生徒が通っているわけであります。また、復興団地に賃貸住宅として、所得に関係なく入居できるようになったところにも若い人が入って、入居ができるようになっているわけであります。

これらの若者定住住宅団地は、人口減少に一定の歯止めをかけているんじゃないかなという思いがしております。これらの、先ほど申し上げられましたPFI方式なんかも考慮しながらですね、将来の住宅の在り方を考えていただければなというふうに思っております。

既存の町営住宅については、やはり今後とも住み続けたいと思われるような整備

をしていただければと思います。この、やっぱり町の人口を支えているのは、町営住宅に入居しておられる方じゃないかな。もう、相当おられます。というのは、251戸ありますので、その中で二人とすると、大体500人はおられるわけで、その1戸に2.5人だと625人、3人おられれば750人おられるわけですから、やっぱり美里町の人口を支えてるというふうに考えて、団地ですね、整備や建て替えもですね、考慮してから、住み続けたいというような団地にしていいただければなというふうに思っております。

次に、子育て支援ですけれども、美里町では相当な支援等をやっておりますけれども、支援の現状はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

本町の子育て世帯への支援の現状でございますが、子どもを産み、育てたい思いがある世帯を含め、子育て世帯における子育てステージに応じた主な支援の現状を申し上げます。

まず、子どもを産み、育てたいが、不妊に悩むご夫婦の世帯には、平成28年に創設しました特定不妊治療費助成事業があり、治療費の経済的負担を軽減するものがございます。

次に、子どもが出生されたら、第一子から第三子までに10万円、第四子以降20万円の祝い金をそれぞれ支給する、出生時祝い金制度がございます。

また、子ども医療費助成事業として、出生後から18歳の誕生日後の3月31日までの子どもの医療費、保険適用分になりますが、その自己負担額を全額助成しております。

なお、ひとり親世帯等への支援につきましては、その児童とともに保護者も対象として医療費を助成する、ひとり親家庭等医療費助成事業もございます。これらは現行の子ども・子育て支援事業計画に記載があるものでございます。

令和2年度からは、子どもが保育所や認定子ども園に入園して、そこで提供されます副食費、おかずやおやつ代になりますが、それを助成する副食費補助金事業を実施しています。

義務教育のステージでは、小学生の児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ、経済的理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な費用（学用品等）を援助する就学援助制度がございます。

なお、令和3年度からは、中学校3年生を対象に公営塾を開設しまして、学習機会の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 美里町としては、相当独自の施策として、いろいろな子育ての支援をやっています。私たちが研修とか行って、ほかの所の自治体と比べても、美里町は相当進んでいるなという思いがして、充実していると思います。

今の中に、保育児ですけれども、保育児童の待機児童もないし、もうその辺りもですね、すばらしいなというふうに思っております。さらに、これだけありますけれども、これに小・中学校の給食の無料化、また、小学校入学時の祝い金、このあたりのですね、検討もしたらどうかなというふうに思っておりますけれども、給食費については相当な額がかかりますけれども、ほかの自治体でもですね、既に検討されているところも結構ありますが、その辺りもですね、検討したらどうかなと、私は思っております。

できる・できないにせよ、検討するという事は大事な事じゃないかなというふうに思っておりますので、町の財政状況に合わせて、その検討をしたらどうかなと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、給食費の補助は行っていないところでございます。しかし、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、原油価格・物価高騰等により給食費を値上げせざるを得ない状況でしたので、食材費等の高騰分として、給食費の20%相当分を補助し、保護者負担を軽減させていただきたいと考えているところでございます。また、入学祝金につきましても、現在のところ行っておりません。仮に、給食費への補助や入学祝金を行うとすると、恒久的な財源が必要となってきますので、慎重に検討する必要がございます。

しかしながら、県内でも、議員もおっしゃいましたように、充実した子育て政策を掲げる美里町であります。他の自治体との差別化も図る必要がありますので、今後、子育て支援策の一環として、こういった給食費であったり、入学祝金であったり、どこまでできるのかということを検討をさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 私は、町でこれだけ充実した施策を打っているのに、住民の人も知らない人もおられるし、対外的にも知らない人がいっぱいおられます。これを一覧表にして、町のホームページをパッと開いたら、町はこんな施策をやってますよというのがパッと目に飛び込んでくるような、今の施策あたりを並べてですよ、ホームページ一面にこう、一番最初に見れるように。詳細については、そこから飛んで、いろんな手続なんかも考えればいいことであって、「うわあ、これだけ施策

をやってるのか」って、いうようなですね、アピールといいますか、その工夫も私は必要じゃないかなというふうに思います。これだけですね、充実してやっけるのに、ほかの所に知られないというのはですね、もったいないと私は思っております。この辺りはですね、もちっと考えていただければなというふうに思っているところでもあります。よろしく、その辺りは検討していただければと思います。

続きまして、雇用の確保について、質問いたします。

美里町では、介護療養関連施設、建設業、スーパー業など、雇用の場はありますけれども、町外で働いている人が多いような感じがいたします。町内にもっと働く場所があれば、定住する人が増えると考えているわけでもあります。

最近、話題になっているのが、半導体を製造するTSMCという台湾企業が菊陽町に進出をしてくております。令和6年に生産を開始して、1,700人の雇用を見込んでいるということでもあります。これに対応するための関連企業17社が、既に工場を新・増設を計画をしておられます。さらに、進出を目指している企業は数十社あると言われております。

そこで、これらの関連会社を含めて、企業の誘致は行っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

企業誘致の話になりますが、働く場の確保という意味で、人口減少対策としても重要な課題であるというふうに認識しております。

一般的にですね、企業の方が立地候補先を選定するという意味で重視される要素というのをちょっと並べてみますと、一つ目は用地が確保できるかどうか、2番目は本社へ近接しているかどうか、3番目は市場への近接性ですね、4番目が関連企業との近接性、5番目が地価の安さ、6番目が事業用水の確保、7番目が自治体の補助や支援、8番目が周辺環境の制約、9番目が高速道路（インターチェンジですね）の近接性、10番目が労働力が確保できるかどうか、などが挙げられます。

これら10個ほど並べましたけども、これらの要素について、他市町村と比べた場合、地価の安さというのはですね、美里町、非常に優位に立てるところがあると思うんですけど、ほかの部分というのは厳しい状況にあります。特に用地の確保というところについて、これがなかなか難しいところでして、これができないことには候補選定のテーブルにも上がることができないということなために、これが大きなネックになっております。

今後、企業誘致を進めるためには、それこそ、ほかの市町村と競争に勝てる武器、これを一つでも多く揃えられるかということが重要となりますので、有安の旧工場

跡地以外ですね、土地の情報、こういったものも収集を図ったり、美里町独自のインセンティブ、そういったものの創設を今後行っていきたいというふうに考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） ここ数年、コロナ禍の中にあつて、テレワークの活用がされております。美里町においても、そのサテライトオフィスと申しますか、そういうやつ誘致もしたらどうかという考えを持っております。

それには、唯一、四小学校ありましたけれども、ほかの所は利用しておりますが、利用されていない西小学校あたり利用して、そのサテライトオフィスあたりを誘致できないかなというような思いがしております。ここは、地元の人たちが結構整備をしておられますので、校舎のほうはちょっと手を加えなければいけないと思いますが、テレワークに活用ができると。それと、有安の旧工場跡地について、これは整備後、令和5年、6年にかけて企業の誘致をされるというふうにされております。このTSMCの進出、それと西小学校の利用、それと有安工業団地の跡地についての企業誘致、これらはもう既に活動されてるのかどうか。

企業誘致するにはですね、1、2年じゃなかなか難しいと思うんですよ。もう、いつも県と連携して、「どぎゃんですか、ありませんか」て、町長がやっておられると思いますけれども、そのあたりはですね、早目に取り組んでいただきたいなという思いがしているわけでありまして。

今、その取組の現状は、町長、どうですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 取組につきましてでございますが、企業のほうもですね、やはり、来るに当たっては、ちゃんと、本当にその土地が利用できるかどうかとか、そういったもの、やはり社運をかけて来られるわけですから、全く絵が見えてない状況ではなかなか企業誘致は難しいというような状況です。

この企業誘致に関しまして、何よりも今、取り組んでおりますのは、今答弁を、説明をいただきました松岡課長がですね、熊本県から出向していただいておりますが、そもそも、元々企業誘致の担当をされておまして、非常に多くの実績を持っていらっしゃるし、ノウハウを持っていらっしゃいます。そういった意味では、松岡課長等々、熊本県しっかり連携をしていただいておりますし、美里町としてもですね、連携をしながら、今後、企業誘致というものに励んでいきたいというふうに考えてます。

それと、テレワークに関しましてであります。例えば熊本市内とか、非常にテ

レワークのサテライトオフィスというのが入って、電話とかの企業が来たりします。それはやっぱり、周辺にそれだけ働く方が、例えば自転車で通える環境であるとか、そういう所には非常に優位に働くのかもしれませんが、そういった企業が来たときに、マンパワーが本当にあるのかというようなこともですね、非常に企業の方々は重要視されますので、そういったところもしっかり考えながら、企業誘致というものは進めていかなければいけないというふうに考えます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 企業誘致は、やっぱり町長も一緒になって、松岡さんともですね、一緒になって、どんどん県あたりにも行って話をして、「ありませんか、ありませんか」と、そのあたりは私はやっていただきたいと。

サクラ化学工業来たときも、すごい情熱でやっていただいて、その成功する、失敗する、やらないと何もないとことから何も生まれないんで、やってみるというのが大事じゃないかなと私は思っております。

時間がないので、ちょっと先に進ませていただきますけれども、私は10年近く熊本市内に通勤をしております。熊本市内の中心部まで行っても1時間足らずで通勤ができるわけであります。この町の環境の良さ、また住民の人柄、宅地の安さなど、この熊本都市圏の人たちに売り込むことも、一つは大事じゃないかなという思いがしております。「美里町は通勤圏内なんですよ」と言って声を掛けて、誘致をする、そのあたりも必要じゃないかなという思いがしております。わたしも機会があるときにはそういう話をさせていただいて、誘致をしているところであります。

最後にですね、人口減少対策ということで、町の中に班をつくったらどうかという思いがしております。というのは、美里町に勤めていて、役場でも一緒ですけれども、外から通ってる人がいる。その人たちを中心にですね、PTAをつくって、どうしたら美里町に住みたくなるのか、その人たちが「私はこぎゃんするなら美里町に住んでもいいよ」というようなですね、話合いができて、それを積み重ねて、それを一つ一つ解消していけば「わあ、こら美里町はいいな」というふうな町に変わっていくと、定住・移住する人も多くなるんじゃないかなという私は思いがしております。とりあえずは、町の役場の職員の方、外部から通っておられる方に、町内に住んでおられない方に、どうしたら住みたくなるのかと、それが一番やっぱり早い近道っていうかな、そういうのがやっぱり大事じゃないかなと思うわけです。

「私も外に行ってなんさん住みたいなと、こうしてもらえたら住みたいな」という思いのあるところもありますので、そういう意見を集約して、そのPTAをつくって、話合いをして、人口対策を進めていく、そういうのが必要じゃないかなという思いがしております。

PTAはどうですか。ちょっと、1分しかありませんけど。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい。そういう意見聴収というものはできるのではないかと考えます。

○8番（福田秀憲君） 議長、終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、福田秀憲君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会し、午後1時から休会とし、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、午後1時から休会とし、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定しました。

なお、会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が第3・第4会議室をご利用ください。

明日9日金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時01分

第 4 号

9 月 9 日 (金)

令和4年第3回美里町議会定例会会議録（第4号）

令和4年9月9日（金）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務文教常任委員会委員長
(2) 産業厚生常任委員会委員長 |
| 日程第2 | 議案第48号 | 令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第49号 | 令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第50号 | 令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第51号 | 令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第52号 | 令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第53号 | 令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第54号 | 令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第55号 | 令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第10 | 議案第56号 | 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第57号 | 令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第58号 | 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第59号 | 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第60号 | 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第61号 | 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第62号 | 早楠辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 日程第17 | 議案第63号 | 有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の締結について |
| 日程第18 | 議案第64号 | 町道路線（金木橋線）の認定について |
| 日程第19 | 議案第65号 | 字の区域の変更について |
| 日程第20 | | 議員派遣の件について |
| 日程第21 | | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について |
| 日程第22 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について |

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	吉住淳一君
3番	平野保弘君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	総務課長	坂村浩君
企画情報課長	松岡征二君	税務課長	池永英治君
住民課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川幸生君	経済課長	西寺清君
観光商工係長	大本由加君	建設課長	富永英司君
水道衛生課長	安達浩一君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第1、各常任委員会の報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、濱田憲治君。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

閉会中の総務文教委員会を一度実施しておりますので、まず、その報告からいたしたいと思います。

令和4年8月5日金曜日午後1時30分から、美里町総合体育館研修室及び砥用中学校武道場2階、参加者は福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私濱田。執行部より、吉永教育長、酒井学校教育課長、松村係長出席のもと、視察の内容としましては、美里町公営塾の視察をしております。

まず、公営塾の目的としまして、先人たちが守り続けた自然と文化を受け継ぎ、美里町の未来を担う子どもたちの進路に向けた可能性を広げるために、放課後の時間を活用し、一人一人の学力向上を図ることを目的に開催をされております。

対象学年は、令和4年度の両中学校の3年生であります。参加希望者は、砥用中学校が30名、中央中学校が22名となっております。実施方法として、回数としては週2回、1日2教科、1教科50分です。教科は数学と英語。1教科を2名の講師で担当されております。時間は17時から18時50分であります。期間としまして、7月15日金曜日から令和5年2月の高校後期入試が終わるまででございます。夏休みは別途計画で、2コマから3コマ実施をされております。受講料は無料であります。講師は熊本大学教育学部の学生の方々であります。

視察の感想としまして、学生と講師の年代が近いので、お互いに信頼関係がよく見えておりました。講師二人体制なので、理解度が向上すると感じております。民間の塾では各自の意志が強いと思いますが、同級生ならではの連帯感もあり、共通の目的に向かう姿勢があると感じております。

今後も、「町の子にいい教育を」を今後も取り組んでほしいと思っております。

講師の大学生も実践的な指導ができ、今後教員を目指すのに学ぶ場面も多くあり、自信にもつながることだと思ったところです。

以上が、公営塾視察の報告であります。

次に、定例会中の総務文教常任委員会の報告をいたします。

令和4年9月6日火曜日午後2時15分開会をし、中央庁舎議会委員会室において、参加者として、福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私濱田。執行部より、吉永教育長、坂村総務課長、松岡企画情報課長、池永税務課長、松永住民課長、中川会計課長、酒井学校教育課長、長井社会教育課長であります。

まず、議題として、令和3年度決算について、総務文教常任委員会所管ごとの説明を受けております。

総務課では、歳入の地方交付税が令和2年度より2億8,163万9,000円の増額でありました。増額の要因として、個別算定経費の増額や、地域デジタル社会推進費及び臨時経済対策費の創設であるということでもあります。

次に、企画情報課では、歳入の国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1億4,797万3,000円が受け入れられ、関連の事業を実施されております。

税務課では、町税の不納欠損額を少なくするように、業務の遂行に取り組んでおられます。

住民課では、通知カード、個人番号カード関連委任事務補助金331万9,000円を受け、関連業務等を実施されております。

会計課では、令和3年度末での国債の残高は5億円であります。

学校教育課では、教育寄附金100万円を受け入れられており、一事業者から通算100万円を5回寄附をされ、五つの小・中学校で20万円の備品を購入されておる事業になっております。

社会教育課では、予算に対し、新型コロナウイルス感染症による、より多くの事業が中止をされ、不用額が増額されております。

次に、令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）の説明を受けております。

総務課では、歳入で前年度繰越金、地方交付税、デジタル田園都市国家構想推進交付金、基金繰入として平成28年度熊本地震復興基金繰入、また過疎対策事業債、美里まちづくり公社事業を計上されております。歳出では、原油価格・物価高騰対策支援給付金（新型コロナ対策）として、町民一人当たり5,000円の費用の予算を計上されております。

企画情報課では、歳入で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、二次募集があり、地域づくり夢チャレンジ推進補助金を計上し、歳出では美里バス乗車体験イベント負担金（新型コロナ対策）として計上し、実施予定であります。

住民課では、歳入ではマイナンバーカード関連委任事務交付金、マイナポイント

事業交付金が計上されております。歳出ではマイナンバーカード普及促進のための会計年度任用職員の雇用諸手当の経費を計上され、マイナンバーカード管理システム導入委託料も計上されております。

学校教育課では、歳入では、先ほど決算のときにもありましたが、教育寄附金として、一事業者から通算6回目の寄附がなされて、この寄附金について、今までは五つの小・中学校で備品の購入に充てられておられましたが、寄附者の意向で、各学校の特色ある教育推進を進めてほしいと要望を受けられ、今回は学校長の裁量で事業を計画する仕組みにされております。また、物価高騰対策による給食費の保護者負担軽減対策事業補助金（新型コロナ対策）を計上し、小・中学校の修学旅行でも、新型コロナ対策としてバス代金等の補助を計画をされております。

社会教育課では、歳出で、やすらぎ交流体験施設整備購入費（新型コロナ対策）で、エアコンの購入とB&G体育館トイレ改修工事（新型コロナ対策）、また海洋センタープール劣化状況調査費を計上されております。

次に、9月8日、現地を視察しております。視察の報告をいたします。

まず、国道218号線から砥用庁舎までの上り坂があり、この上り坂を砥用庁舎まで上る体験をしております。約3分30秒の所要時間と、車道と歩道の境には車除けのブロックが設置をされておりますが、急な坂道であり、高齢者にとっては厳しい上り坂と痛感したところであります。

次に、砥用庁舎の非常用発電設備改修工事現場を視察しております。既存の発電機は砥用庁舎建設時に整備されており、長時間運転に対応されていないことや、現在販売もされていないので、修理等が厳しい状況であることから、新たに発電機を設置する事業であります。新しい発電機は中央庁舎に設置してある発電機同類型のもので、発電稼働時間は72時間でございます。非常時の停電時には、1階電算室及び電気機器、会議棟の旧常任委員会室、これは避難場所に設定されておる部屋であります。そこの空調機の電源、防災無線機は必須となっておりますという報告でありました。

次に、B&G体育館のトイレ改修について視察をしております。

男女トイレ及びバリアフリートイレの改修で、和便器トイレを洋便器に変更し、通路より下がっている床もバリアフリー化になるよう、同一の高さに変更し、また洋便器はウォシュレット仕様で、小便器や手洗い器については、自動で洗浄できるような仕組みになります。

女子トイレの和便器、三つあるところを洋便器二つに減少する報告もあっております。

次に、B&G海洋センタープール劣化状況調査について、視察をしております。

昭和56年建設から、屋根を形成している鉄骨や、プールの水の循環器等、塩素による腐食や経年劣化が見受けられ、専門業者の劣化状況調査手数料を計上し、今後どのような仕様で改修するか、判断材料を見極める事業になっております。

次に、震度計を視察しております。

6月26日に観測された地震計が老人福祉センター裏に設置されており、この計測器は防災科学技術研究所が設置をされていることでありました。

次に、やすらぎ交流体験施設整備購入（新型コロナ対策）として、やすらぎ交流が建設されたときから使われていた食堂のエアコンが、経過年数が長く、制御盤等の材料が入らないために、エアコン2基を更新する事業であります。2階の研修室ソラにも同様のエアコン2台も設置されているが、1台が故障しているので、食堂の旧のエアコンの制御盤を使用し、修理されるという報告でもありました。

以上、視察を終え、3時30分に中央庁舎に戻り、散会をしております。

以上で、報告を終わりますが、報告漏れがありましたら、ほかの委員さんよりお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、坂田竜義君。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 令和4年度第3回議会定例会における産業厚生常任委員会の活動報告をいたします。

本定例会会期中に産業厚生常任委員会活動をいたしましたので、その概要を報告いたします。

9月6日午後2時15分より、第3、第4会議室において、高田議員（副委員長です）、今田議員、隈部議員、平野議員、坂田。執行部より西寺経済課長、富永建

設課長、高田林務観光課長（代理、大本係長）、安達水道衛生課長、中川健康保険課長、谷口福祉課長出席のもと、会議を開催いたしました。

まず、決算の関係についてはもう、特に質疑はございませんでしたので、議案第55号美里町一般会計補正予算（第6号）について、担当課より説明がございました。

福祉課では、介護基盤緊急整備特別対策事業補助基金700万円。これは、介護医療院として指定されております温石病院、間部病院に対する補助金でございます。美里町地域介護・福祉空間整備等補助金773万円については、みんなの家の風呂等の設備でございます。それから、介護保険特別会計への繰出について説明がございました。そしてまた、意見もありました。

健康保険課につきましては、国民健康保険特別会計への繰出、コロナ関係の国庫負担金の返還金等について説明がございました。

水道衛生課については、簡易水道施設整備補助金505万円。萱野地区など5地区でございます。水道事業基金積立金3,500万円、簡易水道事業特別会計繰出金744万円について説明がございました。

経済課については、経営発展支援事業補助金、これ新規就農者に対してでございますが685万円、農業用燃料価格等高騰対策助成金1,879万円、これについては、町民一人当たり5,000円という、先ほど総務文教常任委員長の報告がございました、この関連で、経済課の関係では、農業者に対しまして、農業所得50万以上の農業者に対しまして助成金を出すものでございます。上限が10万円ということになっております。それと、指定管理者に対する燃料価格高騰対策助成金として、佐俣の湯等の燃料助成ということで300万円、佐俣の湯の落石防護柵設置工事について500万円等について説明があり、若干の意見がございました。

林務観光課につきましては、森林調査業務委託料80万円、原油価格・物価高騰支援補助金、これは商工業者等に対してでございますが2,835万円、これも営業所得50万円以上、10万円が上限でございます。その他、ガーデンプレイス家族村備品購入、エアコンですけれども584万円等について説明がございました。

それから、建設課につきましては、老朽化危険空家等除却推進補助金766万円、町道維持工事測量設計委託料700万円、町道維持工事請負費2,700万円、町営住宅修繕料634万円等について、詳細にわたって説明がございました。

以上、この6日の委員会の状況は、そういう状況でございました。

そして、9月8日の午後1時から、現場視察ということで行いました。

1点目は、町道太刀高江線でございます。延長790メートル、総事業費2億円ということで、高江側から既に一応3分の2はほぼ完了しているということで、残

り約260メートルについて、令和6年度の完成を目指すということで、説明を受けております。

2点目は、一般県道三本松甲佐線（令和金木橋）、これ、町の広報にも掲載されたところでございます。これは熊本県の事業でございますけれども、総工費11億円、橋の部分については4億円ということでございます。長さ46メートル、幅員7メートル、平成12年から、地元から期成会といういろいろな動きがございまして、令和4年8月に竣工したということでございます。また、旧道の町道認定につきましても確認をしてきたところでございます。

3点目は、ガーデンプレイス家族村のエアコン設置工事の現場視察を行いました。584万円でございます。

4点目は、町道馬門線（馬門線での馬門橋）、橋梁補修設計業務委託について視察を行いまして、道路メンテナンス事業費補助金948万円を使いまして、橋の長さが61.5メートル、幅員6.5メートル、これは1937年に架設されたもので、RCアーチ式ということで非常に古い、当時は一番大きな橋だったということで聞いております。これが整備されますと、離合ができないように設定してございますけれども、今後フットパスコースでありますとか、サイクリングロードなどに活用するという計画になっておるところでございます。

5点目は、通称「西田用水」、中園地内ですかね。小筵から松野原のT字路のすぐそばなんですけど、この通称「西田用水」の災害復旧工事現場を視察をいたしました。ほぼ工事は完了しておりますけど、総工費が3,400万円ということで、工期は令和6年までになっておりますけど、ほぼ工事そのものは完了しておりましたことを確認しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第48号 令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第48号、令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

説明は終わっておりますので、質疑を行います。

なお、決算認定の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、決算認定の質疑は一括質疑といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方は、ページと款・項・目・節を指定の上、発言をお願いします。質疑ありませんか。

8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） 35ページ、よろしいでしょうか。上から5段目、住宅使用料というのがありますが、住宅使用料がありまして、収入未済額が1,789万3,550円となっております。これは住宅の使用料で、未済の金額となっております。例年ですね、大体1,600万ぐらいの未済があつて、いろいろ努力をされて抑えておられるんですけども、今回は前年に比べて、約150万ぐらい増えているんですが、何かその理由がありましたら、ちょっと教えていただいて、その未済の少なくなるような方法があればというふうに思っております。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、町営住宅の住宅使用料ということで、収入未済額が1,789万3,550円となっております。主な内訳につきましては、右の町営住宅使用料の現年分、それと駐車場使用料の現年分、それと同じくそれぞれ滞納繰越分ということで、一番増えた原因といいますのは、一番上の段の町営住宅使用料の現年分の収入未済額が増えているというような状況でございます。内訳を見ますと、大体昨年度、令和2年度に比べまして、令和3年度新たに滞納された戸数が4戸増えたということと、その原因といいますか、ていうのはやはりどうしても、コロナ禍で滞納があつた場合ですね、当然督促状、催告状あたりを文書で発送しまして、納付のお願いをしております。それに加えてですね、電話であつたり、納付のお願いをするんですけども、なかなか対面での納付のお願いであつたり、納付の相談であつたりですね、そういうのがコロナ禍で思うようにできてなかったということが主な原因であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） この滞納というのは、溜まってしまふとなかなか払いたくない
というか、なかなか払えないというあれがあるので、初期の段階で、なるべくこう
分割してでもいいですから、ちょっと払っていただけませんかというような対応を
ですね、今一所懸命やっておられるのはわかりますけれども、初期のやつはそうい
う対応をされた方がいいのかなという思いがします。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第48号から議案第54号までの採決は起
立により行います。

議案第48号、令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案
のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第48号、令和3年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定
については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第3 議案第49号 令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第49号、令和3年度美里町国民健康保険特別
会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第49号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第49号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第4 議案第50号 令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第50号、令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第50号、令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第50号、令和3年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第5 議案第51号 令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第51号、令和3年度美里町介護保険特別会計

歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第51号、令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第51号、令和3年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第6 議案第52号 令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第52号、令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号、令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第52号、令和3年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第7 議案第53号 令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第53号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第53号、令和3年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第54号 令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第54号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第54号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第55号 令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第55号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、補正予算の質疑は一括で行います。

質疑ありませんか。7番、濱田君。

○7番（濱田憲治君） 議案第55号について、お尋ねをいたします。

ページ数でいきますと、21ページの農村構造改善対策費の中の、佐俣の湯の落石防護柵設置工事ということで、場所はわかるんですけども、上段なのか下段なのか、いろいろその形があると思いますので、その内容説明を求めたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

設置場所につきましては、雑石積みですね、天端の裏に設置を予定しております。一応、フェンスの長さにつきましては54メートルを予定しております。基礎ブロックにつきましては28基、2メートルに1か所という形で設置をいたしまして、フェンスの高さにつきましては1.5メートルということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 内容的にはわかりましたが、岩を組んである所の上の段というところで認識をします。その中についてなんです、岩の間から雑草とかがですね、

生えてくる状況で、以前は佐俣の湯の出荷協議会の方々も含めて草取りをされておったんですけども、非常に高さがある所は3メートルぐらいになりますので、いつも危険が伴うというようなことをおっしゃっておられました。せっかく防護柵をすれば、例えば、フォレストアドベンチャーのハーネス等を古いのが少し残っているという状況ならば、例えば、それを付けるワイヤーをですね、ずっと引っ張っていただければ景観の見せ方についても、草取りが安全でしやすくなるんじゃないかなと思ったもんですから、この防護柵を設置に合わせてワイヤーとかを設置していただくならばという思いで質問をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 佐俣の湯にもですね、聞き取りをさせていただいて、それから、これから設置される柵がそういうことが可能かどうかも含めて、総合的に検討させていただければと思います。

○7番（濱田憲治君） 議長、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。9番、今田君。

○9番（今田政行君） 9番、今田です。ただいま上程中の議案第55号に対して質問をいたします。

ページで15ページ、節の枠の下から2段目の18負担金、補助金及び交付金のところの、4,598万5,000円のところですけども、これは新型コロナ対策ということで、一人頭5,000円の給付の分だったかと思いますが、先般、総務課長のほうで説明をいただきましたけども、ちょっと聞き洩らした部分がありますので、お尋ねしたいと思いますけども、その5,000円に対しては、範囲は成人だけなのか、子どもも含むのかということと、後はその給付の方法、どういうふうな形でされるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今、議員お尋ねの、原油価格・物価高騰対策支援給付金、新型コロナ対策の4,598万5,000円の件につきましては、現在、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に影響を受けている住民の方、一人、全員にですね、一律5,000円を給付する予定でございます。今、議員おっしゃったように、年齢制限とか設けなく、ゼロ歳からご存命の方全員の方に支給をする予定でございます。支給方法としましては、まず、振込先を受け取る確認書の提出をしまして、令和2年度に実施しました定額給付金の振込口座を利用して、プッシュ型で、申請なしで町から、プッシュ型で支払うというような方法を取り、支払う予定にしております。

この議会、予算が通りました上がりには、早急にですね、住民の方へ支給できる

ように対応したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（今田政行君） はい。議長、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。5番、高田君。

○5番（高田美千子君） ページで申し上げますと、15ページになると思いますが、最上段の行で、美里バス乗車体験イベント負担金ということで7万円計上してございますが、例えばいつ頃実施するとか、どういう方が対象であるとか、少し具体的な実施の計画内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

美里バスです、これはまず9月議会に上げた理由っていうのが、臨時交付金の受け入れに伴ってという話になりますが、一応、時期としてはですね、11月頃を想定しております。これが、地方路線バスのほうで「バスの日」が9月にあるんですけど、それに合わせて本来はやる形にするんですが、そちらのほうはまだ11月に延期されておりますので、今のところ11月と、コロナの状況見ながらというところで計画しております。

対象は、住民の方という形になりますので、というところになります。

以上です。

○5番（高田美千子君） 美里バスの利用については、日頃からの懸案で。議長。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 美里バスの利用の促進については、日頃から懸案事項でございますので、こういったイベントが効果を奏しまして、ぜひ、利用が増えるっていうことが実現できたらいいなと思っております。期待しております。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに、質疑ありませんか。8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ページ数で言いますと17ページなんですけれども、この目からいったら2段目、高齢者福祉費ということで、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として700万を計上されております。以前ですね、この介護医療院をつくるときに、部屋の整備をするということで補助金を出して、いろいろ整備をして、だいぶやってるんですけれども、そのほかに今度どういう内容の整備といいますか事業をされるのか。お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいましたように、今までこの介護基盤緊急整備特別対策事業補助金

を使いまして、昨年度は医療法人愛生会くまもと温石病院の52床のですね、居室改修を行ってきたところです。今回、補正予算のほうに計上させていただいておりますのが、同じくくまもと温石病院でございますが、ここは家族面会室ですね、の整備に係る支援補助金でございます。それと、間部病院に係ります同じく家族面会室の整備に係る支援補助金でございます、簡易陰圧装置の固定式をですね、導入することとなっております。居室の改修と違いまして、こういう設備の改修にあたるものとなっております、気圧を低くして、感染リスクを減少させる設備の導入補助というような形になっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） この介護医療院も利用される方が結構多いでしょうから、面会者もですね。なかなか今は面会できないという所が多くて、家族あたりも自分の家族なのに会えないという所がありますので、ぜひですね、対処をしていただければと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第55号から、議案第61号までの採決は起立により行います。

議案第55号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第55号、令和4年度美里町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を11時05分とします。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第10 議案第56号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第56号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第56号について、質問いたします。

ページが2ページにまたがりましてけれども、4ページを見ていただきますように。4ページの歳入で、一般会計繰入金、これが50万円になっております。私の勉強不足でわからない。で、開けていただきまして5ページ。ここにですね、下から2段目に、一般会計繰出金31万8,000円というふうに計上されております。これは同じ一般会計の繰出金と繰入金であればですね、この歳入のところの繰入金、これを31万8,000円減らしていけば、減らして最初からしとけば、こういう処理はいらんんじゃないかなと、私は思いがしております。

これ、会計するときに、目とか節が違うのでこういうふうにされてるのか、ちょっと私、勉強不足ですみませんけれども、どうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

まず、4ページの款の6の繰入金、項の1の他会計繰入金、それから目の1一般会計繰入金、節の1事務費繰入金ということで、こちらのほうが一応50万円を計上いたしておるところです。こちらの50万円につきましては、5ページの中で、まず節の3の職員手当、これ時間外勤務手当ということになりますが、職員の時間外手当3名分ということで、今回充当をさせていただいているところです。

それから、5ページの、款の8の諸支出金、項の3の繰出金、目の1の一般会計繰出金ということで、こちらのほうが31万8,000円ということになりますが、これが令和3年度の事務費の繰入金の確定に伴います一般会計の繰出金ということで今回計上させているところです。

以上になります。

○8番（福田秀憲君） 年度が違うということで繰入を、これを繰出をされているという。

議長、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第56号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第57号 令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第57号、令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第57号、令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第57号、令和4年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第58号 令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第12、議案第58号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第58号、令和4年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第59号 令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第59号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第59号、令和4年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第60号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(上田 孝君) 日程第14、議案第60号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第60号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第61号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(上田 孝君) 日程第15、議案第61号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第61号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第62号 早楠辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（上田 孝君） 日程第16、議案第62号、早楠辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） 議案第62号について、ご説明申し上げます。

議案第62号、早楠辺地に係る総合整備計画の策定について

早楠辺地に係る総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

辺地における公共的施設の整備を促進するため、早楠辺地に係る総合整備計画（令和4年度～令和7年度）を策定したいので、辺地に係る公共的施設総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により提案するものでございます。

別でお配りしております議案第62号資料、総合整備計画書をお願いします。

早楠辺地に係る総合整備計画につきましては、平成26年度から令和3年度までの8年間を計画しておりましたが、令和4年度においても引き続き整備を必要とするため、今回新たに計画期間を令和4年度から令和7年度までとした総合計画を策定するものです。

1番、辺地の概況としまして、（1）辺地を構成する町又は字の名称、ここに記載の地域を対象の地域としております。（2）地域の中心の位置、辺地法施行規則第3条に基づいて、固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当た

りの価格は、最高の価格である地点としています。この計画では、美里町早楠字本村902番地3としています。(3) 辺地度数、これは辺地法施行規則第2条に基づく、へんぴな程度の基準を示す数値で、辺地度数が100点以上であれば辺地となります。辺地の算定につきましては、お配りしております資料裏面の「辺地度数算定表」をお願いします。バス停や学校、病院等までの距離により(ハ)の所ですね、112点と、右側、飲料水の状況により(ツ)30点、合計で142点という形になっております。

次に、お戻りいただきまして、次に、2公共的施設の整備を必要とする事情としまして、バス停までの距離が遠く、幹線となる県道と接続する路線の幅員も狭いため、今回の計画により林道整備を行うことで、林業経営の確立、緊急避難道及び生活道としての役割が期待されることから、地域住民の安全性と利便性を確保するため、本計画を策定するとしております。

3公共的施設の整備計画ですが、整備計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間としています。事業費の内訳については、最下部の表のとおりです。本町としましては、この計画に基づき、辺地対策事業債を有効に活用し、早楠地域における公共的施設の整備を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長(上田 孝君) 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第62号、早楠辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第62号、早楠辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第63号 有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の締結について

○議長（上田 孝君） 日程第17、議案第63号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） 議案第63号について、ご説明申し上げます。

議案第63号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の締結について

次のとおり、有安地区旧工場跡地解体工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

- 1、契約金額、9,145万700円
- 2、契約の相手方、有限会社プログレ
- 3、契約の方法、指名競争入札

提案理由でございます。

有安地区旧工場跡地解体工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

別にお配りしております議案第63号資料をお願いします。

対象建物の平面図になります。敷地面積は1万8,523平米で、建物はそこに記載の1から17の合計8,837平米余になります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、濱田君。

○7番（濱田憲治君） 議案第63号について、お尋ねいたします。

熊本市が市民病院を解体するときに、隣接されておる住民の方々からクレームが発生したというような事案がありますが、解体をされる前に、この有安地区辺りには、工期がこうあって、どのような形で進めていきますというような形で事前の説明会等が持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

住民の方ですね、説明会をやろうという形で予定をしております。日程を含めてですね、また区長さんも含めていろいろご相談させていただいてやろうとしておりますので、又ご案内はですね、各住民の方にご案内差し上げてというふうを考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 事前に説明会をされるということで、地区の方々への配慮、いろいろな音とか振動とかあるかと思しますので、丁寧な説明方を求めたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） 議案第63号について、質問いたします。

これは大きな工事ですので、ちょっと心配になっているところがあります。というのは、これは建物解体ということで、下にはコンクリなんかもいっぱい敷いてあるし、どの辺りまで契約の中で範囲をされているのか。ちゃんとしとかなないと、コンクリのあれが残ったとか、後でそういう問題になるといけませんので、契約の段階でどういう契約されるのか、どれまで整地ということをされるとは思いますけれども、どこまで、どういう形でされるのか。

○議長（上田 孝君） 松岡企画情報課長。

○企画情報課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

これに先立ちですね、解体工事の設計業務委託を発注しておりまして、7月末で完了しております。その際、建物の基礎に当たる部分まで試掘をして、どれぐらいの深さという形のところまで全部調査しておりますので、そのコンクリ片含めてですね、解体して撤去していくという形で、その後又整地をするような形のところでやろうとしております。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 契約のときですね、もう、すぐ更地になって利用できるような形にですね、しとっていただければもう一番いいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第63号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第63号、有安地区旧工場跡地解体工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第64号 町道路線(金木橋線)の認定について

○議長(上田 孝君) 日程第18、議案第64号、町道路線(金木橋線)の認定についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長(富永英司君) 議案第64号について、ご説明申し上げます。

議案第64号、町道路線(金木橋線)の認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

県道三本松甲佐線の道路改良工事に伴い、旧道区間を町道として引き継ぐため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

内容説明につきましては、別冊の議案第64号資料により説明いたしますので、議案第64号資料をご覧ください。

1 ページ目が位置図でございます。図面右側の国道218号、金木信号から8月31日に開通式を行いました令和4年9月までの約800メートルの改良工事が完成したことにより、旧道の赤色実線部分を町道として引き継ぐものでございます。

資料の次にページをお願いいたします。引き継ぐ路線の平面図でございます。着色された部分が引き継ぐ区域となっております。

議案書に戻っていただき、別紙をご覧ください。町道の区分は、その他の町道でございます。路線名が金木橋線、起点が美里町畝野字谷尻1091番35地先から、終点が美里町畝野字猪ノ浦1128番2地先までとなっております。延長が190.0メートル(内橋梁が22.6メートル)、幅員が3.0メートルから9.3メートルでございます。

以上で、議案第64号についての説明を終わります。

○議長(上田 孝君) 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第64号、町道路線（金木橋線）の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第64号、町道路線（金木橋線）の認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第65号 字の区域の変更について

○議長（上田 孝君） 日程第19、議案第65号、字の区域の変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。西寺経済課長。

○経済課長（西寺 清君） 議案第65号について、ご説明申し上げます。

議案第65号、字の区域の変更について

美里町永富の字の区域を地方自治法第260条第1項の規定により別紙のとおり変更する。

令和4年9月6日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

土地改良法第2条第2項第2号の規定に基づく区画整理事業の実施に伴い、美里町永富の字の区域に変更が生じるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。別紙「字の区域変更」でございます。

内容につきましては、別冊の議案第65号資料にて説明を申し上げます。

今回の字の区域の変更につきましては、美里地区下永富換地区の圃場整備が完了いたしまして、今後換地処分をするにあたりまして、字の変更が生じたため、字の区域を変更するものでございます。

別冊の議案第65号資料をお願いいたします。

1 ページ目が区画整理事業の位置図でございます。赤色で着色している部分が美里地区下永富換地区でございます。換地区の面積につきましては、2.3ヘクタールでございます。

次のページをお願いいたします。字の区域の変更比較図でございます。左側が変更前、右側が変更後でございます。青色で着色している部分が区画整理事業の範囲でございます。右側の変更後の赤色で着色している部分が変更箇所でございます。

次のページをお願いいたします。字界変更図でございます。

変更する区域でございますが、永富字下表田538の1の一部及び539の2に隣接する水路である公有地の全部。緑色で着色している部分でございます。そちらを永富字中表田に変更いたします。それから、永富字中表田532の1の一部と533の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である公有地の全部。黄色で着色している部分でございますが、こちらを永富字下表田に変更いたします。

今後の予定といたしましては、11月に権利者会議を行いまして、令和5年2月に換地処分を行い、3月に換地処分の登記を法務局に送付予定でございます。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第65号、字の区域の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第65号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第21 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第21、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、日程第21及び日程第22を一括して議題とすることに決定しました。

日程第21及び日程第22を一括して議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがって、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、本定例会におきましても提案させていただきました全

での議案に関しましてご承認をいただき、誠にありがとうございます。

今回の議会、予算面におきましては、原油、それから物価高騰対策の面です、やっぱり生活にダメージを受けていらっしゃる方々に対する支援、あるいは農林業に対する支援、商工業に対する支援という、対応する予算を今回計上させていただきました。これから先、予算を通していただきましたので、迅速にしっかり届くように、今後対応をしていきたいというふうに思います。

それから、先ほど契約の締結も承認いただきました、旧工場跡地の件であります。もう随分昔からあそこにあの建物があって、美里町役場から国道方面見ると、必ず目に付く。国道から役場を見ても目に付く。すばらしい一等地にあの建物があった。それが今後解体をされてなくなっていく。多分、予想では開けた、本当にいい土地ができてくるのではないかなと思います。まさに美里町でも非常に使い勝手がいい土地でありますので、皆さんといろいろと議論をしながらですね、美里町の発展に寄与する形で使っていきたいと思っておりますので、どうか今後ともご指導、それからご鞭撻を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、コロナも少しずつ下向きになってきておりますけども、美里町内におきましては、減ったり増えたりしているような状況です。引き続き、予防等に気を遣っていただきまして、健康にはご自愛いただきますように祈念申し上げます、簡単ですが閉会の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和4年第3回美里町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和4年第3回定例会

令和4年9月発行

発行人 美里町議会議長 上田 孝

編集人 美里町議会事務局長 立道 誠

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

電話 (0964) 46-2111